

# 第五編

## 言論統制と文化運動

# 第一章 言論・出版・学問研究 にたいする弾圧

## 第一節 情報局と文化統制法規

戦時下における言論・出版・文化の統制と抑圧の中央機関であり、マスコミ政策の決定機構であったのは情報局（一九四〇年発足、その前身は内閣情報委員会から発展した内閣情報部）である。

一九三六年七月、二・二六事件による戒厳令下に、最初の国家的中央情報機関たる内閣情報委員会が設立された。同委員会は、情報に関する重要事務の「連絡調整」を具体的任務とするものであったが、従来のような内務省による出版警察権や逓信省による通信警察権を通じてのいわば消極的な公安保持に止まらず、より積極的な統制をねらいとしていた。それは形式としては、内閣書記官長を委員長とし、内務省警保局長・陸軍省軍務局長（新聞班の直属上部機関）・海軍省軍事普及部委員長をふくむ七人の常任委員と、各省次官級の委員で構成される委員会であるが、それにはまた、三名の軍人をふくむ一〇名の常勤事務官が配属されて実務を担当していた。日中戦争勃発後、三七年九月にこの内閣情報委員会は改組し強化されて内閣情報部となった。その職務も「官制」化され、従来の「連

絡調整」のほか、「各庁に属せざる情報蒐集、報道及啓発宣伝の実施」が加わった。内部組織においても情報部長（勅任官）以下の事務局（専任職員二三名）の比重が高まり、新たに情報官が設けられて活動の中心となった。そして一二名の常勤情報官のうち五名は軍人によって占められ、軍部の指導力の増大を示していた。三九年の官制改正では、さらに「国民精神総動員に関する一般事項」が職務に加えられるとともに職員数も約二倍に増加した。

第二次近衛内閣は内閣情報部を一段と整備強化して、四〇年一月に情報局を正式に発足させた。この機構改革にあたって、はじめは、「総力戦態勢を整備する」ため「挙国的世論の形成を図る」目的で、従来の外務省および陸軍省の情報部・海軍省軍事普及部・内務省警保局図書課・逓信省電務局無線課の事務をすべて新情報局に統合する方針であったが、この「一元化」は失敗に終わり、軍関係は大本営報道部として残り、内務省も新聞紙法・出版法にもとづく取締りおよび処分権はついにゆずらず、総動員法第二〇条による取締り権（その発動が新聞紙等掲載制限令）も情報局と内務省警保局とのあいだに兼官制度をおくことでもまされた。それにしても、新しくスタートした情報局は左のような広範な職務を担当し（官制第一条）、総裁以下一官房五部一七課に計一六〇余名の職員を擁する統制機関となった。

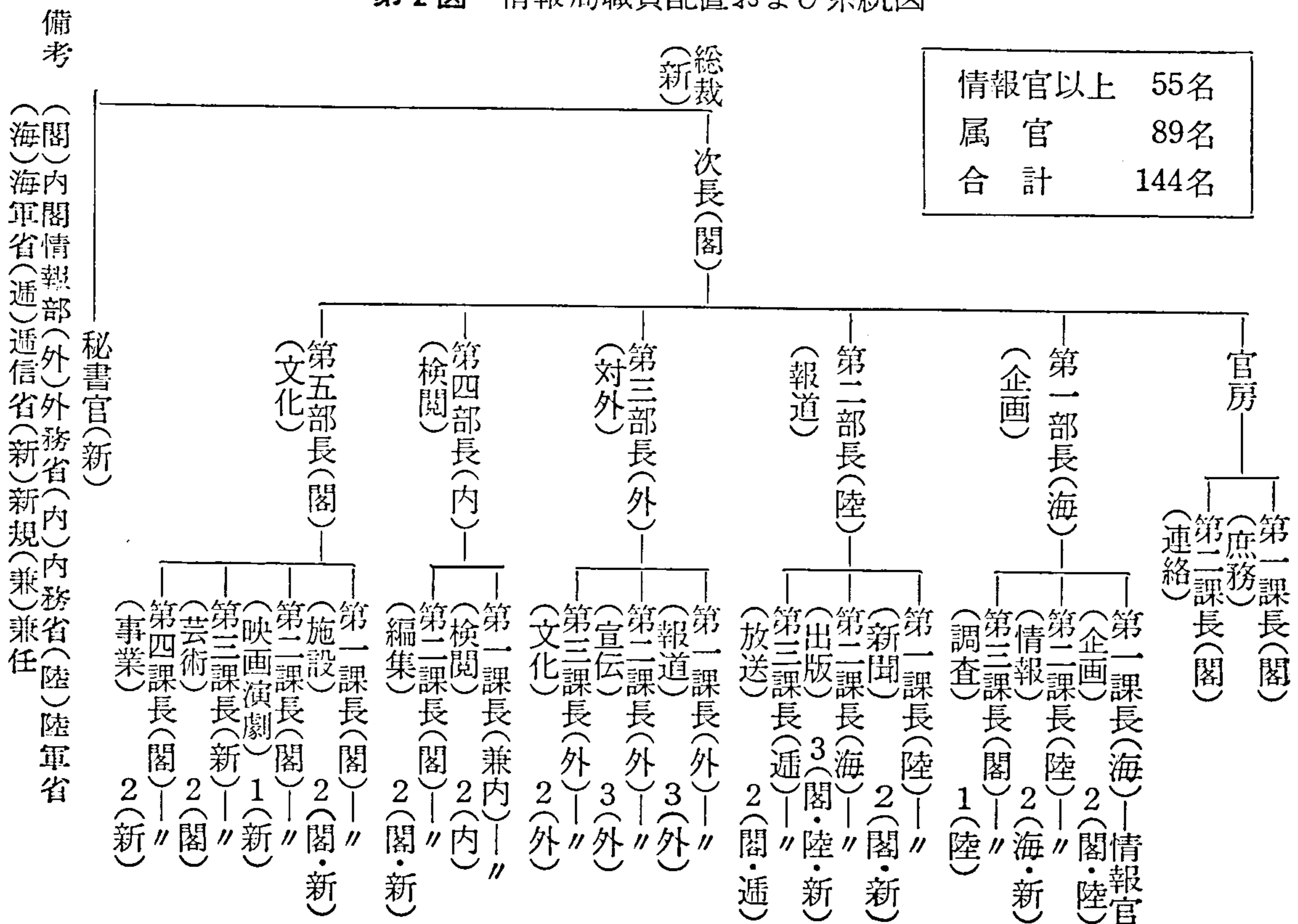
- 1 国策遂行の基礎たる事項に関する情報蒐集、報道および啓発宣伝
- 2 新聞紙その他の出版物に関する国家総動員法第二〇条に規定する処分（掲載の制限または禁止）
- 3 無線電話による放送事項に関する指導取締
- 4 映画・蓄音機レコード・演劇・演芸の国策遂行の基礎たる事項に関する啓発宣伝上必要なる指導および取締

情報局の最も重要な部局は、新聞雑誌の用紙統制の実権を握り、報道一般に関する指導と取締りを担当する第二部、そのなかでも第一課と第二課であり、それは現役軍人によって完全に掌握されていた(第二部には、鈴木中佐ら二名の軍人をふくむ七名、兼任をいれれば一六名の専任情報官が配置された)。情報局の職員配置および系統は第2図の通りであった(この図表をふくめ、本節は、香内三郎「情報局の機構とその変容」、文学、一九六一年五月号、および内山芳美・香内三郎「日本ファシズム形成期のマス・メディア統制」思想、一九六一年七月号によるところが大きい)。一九四三年三月の「行政簡素化」のための改正で、情報局の第四部と第五部は合体して四部制となり、新たに「基本事項の企画審議および大本営との連絡」を担当する官房審議室が新設され、翌年それは増員された。四年一月の改正では、戦時資料室(国内動向と敵国動向の調査)が設けられ、専任情報官二九名が三八名に、専任属四一名が五一名に大幅増員され、四五年四月の改正(五月実施)によって、永年懸案の、陸軍省報道部・海軍省軍務局第四課・外務省および大東亜省の対外宣伝の仕事が情報局に移された。

情報局の下部組織として半民間的な日本新聞会や日本出版会(その前身日本出版文化協会)があり、また外郭団体として大政翼賛会文化部・大日本言論報国会・日本編集者協会・出版報国団・文学報国会など各文化部門の多数の組織を擁していた(情報局官制の廃止は一九四五年一月二月)。

統制法規については、日中戦争勃発までは伝統的な出版法(一八九三年公布、一九三四年改正)と新聞紙法(一九〇九年公布)による納本・届出義務と「安寧秩序」に関する発売頒布禁止・差押の規定が主たるものであり、二・二六事件の厳戒令下に公布された不穩文書臨時取締法(三六年六月公布)によって、「治安を妨害すべき

第2図 情報局職員配置および系統図



事項を掲載したる文書図画」の発行責任者明記と納本義務違反を処罰することになったていどであった（この法律の政府原案は右の文書を出版した者に実刑を課すものであったが、議会の猛反対に会って結局骨抜きになった）が、実際には大幅な拡張解釈がおこなわれた。

国家総動員法の公布（一九三八年四月）は言論統制の上でも画期的な意味をもつものであった。同法は「総動員業務」を入れ、勅令によって新聞紙その他の出版物の掲載を制限禁止する権限を政府に与えること（第二〇条）とした。同条は、新聞紙法および出版法の特別規定として、従来の「軍事・外交」のみでなく、「一般治安」や「財政金融」に関しても、事前に言論統制しうるものとした。軍事上の秘密については、同じ頃、軍機保護法の改正（三七年八月）と軍用資源秘密保護法の公布（三九年三月）がおこなわれた。

一九四〇年二月、議会における衆議院議員齋藤隆夫の質問演説中に軍を侮辱した点があったとして攻撃を受け、三月に議員を除名されるにいたったことは、明治憲法に保証されている議場内での言論の自由すら奪われたことを示していた。

四一年に入ると、新聞・出版関係においては、先の国家総動員法第二〇条にもとづいて勅令で新聞紙等掲載制限令（一月）が公布された。同令は、総動員業務に関する官庁の機密や、軍機保護法・軍用資源秘密保護法の規定による軍事上の秘密を掲載することを禁止し、また外交に関し重大な支障を生ずるおそれある事項・外国にたいし秘匿することを要する事項・財政経済政策その他国策の遂行に重大な支障を生ずるおそれある事項などを掲載制限または禁止する権限を首相に与えた。つづいて国家総動員法が改正され、これにもとづいて、記事のみでなく事業全体の動員を可能にする新聞事業令（四一年一二月公布）が施行され、さらに一年あまりおくらせて出版

事業令（四三年二月公布）ができた。またこれらの全面的な背景として、治安維持法の改正（前出）、国防保安法（四一年三月）、言論出版集会結社等臨時取締法（四一年一二月）、戦時刑事特別法（四二年二月）等がつきつきと整備されていった。一二・八開戦直後の臨時議会で制定された「言論集会結社等臨時取締法」は、言論も結社も集会もすべて許可制にし、新聞紙法による出版物の発行も許可事項とされた。そして出版物の発売・頒布が禁止された場合は、同一人または同一社発行の他の出版物の発行停止もできるといふ乱暴な規定がつけられた。そして、うっかり敗戦の事実や戦局の見通しをしゃべると「時局に関し造言飛語をなしたる者」として二年以下の罰金に処せられたり（第一七条）「時局に関し人心を惑乱すべき事項を流布したる者」として一年以下の懲役もしくは禁錮または一〇〇〇円以下の罰金に処せられる（第一八条）のである。

## 第二節 出版・雑誌統制

書籍・雑誌その他の出版にたいする統制は、(1) 検閲当局の編集者との「懇談」・協力の要請からはじまり、編集方針への指示、編集内容への警告、事前検閲、官製原稿の掲載や特定テーマの採択強要、掲載差し止、執筆禁止、発行許可制、編集陣への容喙、編集者から執筆者の検挙にまでおよんだ編集過程への干渉、(2) 発行されたものの検閲、記事削除、発売禁止、編集者・執筆者の記訴、さらに(3) 用紙割当権を握ることによっての物的条件からの圧迫、そしてついには、(4) 戦時企業整備の名による出版社そのものの統合整理・解体、雑誌の改廃・統合、直接政治力の発動による出版社の廃業強要、

など各種の方面から狡猾かつ強力に実施され、言論の弾圧から圧殺にまで進んでいった。そしてその全過程を通じて、情報局は「思想戦の参謀本部」として、出版文化協会（のちの日本出版会）は「現地軍の司令部」（いずれも奥村情報局次長のことば）として働いたのである。

### 編集への干渉

一九三七年七月、警視庁は「時局に関する記事取扱方に関する件」として新聞雑誌等に通牒を発し「反戦または反軍的言説をなしあるいは軍民離間を招来せしむるがごとき事項」の掲載を禁止し、つづいて内務省警保局は警視庁特高部長および各府県警察部長あてに「時局に関する出版物取締に関する件」を通達したが、その中には特に取締りを要するものとして「北支事変に関する一般安寧禁止標準」（一一項目）が規定されていた（その内容については新聞統制の項参照）。一〇月には出版関係五四社と検閲当局の「出版懇話会」が発足し、これが戦時下出版統制の強化される端緒となった。同会は内務省図書課長を名誉理事長に推戴し、毎月一回内務省で懇談をおこなったが、そこでは毎回内務省警保局図書課から具体的な「内示」があり、検閲の際発売禁止にふれる恐れのある事項がそのつど提示・説明された。他方、軍報道部は四大総合雑誌の編集者を集めて、「四社会」（のち「六社会」）をつくり、懇談の形式で軍の方針の説明や情報の交換をおこなうようになった。同年一月には「世界文化」グループ、一二月には「労農派グループ」、翌年二月には「教授グループ」の検挙がおこなわれ、「人民戦線」事件の直後には内務省から各雑誌社にたいして、被検挙者の原稿は内容の如何を問わず雑誌その他への掲載を禁止するむねの通牒が出され、「中央公論」一二月号に掲載された大森義太郎の映画批評などが削除を受けた。またこれを機会に、問題になった筆者の著書は、新刊と再刊を問わず、今後原則的に発行を

許さぬこととし、都下の約三〇の代表的出版社の編集関係者を集めた「出版懇話会」の席上、主催者の警保局図書課は「具体的に」岡邦雄・戸坂潤・林要・宮本百合子・中野重治・鈴木安蔵・堀真琴の七名をあげて、雑誌への原稿掲載を見合わせるよう内示した。他方、「出版懇話会」を通じて出版業者に時局教育をおこなない、発行前の著書の出版相談すなわち内検閲の制度を開くこととした。三八年八月、内務省図書課は子供雑誌の浄化が不十分であるとして雑誌社代表に嚴重警告を発し、九月には、総合・婦人・大衆娯楽雑誌社代表約三〇名を招いて検閲当局の根本方針を指示し、同じく一〇月には少年少女・幼年雑誌三〇余社の代表に、(1) 国体の本義に則り敬神・忠孝の精神昂揚に努める、(2) 奉仕・勇氣・親切・質素・謙讓・愛情の美風を強調、(3) 指導を子供の実生活に即しておこなう、(4) 艱難困苦に堪える美風を涵養、(5) 新東亜建設のため日滿提携融合をとくに強調する、など、具体的な方針を指示した。

三九年四月、文部省は各校から申請中の教科書のうち二四種を却下することに決定したが、その中には、ゴールズワージー・ピアーズ・ハーディ・クライスト等が含まれていた。同五月には、警視庁検閲課が、たとえ事変前に検閲をへて合法的に出版されたものでも、現下の国情と相いれぬものは今後適当に処分する方針を決定した。一二月、文部省は、小学校の国史教科書について、(1) 皇室中心の記述態度を一そう徹底して国体明徴の完全をはかること、(2) 敬神崇祖の教材を増補すること、(3) 日本文化の自主性と抱擁性を強調し外国文化への追隨的傾向を訂正する、(4) 英雄偉人の伝記・逸話を興味本位や枝葉末節主義に基いて取扱うのをやめ全体の動向を把握させる、などの点に修正改訂を加えることに決定した。四〇年からは小学校が国民学校と改称されるにもなつて教科書は一新されることとなり、その編集方針もきめられた。なお同年一月には図書

館協会が、早大教授津田左右吉著「支那思想と日本」の推薦を取り消した。

四〇年八月、内閣情報部の情報局への昇格がきまるとともに、内務省警保局図書課の事務は大部分情報局に移管されることになった。情報局は、さらに「出版事業新体制」確立のため東京出版協会と日本雑誌協会を解散させ、さらに両協会のほか中等教科書協会・青年学校教科書協会・全国書籍商組合・「家の光」(産組)や「青年」(大日本青年団)などを含む公益団体雑誌協会の六団体を統合して社団法人「日本出版文化協会」を結成し、これを出版界再編成の中心とすることになった。会長その他の役員は官選、機関決定事項は主務官庁の認可なしには効力を発生しないのであり、事実上情報局の下請機関にほかならなかつた。一二月に創立された同協会の目的は、「日本文化建設並に国防国家確立に関する出版文化事業の使命を遂行し、斯業の適応なる運営を図り、以て出版報国の実を挙ぐる」とされ、業務・文化の二局をおき、業務局は事業統制・用紙配給・書籍配給など六課を設けた。同協会は出版企画の事前審査をするため企画届制をとったが、これは用紙の割当制と結合して事実上、出版の全面的な許可制を意図するものであつた。同じ一二月に、総動員審議会は新聞紙等の掲載制限に関する勅令要綱等を決し、言論出版の統制は一そう強化されることになった。従来掲載禁止処分は専ら新聞紙法第二三条および出版法第十九条によって内務大臣がおこなってきたが、情報局の成立を機会に、総動員法第二〇条を発動して掲載禁止・制限の範囲を明確にすることになったのである。

一九四一年二月には、情報局は水野広徳・馬場恒吾・清沢洌をふくむ総合雑誌の「執筆禁止リスト」を内示し、「中央公論」二月号の座談会における発言を理由に馬場恒吾は以後執筆の自由を奪わ

れ、つづいて三月には、非協力とみられた出版者にたいしては購読者カードの提出を通達し、五月には総合雑誌にたいし、来月から毎月一〇日までに編集プランと予定執筆者リストの事前提出を通達した。六月には雑誌と書籍の全編集者を包括する統一組織として「日本編集者協会」が設立された(一二月発足)。会員は二〇〇名を越え、内部対立をもちながらも編集者の戦争協力団体としての性格を明確にしていった。一〇月、情報局は経済雑誌編集長懇談会において、(1) 国防国家の経済体制を作るのだという新しい経済理念を確立して書くこと、(2) 東亜共栄圏はできるとの信念の下に書くこと(3) 政府にまかせるという気持を国民に持たせること、(4) 日本の食糧問題について不安を与えぬこと、などの指示をおこなつた。一月には、各雑誌の毎月の発売日が情報局によって勝手に決定された。

四一年一二月、「太平洋戦争開始の日に全国的に検挙がおこなわれて宮本百合子をはじめ多くの執筆陣が逮捕され、その翌日に情報局二課は各雑誌社代表を非常召集して「記事差止事項」を指示し、一般世論の指導方針として、「まことにやむをえず起ち上つた戦争であることを強調すること」などを発表した。同じ月内に、「言論出版集会結社等臨時取締法」(前述)が議會を通過し、施行された。

四二年一月に警視庁特高第二課長は、高倉テル・今中次磨・横田喜三郎・田中耕太郎などをふくむ二〇余名の執筆さし止めを総合雑誌に伝え、これ以後総合雑誌の常連執筆者は誌上から姿を消し顔ぶれは一新した。同年秋の細川嘉六論文をきっかけにして、「改造」編集部は全員交送、編集方針は一八〇度転換をよぎなくされた。

四二年春、日本出版文化協会が「事前審査に対する態度」として出版業者に通知したものの要点は左の通りであつた。

助成するもの——(1)時局下、特に政治性の豊かなもの。(2)すなわち国民の資質を健全強靱明朗ならしめるもの。(3) 各出版部門

別に見て水準以上の価値を持つと認められるもの。

抑制するもの——(1) イデオロギーの誤れるもの。(2) 有閑低  
 徊趣味。(3) 俗悪便乗主義。(4) 類書関係から見ても特殊性なきも  
 の。(5) 初版古きため今日の情勢に適應せざるもの。

抑制の方法——(1) 不承認。(イ)訂正すれば改めて審査可能のもの  
 (ロ)発禁あるいはこれに類するものは出版中止の勸奨。(2) 部数  
 制限

四三年に入ると、英米語の雑誌名が禁止となり、二月から「サン  
 デー毎日」は「週刊毎日」に、「エコノミスト」は「経済毎日」に  
 「ユーモアクラブ」は「明朗」に、そして翌月「キング」は「富士」  
 と改題された。

四三年三月には、「大日本言論報国会」が徳富蘇峰を会長として  
 創立され、つづいて「日本出版文化協会」が転化した「日本出版会」  
 の創立総会がおこなわれたが、これは国家総動員法にもとづく出版  
 事業令による統制団体であり、その主な事業として決定したのは、  
 (1) 出版企画その他出版事業の運営に関する統制指導、(2) 出版事  
 業の整備に関する指導、(3) 出版物用紙その他の資材の配給機関の  
 統制指導、等であった。出版文化協会の時代にはまだ会員出版社の  
 自主性を尊重する建て前であったが、出版令になると出版社や編集  
 者の自主性などは全くみられなくなった。五月には雑誌「教育」編  
 集部が弾圧され、「中央公論」七月号はすでに刷り上がっていたの  
 が陸軍報道部の強迫によって休刊を余儀なくされ、報道部への出入  
 りを禁止され、編集部を更迭せざるをえなくなった。七月「大日本  
 出版報国会」結成、九月には日本出版会がすべての出版書籍にたい  
 して審査制をとり、従来六%でいどであった不承認件数を三〇%に  
 引き上げ、今後出版の企画届出に原稿またはゲラ刷の事前提出を強  
 化し、同時に良書でも不急とみなせば不承認とする方針を決定した。

先の「改造」に掲載された細川論文と結びつけて特高の手で捏造  
 されたいわゆる「横浜事件」によって、四三年五月から雑誌編集者  
 の逮捕がはじまっていたが、四四年一月には、改造社(七名)、中  
 央公論社(八名)、日本評論社(五名)、岩波書店(二名)などの編  
 集者多数が検挙された(人数は、それ以前および以後の検挙者をふ  
 くむ)。この事件は五月に入るといっそう拡大し、中央公論社へは  
 神奈川県特高課主任以下数名の特高係が二回にわたって編集室に押  
 し入り無断で重要書類を運び去り、暴言をもって威嚇し、そのあと  
 社長以下幹部たちは警察に召喚されて三日から五日にわたって拷問  
 に等しい取調べを受けた。検挙された人たちは野蛮極まる拷問をう  
 け、四名が獄死し、二名は釈放後まもなく病死した。つづいて七月  
 には情報局第二部長は中央公論社と改造社の代表を招致し、「営業  
 方針において戦時下国民の思想指導上許し難い事実がある」として  
 「自発的廃業」を申し渡した。一方、一月から各雑誌の表紙に「撃  
 ちてしまむ」と刷りこむことを命ぜられ、三月に日本出版会は企  
 画審査方針を強化し、従来の発行承認・不承認のほか発行一時停止  
 の取扱いをおこなうこととした。五月には日本出版会に「企画編集  
 者資格選衡委員会」が設置され、新聞記者の登録制に対応して「編  
 集者の公的性格を明らかにするため」、編集者資格ができ、敗戦ま  
 でに二二〇〇名余が承認登録された。内務省警保局は、新聞紙法に  
 もとづく新聞雑誌のこの一年間を通じての創刊、廃刊数は、創刊三  
 六四種、廃刊一三七八種(前年度は創刊二二三種、廃刊八〇九種)  
 と発表した。

一九四五年六月、「出版非常措置要綱」が公布されたが、これに  
 よって用紙割当制の徹底的改革とともに、「現行の査定手続はこれ  
 を中止し、会員をして毎期企画予定表を提出せしめ」、「指導調査  
 をおこないたる上、発行承認」されることになった。

(和泉あき編「年表・戦争下の文化・文学関係統制とその反応」文学、一九五八年四月号。小田切進編「昭和一〇年代の文学・芸術年表」文学、一九六一年五月号。布川角左衛門「戦時の出版統制」文学、同上号。日本ジャーナリスト連盟編「言論弾圧史」。黒田秀俊「血ぬられた言論」。美作太郎・藤田親昌・渡辺潔「言論の敗北」。「中央公論社七十年史」。「岩波書店五十年」。などによる)。

### 検閲・削除・発禁

従来から「革命」とか「共産党」「天皇制」などの字句は検閲によって伏字(××印)にされる慣行になっていたが、一九三六年九月の全国特高課長会議において伏字の逆効果が論議され、伏字一掃の方針が決定された。すなわち、今後は伏字になるような字句を使用する文章自体が許されなくなり、そのような場合には「該当ページあるいは論文全体の削除か」単行本あるいは雑誌自体の発禁(発売禁止)の処分を受けることとなったのである。発禁は安寧禁止と風俗禁止に分かれており、出版法および新聞紙法による発禁処分の検閲には一般的標準と特殊的标准があった。前者は記事そのものについての標準であり、後者は出版の目的や頒布先等の条件をいうものであった。また、発禁という言葉には、文字通り発売頒布を禁ずるということのほかに、出版物の掲載記事にたいして何らかの行政処分がとられる場合も含めて使われることがある。後者の場合としては、取締当局の規定では、新聞記事の掲載差止(後述)のほか、削除処分・注意処分・分割還付などの処置に分類されていた。削除処分は不良個所を削除して発行を許可するもの、注意処分は地方庁を通じて発行者を厳重戒飭するもの、分割還付とは不良個所を切除して禁止差押の処分を解き還付するという処置であった。

三七年九月号の「中央公論」は、矢内原忠雄の巻頭論文「国家の理想」が国情を無視する不穩思想(キリスト教的反戦人道主義)で

あるとの理由その他で削除処分を受け、同じく「改造」の大森義太郎「飢ゆるる日本」が禁止、「中央公論」の大森義太郎「映画時評」も削除されたことは前にも述べた。翌年一月から二月にかけて、矢内原忠雄の講演パンフレット「民族と国家」および「民族と平和」が安寧秩序をみだすという理由で発禁処分となり、大内兵衛「財政学大綱」は著者起訴の理由で休刊を命ぜられた。この一月にはまた、雑誌「唯物論研究」が「学芸」と改題して新発足することを余儀なくされ、まもなく発禁、廃刊され、文芸雑誌「人民文庫」は連続発禁処分を受けたため廃刊となった。

三八年二月に岩波書店は「岩波文庫」の白帯物(社会科学部門)、とくにマルクス主義のものを「自発的に」絶版にせよとの命令を受けた。そのうち、「今後の増刷を見合わせる分」としては、マルクスの「猶太人問題を論ず」「資本論初版抄」「賃銀・価格および利潤」「賃労働と資本」「哲学の貧困」、エンゲルスの「住宅問題」「自然辯証法」「反デューリング論」「原始基督教」、両者共著の「フォイエルバッハ論」「芸術論」「ドイツチェ・イデオロギー」、レーニンの「唯物論と経験批判論」「ロシアに於ける資本主義の発展」、カウツキーの「基督教の成立」「資本論解説」、ルイゼ・カウツキーの「ローザ・ルクセンブルグの手紙」、ローザ・ルクセンブルグの「経済学入門」「資本蓄積論」、リヤザノフの「マルクス・エンゲルス伝」等があり、また刷本があっても増製本を見合わせる分としては、マルクスの「フランスに於ける内乱」、エンゲルスの「家族・私有財産及び国家の起源」「空想より科学へ」、レーニンの「帝国主義」「何を為すべきか」「カール・マルクス」「ゴオリキーへの手紙」等があった。この時はまだ発売禁止処分ではなかったが、四年九月には発禁を命ぜられ、紙型も押収されて正式に処分を執行された。なお文学ものについては、前年秋にジイドの「ソヴェト旅



「行記」が削除を、三八年一月には田山花袋の「蒲団・一兵卒」が軍人侮辱の理由で、つづいて「アミエルの日記（六）」が「日本のミカドの勅書」の字句で次版から削除を命ぜられた。同二月号の婦人公論にのった川上幸子「遺児を抱いて饑餓と貞操の嵐に立つ私」も禁止となった。三月には天野貞祐の著書「道理の感覚」が、軍事教練にたいする批判の点について憲兵隊からの干渉があり、絶版処置がとられた。八月には、「中央公論」三月号掲載の石川達三の小説「生きてゐる兵隊」は「虚構の事実をあたかも事実のごとく空想して執筆したのは安寧秩序をみだすもの」との理由で発禁となった上、新聞紙法反違として作者・発行人・編集人・印刷人が起訴され、作者と編集人は禁錮四カ月（執行猶予四年）、発行人と印刷人は罰金の判決をうけた。

三八年一〇月、河合栄治郎の著書、「社会政策原理」、「ファシズム批判」、「時局と自由主義」、「第二学生生活」の四著が「安寧秩序をみだすもの」として発売禁止処分となり、河合は四著者の発行人である日本評論社鈴木利貞とともに、翌年二月、出版法第二七条の安寧秩序びん乱の条項に該当するものとして起訴に決定した。三九年四月には、武者小路実篤の著作「その妹」が廃兵の問題で一部削除を命ぜられた。さらに芥川竜之介の「侏儒の言葉」が軍人侮辱のかどで次版改訂、徳富蘆花の「自然と人生」も「国家と個人」の篇が削除、フロベールの「ボヴァリー夫人」が削除および次版改訂となった。

四〇年一月に津田左右吉の著書の件で岩波書店主岩波茂雄は検事局に呼び出されて尋問され、二月には津田の著書「古事記及日本書紀の研究」「神代史の研究」「日本上代史研究」「上代日本の社会及び思想」の四著が発禁処分をうけ、つづいて三月に津田と岩波とは出版法第二〇条に該当するものとして正式に起訴に決定した。こ

の事件は四一年に二一回の公判があり、四二年五月に津田禁錮三カ月、岩波禁錮二カ月、いずれも執行猶予二年間の第一審判決があり四四年一月の控訴審は時効により免訴となった。

四〇年七月には、内務省は左翼関係出版物をすべて一掃する方針をきめ、三〇余社の出版物一三〇余種を発禁処分に附し、同時に出版元および新古書店を一斉検索し、発禁書の押収をおこなった。四一年三月には右の大禁止処分にもれたものを追加処分し、たとえば岩波文庫では、ローザ・ルクセンブルグの「資本蓄積再論」、ソレルの「暴力論」、が発禁処分となった。文芸作品についても発禁処分が続出し、丹羽文雄「中年」、徳田秋声「西の旅」、里見弴「愛と智」と、織田作之助「青春の逆説」、林芙美子「初旅」、長田幹彦「悲しき結婚」等が相ついで「風俗壊乱」に問われ、また「モーパッサン選集」が時局下有害無用とみなされて続刊中止を勧告された（九月発禁）。横光利一「婦徳」、徳田秋声「一基の花」は巻末に禁止本の広告を記載した理由で発禁となった。都新聞に連載中の徳田秋声「縮図」も九月に禁止となって中断された。「中央公論」三月号の巻頭論文の予定であった高木八尺の「アメリカ極東政策史」は親米的態度の理由で撤回を命ぜられ、同五月号の前商工大臣小林一三の随筆「大臣落第記」は、不謹慎極まる文章として全文削除を受けた。

四二年三月には、日本評論社発行の三木清編「現代哲学辞典」や河合栄治郎「学生と哲学」等にたいして情報局は絶版を「勧告」した。雑誌「改造」八・九月号連載の細川嘉六「世界史の動向と日本」は情報局長によって激しく論難され、雑誌は発禁処分を受け、筆者は検挙された（これがキッカケでデッチあげられたいわゆる横浜事件については前出）。一一月には「改造」に掲載された丹羽文雄の「報道班員の手記」が発禁、四三年一月の「東大陸」にのった中野

正剛の「天下一人を以て興る」も禁止。同三月には「中央公論」に連載中の谷崎潤一郎「細雪」が「時局の重大性を弁えざるもので、国民の士気を沮喪せしめる」との理由で以後連載禁止（これ以後谷崎は敗戦まで作品発表断念）、また同誌六月号掲載の岸田国土の戯曲「かへらじと」にたいして陸軍が硬化、公文書で「軍人精神を攪乱し、軍の士気に影響を与えるところ甚大」として嚴重抗議しついに全文削除となり、同誌編集部は陸軍報道部への出入りが禁止された。「中央公論」七月号は発禁を予想して休刊した。「婦人公論」一〇月号において、戦争未亡人の問題を扱い、再婚できる事情にあるものは再婚するのがよいと述べた商大教授金子鷹之助の文章は、すでに検閲も無事通過したものであるにかかわらず、出征兵士の志気をくじき靖国の英霊を辱かしめるものとして陸軍の怒りを買ひ、編集部は責任を追及されて情報局に始末書を提出し、謝罪文を掲載させられ、またそれを理由に用紙割当を削除された。四四年に入る雑誌「教育」が廃刊を要請され、「改造」は六月号、「中央公論」は七月号が印刷を完了したところを公刊がさしとめられ、以後強制廃刊となった。

内務省警保局長の署名となっている発売禁止通達書によって、一九四三年中に、「安寧秩序維持」に触れるものとされて処分された単行本のリストを抜萃すれば以下の通りである。一月、黒岩一郎「野戦風呂」（皇軍の威信を害うおそれあり次版改訂）、尾崎慎治「駐軍戦記」（戦死者の火葬場面の描写および統帥部の命令を論議する記述は不穩当につき次版改訂）、高須芳次郎「物語大日本史・本紀、列伝」（皇室の尊厳を害うおそれあり記事本版改訂）、安岡正篤「世界の旅」（ヒトラーとムツソリーの感情の衝突を表示し、英国側の宣伝文句を引用せる点不穩当につき次版改訂）、「ベルツの日記・第二部上」（大阪の第四師団を劣悪なる札付となすは軍を冒瀆し威信

を失墜せしむるおそれあり、ロシアの旅順占有記事は対独国交上支障あり、また韓国併合は日本が軍事上の目的によってなしたと記すは安寧上不良、次版改訂）。二月、伊藤猷典「鮮満の興亜教育」（朝鮮民族独立云々の記事は朝鮮統治上有害と認められ、また満州国は行政面のみ独立性を有すとなす記事は日満国交上不良）、保利清「義肢に血の通うまで」（負傷状態を記述せるも厭戦思想醸成のおそれあり次版改訂）、「戦争製造者を語る・ル大統領とチャーチル」（汪政権が参戦するも戦に大影響するとも思われず）となすは汪政権の軍事力を過少評価し対重慶関係に悪影響あり）、三島助治「悲憤十年」（昭和五、六年頃の行動者の激情を煽情的筆致をもって紹介しまた非合法的方法に非ざれば憂国の誠心は達せられずとなすまた司法権の神聖を冒瀆するがごとき記述あるにより）、南方熊楠「南方隨筆」（エタの南北朝の字句、次版改訂）、「軍神加藤少将正伝」（ハワイ空襲に関する開戦前の準備行動を記せるも程度輕微につき次版改訂）。三月、友枝宗達「戦う独逸」（日独伊三国同盟は利害関係により成立せりとなすは国交上支障あり次版改訂）、井上克己「百八道場」（過去の農村の窮乏を露骨に記し内容悲惨にして時局下不適当）、室戸漁業協組「高知県室戸町の漁業」（わが漁船の季節別哨戒地点を推知せしむるおそれあるにより）、白鳥省吾「満支戦・詩と隨筆」（わが国策を誹謗しいたずらに抗日を叫ぶ支那人の詩を紹介しあるにより）。四月、吉田絃二郎「孤島」内田百閒「王様の背中」（反戦的反社会的記述多く小国民向凶書としては支障あり、本版改訂）、栗井家男「兵隊物語」（兵士の応召前の生活を描けるも筆致如実にしてかえって悪影響を及ぼすおそれあり次版改訂）。五月、山口清人「もし東京が爆撃されたら」（必勝態勢を阻害するやのおそれある記述および対ソ外交上支障ある記述、次版改訂）。六月、野口米次郎「伝統について」（民主主義を日本に適用せんとする記述、

次版改訂)、根本円通「今すぐ役に立つ幸運姓名の付け方」(兩陛下の御称号を姓名学的に解釈し天皇陛下大正天皇の御いみなを使用することにより凶運に見舞われる等の記事を掲げ不謹慎極まるもの)、橋孝三郎「大東亜戦の本質」(わが政治不信および大東亜戦の前途に対する悲観論、次版改訂)、津久井竜雄「日支国交史論」(日支事変は日本の帝国主義的侵略なりとなす記述)。七月、西村貞次「万葉集伝説歌謡の研究」(天智天皇の妻争いに言及せるは不敬、南北朝の字句、次版改訂)、馬場秀夫「ソ連の底力」(工業社会主義化の成功を賞揚的筆致にて記述、次版改訂)。八月、林信一「我々傷つくとも」(傷痍軍人の暗い気持を描写、次版改訂)。九月、アーネスト・サトー「幕末維新回想記」(当時の英国外交が明治維新の大業成就に特に寄与せるがとき筆致あるにつき)。

(前掲のほか、福岡井吉「発禁昭和小史」、出版ニュース、一九六一年三月上旬号。小田切秀雄「発禁通達書、最もけがれた歴史資料」、日本読書新聞、一九五七年一月二日号。などによる)

### 用紙統制・企業整理

戦争が進むにつれて物資の不足から用紙の節約・使用制限が次第に強化されたが、紙をはじめとする出版資料の統制は同時に物の面からの出版界統制の手段として最大限に利用された。政府当局は、「用紙の統制は必ずしも公平たるを要しない。公平とはデモクラシーである。断じて公平たるを要しない」と広言していた。まず一九三七年一月、商工省は東京出版協会の幹部を招き、業界全体の問題として用紙の節約を要望し対策を求めたのにたいし、同協会と日本雑誌協会は用紙節約に対する答申書を商工大臣に提出した。年末には、金使用規則が公布され、装幀のための金箔使用が禁止され、翌年からは印刷製本機械や断裁庖丁が製造禁止ないし制限となり、やがて針金・糸・洋紙等の主要製本資材の統制に進んでいった。

用紙については三八年七月、企画院が消費制限案を決定し翌月からこれを法的に強制することになった。これによると、雑誌については三七年九月以降の使用量実績にたいし一率二〇%の節約を実施するのであり、月使用量一万ポンド以上の雑誌社に適用されるものであったが、これに該当する雑誌社は六七社、うち主な九社の使用量は雑誌用紙総消費量の約七六%を占めていた。八月に商工省から公布された新聞雑誌の用紙制限令は先に公布された輸入品等に関する臨時措置にもとづくものであり、翌九月商工省は日本雑誌協会および日本公益雑誌協会にたいして用紙使用高の削減を命ずる通牒を發した。三九年七月には商工次官通牒として「雑誌用紙の使用制限率強化に関する件」が發せられたが、これは三七年七月からの一年間に一二万ポンド以上を使用した雑誌について、使用量の多いものほど節約率を高くし、二一%から二五%までの五段階に分けて実施するものであったが、翌八月の商工省令でさらに二〇%から二五%の供給制限をおこなうことになった。これは事変前にくらべて四〇%から四五%の削減である。

四〇年五月の閣議で新たに「新聞雑誌用紙統制委員会」の設置がきまり、用紙の使用制限がいつそう強化されるとともに、これまで企画院と商工省が中心となっていた用紙の統制業務はすべて新委員会の事務を管掌する内閣情報部に移されることになった。これによって用紙の割当制度は言論統制として出版統制と統一されるに至ったのである。一月に用紙規格規則が、二月には用紙配給統制規則が公布された。

内閣情報部の出版界統合再編成プランが進行し、「用紙割当の合理化」を一つの主要任務とする「日本出版文化協会」が発足したのは四〇年一二月であり、「新聞雑誌用紙統制委員会」の承認による「出版用紙配給割当規程」によって、用紙の割当が開始されたのは四一

年六月であった。割当てる用紙は、各出版業者の過去の実績を基礎にする通常割当と、それ以上を必要とする場合の特別割当（申請の大部分は否決された）とに分けられ、さらに前者は、業者が企画届を出すだけで自主的使用にできる分（基準割当）と、企画審査を経なければ使用できない分（査定割当）とに分かれており、第一回の割当（四一年七月～九月）においては、基準割当と査定割当との割合は、書籍については八対二、雑誌については九対一とした。すなわち、ここではまだ、過去に実績ある業者にとってはそれほど大きな制約とはならなかった。ところが第二回の割当（同一〇月～一二月）では、雑誌は据置であるが、書籍については六対四となり、第三回（四一年一月～三月）になると逆に四対六に改め、ついに第四回の割当（同四月～六月）では基準割当を全廃して通常割当をすべて査定割当にしてしまった。また書籍はすべて発行承認制とし、一つの書籍に承認番号を与え、その番号を本の奥付に印刷しなければならぬことにした。雑誌については発行承認制にはしなかったが、毎号企画届を事前に提出することを義務づけた。こうして書籍の出版はすべて許可制となり、その死命を制する用紙の割当権は、協会を通じて、情報局が実権を握る新聞雑誌用紙統制委員会に掌握されたのである。用紙の割当は、業者はその決定を受けた分の配給切符を協会から受け取ってこれを現物化する方式をとったが、用紙事情の悪化とともに割当総量も次第に制限されていった。第一回の割当（時期は同前）の場合の割当総量を一〇〇とすると、第二回は七七、第三回は七一、第四回は六五、と圧縮された。こうして、協会（後には総動員法による統制団体たる日本出版会）の査定によって、協会の役人が時局下で望ましくない出版と認定すれば用紙は与えられず、その出版は差止められ、また不急不用と認められた場合も用紙は配給されず、手持ち用紙による出版だけがかろうじて承認

された。四二年三月には、さらに用紙の全面的統制がはじまり、以後用紙割当量は急角度で削減され（第40表参照。黒田秀俊「血ぬられた言論」による）、四四年の「中央公論」への割当は四一年の十分の一以下に減配されるに至った。こうして雑誌のページ数は縮小に縮小を重ね、「中央公論」のページ数は、三八年一月特大号が八三六ページ、三八年度普通号の平均が五四〇ページであったのが、用紙割当制限によって急速に減ページされ、普通号の平均ページ数

第40表 用紙割当指数

	日本出版文化協会 日本出版会割当指数	中央公論 割当指数	婦人公論 割当指数
1941年第2・4半期	100	100	100
第3 "	80	70	70
第4 "	70	63	69
1942年第1 "	73	57	56
第2 "	62	57	56
第3 "	67	60	56
第4 "	45	39	36
1943年第1 "	47	26	28
第2 "	54	21	23
第3 "	29	13	5
第4 "	21	10	3
1944年第1 "	16	8	以下廃刊
		以下廃刊	

では、三九年五二〇、四〇年四〇〇、四一年三〇〇、四二年二七〇、四三年一四〇、四四年一〇四、五月からは六二、六四ページと減少し、同じく「東洋経済新報」についてみると、四三年五月から従来の建ページ三二を一六ページに減じ、四五年三月からは表紙とも八ページ、六月からは四ページになってしまった。ページ数のみでなく、雑誌附録はなくなり、座談会・対談などが多くなり、表紙も変わった。なお、出版事業統制令に準拠して、文協は改組され、四三年三月に統制機関としての「日本出版会」が設立され、「印刷文化協会」は社団法人に改組された。四二年一月から板紙の割当配給制も実施され、四三年一月から書籍の外函が廃止となり（五月から強制）、三月から物品税法改正で一〇〇〇円以上の手持用紙が課税の対象となった。また日本出版会は書籍出版企画規制を指示し、用紙の重点配給を強化した。四四年六月からは、新雑誌の購入は必ず古雑誌類と交換で販売する方法を採用し、農商省は戦時出版物規格を告示し、九月から原則としてA版・B版とも5号・6号の二種に限定され、一月には印刷能力減退の対策として出版会は表紙色刷の制限（指定四一誌以外は一度刷）を実施した。四五年三月には用紙の現物化と確保のため一括荷受機関として「日本出版助成会社」が設立された。

四五年六月には「出版非常措置要綱」が公布されたが、これによって従来の実績による用紙の割当を停止し、国防軍事・軍需生産・食糧増産・啓発宣伝・戦時生活に必要な出版物中とくに重要なものについてのみ用紙の特別割当をおこなうことになった。出版界はすでに麻痺状態であり、敗戦はもう目前に迫っていた。戦争末期における出版事情の一端を示すものとして、普通出版物（出版法および予約出版法によるもので、官庁出版物を除く）の各年次の納本数（発行点数）をみると、一九四一年—二万九二〇四、（うち単行本

一万七九三六。以下同じ）、四二年—二万四二二一、（一万五二一一）、四三年—一万七八一八（一万二三六九）、四四年—五四三八（四九六五）、四五年—八七八（八七五）であった。

#### 雑誌統合・企業整理

戦局が深刻化するにつれて、雑誌の統合・改廃、出版社の統合・整理が強力におし進められた。それ以前から内示・発禁などの編集権への干渉、治維法や新聞紙法による取締り、男子就業禁止令による徴用、さらに用紙の割当等を通じて「好ましからざる」雑誌や出版社への攻撃と淘汰がおこなわれていたが、四一年からは直接に雑誌の統合改廃が要請され、また四三年からは出版社そのものの統合改廃が強行されたのである。

雑誌統合の手初めは婦人雑誌であった。警視庁検閲課は、四一年七月に都下五〇余種の婦人雑誌業者を招き婦人雑誌を一〇種内外に整理統合する方針を伝え、つづいて各種雑誌に及ぶこととなり、同人雑誌約八〇種にたいしては「自主的」統合をすすめて八種に統合した。結局、婦人雑誌の八〇誌を一七誌（主婦之友は八誌吸収）に、経済雑誌では一二一誌が三三誌に、教育雑誌一五四誌は二九誌に、美術雑誌の三九誌は八誌に、映画雑誌の二五誌は九誌に、現在二〇〇余種による文芸雑誌は五分の一から一〇分の一に、それぞれしぼられることになった。統合整理の方式としては、その部門の雑誌全部に一応廃刊届を出させ残す雑誌を指定して一定期間内に他の数雑誌を買収させる方式、その部門の全雑誌を廃刊させて新しい雑誌を創刊させる方式（美術雑誌の場合）、自発的に話し合いによって同種・同傾向の雑誌を統合させる方式（講談社が「雄弁」と「現代」を統合）などがあった。これらの統合の実施にあたっては日本出版文化協会が直接に推進的な役割を演じた。

雑誌の統合整理は戦争末期に至ってさらに急テンポに進んだ。四

四年三月、今までの総合雑誌六誌（中央公論・改造・日本評論・文芸春秋・公論・現代）のうち三誌（公論・現代・中公）、時局雑誌二六誌のうち七誌（週間朝日・週刊毎日・その他）、国民大衆雑誌は二誌（富士・日の出）、婦人雑誌は三誌（主婦之友・婦人倶楽部・新女苑）、文芸雑誌約二〇〇誌のうち六二誌、小国民雑誌四一誌のうち六誌、計八三誌が残存することに決定した。「改造」は時局誌部門へ、「文芸春秋」は文芸誌部門へ、「日本評論」は経済専門誌部門へ、それぞれ転換させられていずれも総合雑誌から除外され、「中央公論」は婦人公論を吸収することを条件にして総合誌に残された。四四年五月までで雑誌の統合整理は大体完了したが、結局残った総数は、国民雑誌系列二五八誌が八八誌に、職能雑誌一三三六誌が七一六誌に、特殊雑誌四二三誌が一九二誌になり、計九九六誌となった。この間「教育」その他多くの雑誌は、用紙の割当がなくなったため刊行が不可能となり「自然に」消えていった。一九三七年以降各年末における新聞雑誌数は第41表の通りである。（雑誌のうち学術雑誌のようなものは「出版法」、時事問題に関係するものは「新聞紙法」の制約を受けた）。

次に出版社自体の統合整理については、国家総動員法にもとづき四三年二月に公布された「出版事業令」（勅令）と同施行規則（閣令・内務省令・文部省令）が推進力となった。出版事業令は、出版事業主にたいし事業の譲渡または譲受・会社の合併・事業の廃止または休止を命ずる権限（第四、五条）を主務大臣（首相および内相）に与えたものであり、同時に出版事業の総合的統制運営を図り、出版事業に関する国策の立案および遂行に協力することを目的とする団体の設立を命じうる（第六条以下）、こととした。同令にもとづいて内閣は日本出版文化協会にたいし、現在の会員を参加資格者として新団体「日本出版会」の設立を命令し、設立委員四三人を任命

第41表 新聞雑誌数の減少

年	出版法による雑誌		新聞紙法による新聞雑誌	
	年末現在数	年間廃刊数	年末現在数	年間廃刊数
1937年	16,788		13,286	
1938	15,057	4,359	12,043	4,536
1939	15,953	715	8,676	4,774
1940	15,369	1,962	5,871	3,415
1941	13,556	3,185	4,466	1,983
1942	10,420	3,754	3,206	1,467
1943	3,081	8,494	2,621	809
1944	942	2,326	1,606	1,378

廃業・統合の気運が進んでいた。日本出版協会は政府の意向によつて一〇月に「企業整備本部」を設置し、一二月の閣議で決定した「出版事業整備要綱」にもとづき企業整備のため出版社の性格を判定審議する「日本出版会資格審議会」が情報局で開催された。出版界の統合整理は四三年一二月から翌年春にかけて強力に進められ、整理のほぼ終わった四四年五月には、整理前の日本出版会の会員総数三

した。こうして日本出版文化協会は改組強化され、「日本新聞会」とならび法的根拠をもつ統制団体として特殊法人「日本出版会」が三月に設立されたが、同会の主要事業の一つは出版企業の整備であった。政府は五月に同会の統制規定を告示したが、これによって同会会長には出版社の支配人・編集長など経営担当の変更をなしうる権限を与えられた。つづいて情報局・内務省は、日本出版会にたいし企業整備について通牒を發した。当時すでに出版社の自主的な

六六四社、うち書籍のみ発行するもの二二四一社、雑誌二〇一七社であつたものが、書籍のみ発行するもの二〇三社、雑誌九九六社に整理されることになった。実施にあたっては相当強硬の手が打たれ、東条総理大臣と安藤内務大臣の連名で出された譲渡の命令書にしたがわぬ出版社にたいしては出版事業廃止の命令書が手交された。つづいて七月には中央公論社と改造社が「戦時下国民の思想指導上許しがたい事実がある」として命令による「自発的」廃業をおこなつて解散し、出版界の企業整理はここに「完成」した。

出版業と関係の深い印刷業については、四一年一〇月に「日本印刷文化協会」が設立され、四三年三月には社団法人に改組されて、各種印刷工業の一元統制をはかるとともに企業整備を推進した。四四年一月には日本印刷業綜合統制組合が創設された。出版物の配給・取次業については、日本出版文化協会の指導監督の下に書籍雑誌その他の出版物の一元配給をおこなうため四一年五月に資本金一千万円の「日本出版配給株式会社」（日配）が文協・大取次店・出版社からの役員をもって発足し、四三年一二月には書籍雑誌小売業整備推進会を設置したが、四四年八月から同社を統制会社に、また各都道府県の出版物小売商組合を統制組合に改組することが農商省から指令され、同社は四五年三月、出版物末端配給機関整備要綱を実施することになったが、すでに空襲等による罹災や輸送の混乱などによってその機能はいちじるしく低下しており、戦争末期に同統制会社の扱った書籍点数は一カ月平均四〇〇点にすぎなかった。用紙については、洋紙製造会社をすべて網羅した「洋紙共販株式会社」が四〇年末に、「日本和紙統制株式会社」と厚紙共販会社も四一年に設立された。

### 第三節 新聞・放送・映画・芸能統制

#### 新聞統制

一九三七年七月の蘆溝橋事件直後、近衛内閣は新聞通信各社代表ら四〇名を「招致」して協力を要請したが、それと同時に陸軍・海軍・外務各大臣の命令による軍事・外交関係事項の掲載制限権を規定した「新聞紙法」第二七条が、各省令により相ついで発動され、軍事・外交関係事項はあらかじめ許可をえたもの以外は掲載を禁止され、禁止範囲はその後陸海軍両省が作成した「新聞掲載禁止事項の標準」「新聞掲載事項許否判定要領」によって詳細に規定され、その上臨時的な「通達」による制限が加えられた。従来検閲を担当してきた内務省のほか「陸軍省新聞班」（のち「情報部」）、「海軍省軍事普及部」、「外務省情報部」などが大きな権限を握って登場した。一方、内務省警保局が同八月に警視庁特高部長・各府県警察部長あてに送った通達「時局に関する出版物取締に関する件」では、「現下の情勢に鑑み特に取締を要すると認めらるる事項」として「北支事変に関する一般安寧禁止標準」が規定されており、その中には、「一、我国の対外方針に關し政府部内特に閣僚間に於て意見の対立し居れるが如く揣摩臆測する論議、二、国民は政府の対外方針を支持し居らずあるいは民心相離反して国論統一し居らずとなすが如き論議、三、国民の対支強硬決意は当局の作為により偽作せられたるものにして国民の真意は戦争を恐怖しまたは忌避せんとするの傾向ありとなすが如き論議、四、政府のとりきたりたる対支方針もしくは事變の経過等を批判するにあたり根本的に誤謬ありとなしあるいは事變を歪曲して殊更に

非難しもって国論統一に支障をきたしあるいは対外関係を不利に導くが如き論議」などをあげ、従来の検閲が新聞紙法および出版法にもとづく安寧秩序びん乱と風俗壊乱という抽象的な取締りにたいして、具体的な検閲標準が作られた。もともと、これらの「検閲」とは別に、警保局は、「示達」（当該記事が掲載されるときは多くの場合禁止処分にするもの）、「警告」（当該記事が掲載されるときは時の社会情勢と記事の態度如何によって禁止処分にするもの）、「懇談」（当該記事が掲載されても禁止処分にはしないが新聞社の徳義に訴えて掲載しないよう希望するもの）の三段階にわたる処分を予告した「掲載差止」ができていたのである。

三八年五月、近衛内閣の改造についての予測記事をのせたことが、国内外に悪影響を及ぼすとの理由で「東京朝日」・「報知」など四〇紙が発売頒布禁止となった。同七月、内閣情報部は、内務・外務・陸軍・海軍の四省の關係者を集めて「新聞指導要領」（係官のための基準で公表は許されなかつた）を作成した。その中には、「現在の戦局ないし時局に關し余りに樂觀的印象を与うるがごときことを避け長期持久堅忍不拔の信念を鼓吹すること」、「国民生活への影響等を記述するに當りては国民に急激なる衝動を与えざるごとく注意すると共にこの難局を突破せば前途に大なる光明をもらすものなることを強調すること」などとあつた。こうした「内面指導」が取締りと平行して大きな役割を演じたのである。

このころから、新聞にとつて決定的意味をもつ用紙の統制、供給制限がはじまつた。三八年六月の消費制限品目の中に紙が入り、七月、商相は有力新聞社代表に用紙節約を要請し、つづいて八月に商工省から公示がおこなわれたが、その内容は、新聞用紙は王子・北越兩製紙から買い付ける年間数量を一二%削減することであつた。三九年六月には新聞巻取用紙供給制限規則が公布された。同七月に

全国の代表的新聞四四紙が出したイギリス大排撃の共同宣言は、當時の国策にたいする新聞の同調的立場を公表するものであつた。

四〇年一月の第七次「新聞指導要領」である「支那中央政府成立に關する新聞記事取扱方針」は、「汪精衛を中心とする新中央政府は真に帝国と提携して共に新東亜の建設を分担せむとするものなるをもつて帝国としてはその成立発展に全幅の協力を与うべきものなるむねを理解せしむるに努むること、ただし新政府の成立はあくまで支那側自体の自発的創成に係り我方の工作により樹立せらるるものなるがごとき印象を与えざるよう嚴重注意すること、汪精衛の人格・識見および青年層における声望ならびに同志の團結力および活動力等汪政権の強靱性に關する報道の紹介に努めその一面の脆弱性についてはなるべく触れざるよう留意すること」と指示した。同年二月に情報部が作成した「新聞指導方針について」は、新聞を時局に即応させるため営業部門を押えることが鍵であるとし、従来商工省が処理している新聞用紙供給制限を内閣に引き取り、これによつて新聞に「ならみを利かすこと」を期待したが、その実現が、五月に情報部に新設された「新聞雜誌用紙統制委員会」であつた。六月、参謀總長閑院宮は、言論機関の功績を認め、いっそうの協力を求めるため各社代表三五名を大本營陸軍部に招集した。四〇年までの新聞・出版物処分件数は第42表の通りである（内務省警保局「出版警察報」の数字。後出の高木・福田論文による）。

四一年一月、「新聞紙等掲載制限令」が公布され即日施行となつた。従来の掲載禁止処分はもっぱら新聞紙法第二三条および出版法第一九条によつて内務大臣がおこなつていたのを、情報局の成立を機会に、国家總動員法第二〇条（政府は勅令で新聞紙その他の出版物の掲載禁止・制限・差押えができる）を発動して掲載禁止・制限の範圍を明確にしたものである。これによつて、「總動員業務に關



第42表 新聞・出版物処分件数

	1937	1938	1939	1940	
一般安寧	止除意	511	519	474	779
	禁削注計	210 934 1,655	120 1,063 1,702	274 2,402 3,150	290 2,315 3,384
風俗	止除意	121	308	154	63
	禁削注計	75 331 527	72 518 898	72 468 694	32 124 219
記事差止	止除意	231	85	36	25
	禁削注計	29 1,061 1,321	10 396 491	6 287 329	4 120 149
合計	止除意	863	949	777	910
	禁削注計	314 2,326 3,503	204 2,087 3,240	385 3,876 5,038	340 3,318 4,568

[備考] 合計には、1938年8月から実施の省令によるものをふくむ。

する官庁の機密」、「軍機保護法(三十七年八月改正)の規定による軍事上の秘密」、「軍用資源秘密保護法(三十九年三月公布)の規定による資源の秘密」の掲載が禁止されるとともに、総理大臣に「外交に關し重大なる支障を生ずるおそれある事項」(新聞紙法第二七条の強化)、「外国に対し秘匿することを要する事項」、「財政経済政策の遂行に重大なる支障を生ずるおそれある事項」の制限・禁止権が与えられ、実質的には情報局がその取締権を握ることになった。つづいて三月に公布された「国防保安法」は、軍事はもちろん外交・財政・経済その他について「国家機密」を指定し、これを侵したものを極刑に処する法律であった。大政翼賛会組織局宣伝部はさらに民間各種の宣伝事業と広告界を一元的に統一するために、日本宣伝文化協

会をあっせんして設立することとなった。

四一年一二月、真珠湾攻撃の翌日、情報局における非常召集の「懇談会」において、警保局図書課から左のような「記事差し止め事項」が発表された(畑中繁雄のメモによる)。

○一般世論の指導方針として

- 一、今回の対米英戦は、帝国の生存と権威の確保のためまことやむをえず起ち上った戦争であると強調すること
- 二、敵国の利己的世界征覇の野望が戦争勃発の真因であるというように立論すること

三、世界新秩序は八紘一宇の理想に立ち、万邦おのおのそのところをえせしむるを目的とするゆえんを強調すること

○具体的指導方針として

- 一、わが国にとって戦況が好転することはもちろん、戦略的にも、わが国は絶対優位にあることを鼓吹すること。
- 二、国力なかくわが経済力に対する国民の自信を強めるよう立論すること、しかして、与国中立国はもとよりとくに南方民族の信頼感を高めるよう理論をすすめること
- 三、敵国の政治経済的ならびに軍事的弱点の暴露に努め、これを宣伝して彼らの自信を弱め、第三国よりの信頼を失わしめるよう努力を集中すること

四、ことに国民の中に英米に対する敵愾心を執拗に植えつけると、同時に英米への国民の依存心を徹底的に払拭するよう努力すること

○この際とくに嚴重に警戒すべき事項として

- 一、戦争に対する真意を曲解し、帝国の公明な態度を誹謗する言説
- 二、開戦の経緯を曲解して、政府および統帥府の措置を誹謗する

## 言説

- 三、開戦にさいし、独伊の援助を期待したとなす論調
  - 四、政府と軍部との間に意見の対立があったとなす論調
  - 五、国民は政府の指示に対して服従せず、国論においても不統一あるかのごとき言説
  - 六、中満その他外地関係に不安動揺ありたりとなす論調
  - 七、国民の間に反戦・厭戦気運を助長せしむるとき論調に対しては、一段の注意を必要とする
  - 八、反軍的思想を助長させる傾きある論調
  - 九、和平気運を助長し、国民の士気を沮喪せしむるとき論調  
(対英米妥協、戦争中止を示唆する論調は、当局の最も忌み嫌うところである)
  - 十、銃後治安を攪乱せしむるとき論調一切
- さらにそれに追いかけて「言論出版集会結社等臨時取締法」が公布され、結社や集会とともに、新聞紙法による出版物の発行も許可制にされた。また、国家総動員法にもとづき、「出版事業令」に一年あまり先だつてほとんど同文の「新聞事業令」が公布施行された。同勅令は、新聞事業主にたいし事業の譲渡または譲受・会社の合併・事業の廃止または休止を命ずる権限を主務大臣(内地では首相および内相)に与えるとともに、新聞事業の総合的統制運営を図り、新聞事業に関する国条の立案および遂行に協力することを目的とする団体の設立を命じうることにした。(その団体の事業の中には、出版事業の場合とちがって、「新聞記者の登録」もふくまれていた)。同令にもとづいて、四一年五月に結成されたばかりの団法人新聞連盟は、「日本出版会」とならぶ統制団体「日本新聞会」にとつて代られ、同会は新聞社の整理統合を強力に進めることとなった。日中戦争勃発後におこなわれた「悪徳不良紙」の整理とその

後の二三流弱小紙、区内新聞・業界紙の整理の段階とは質的にちがって、これ以後全国的な新聞社の整理が進んだ。「読売」と「報知」の合併、「大毎」と「東日」の統合などをふくめ、日刊紙七三九紙は四二年四月までに一〇八紙(のちには五四紙)に減少していった。大新聞中心主義が明確化し、地方新聞については「一県一紙」(四〇年末までに千葉・鳥取・群馬・富山で実現)への制限が進められていった。(強行は四五年三月)。

四三年一月には、元日号にのつた中野正剛の「戦時宰相論」で朝日新聞が発禁となり、四四年二月には「竹槍事件」で毎日新聞が発禁になった。中野の「戦時宰相論」は、非常時の首相は廉潔で私生活も清楚であれ、国民の声を聞け、独断専行を避けよと諸葛孔明や桂首相を例にあげて抽象的に論じたにすぎないものであったが、このため中野は執筆禁止となり、東方会は全国的に一斉検挙され、中野は警察に「任意同行」された。起訴して葬れと厳命する東条首相と証拠不十分で反対する検事総長とのあいだに激論があり、議員を拘留するための衆議院の許諾がないため予審判事は令状を蹴って釈放したが、中野は遺書を残して割腹自殺し、令状請求を却下した小林健治予審判事は、報復的に召集令状を受けたのである。その後、反東条的右翼政治団体の結社禁止、検挙に関する記事は一切掲載禁止となった。「竹槍事件」の原因となったのは朝刊第一ページにのつた七段ぬきの二つの記事、一つは「海洋戦の攻防は海上において決する。本土沿岸に敵が侵攻し来るにおいては、もはや万事休すである」ともう一つは「竹槍ではまにあわぬ、飛行機だ、海洋航空機だ。敵が飛行機で攻めてくるのに、竹槍では戦えない」という趣旨のものであり、同紙は発禁処分となり、陸軍は執筆者の厳罰をせまり、毎日新聞の陸軍報道部出入禁止をいいわたした。執筆者新名丈夫はこのために懲罰召集の「赤紙」を受けて丸亀連隊に入営させられ

たのである。

四二年に各新聞社は検閲部なるものを新設したが、そのころ以後当局検閲はますます強化された。記事掲載禁止の具体的事例を示せば次の通りである。まず天候の記事は写真とともに、運輸通信省軍用資源秘密保護規則別表抵触として差押処分、天気予報はもちろん風向・風速・雲形・潮の干満も不許、傘をさしている写真も、晴れた日が続くというのも気象管制実施法にひっかかる。空襲や疎開の記事も、たとえば「空襲による家屋その他の建造物の被害ならびに復旧状況に関する記事、写真を掲載せざるよう」(四二年四月)、「空襲関係の広告は罹災地の移転広告・死亡広告とも各一日一件、移転広告の場合は旧所在地は出さず移転先のみ記すこと、死亡広告は爆死の事実を表示せず単に葬儀関係の報道に止むること」(四四年一月)。「治維法事件検挙に関する記事は当局発表以外一切」(四二年九月)、「キリスト教三派の結社禁止および右教会派に属する教会の設立認可取消処分ならびにこれに関連する記事は一切」(四三年四月)が掲載禁止。経済関係では、自家用保有米と年令比、(四一年二月)、金銀在高・現送・買入量・同予想(同三月)、石油貯蔵額・同能力・輸入状況・綿花・綿糸布の在荷量(四二年一月)、価格調整補給金(四三年四月)、工業の企業整備(同五月)、工場疎開、徴用(明朗な美談を除く)、予算委員会の内容、在華敵産処理方針、中国人労働者の内地移入等、工場の新設、移転・労働者数(四三年九月)、米穀現在高・需給、外米輸入量・買付値段(四四年三月)。大東亜建設審議会の審議内容(四二年二月)、最高戦争指導会議の構成・開催の事実(四四年八月)、邦人のソ連領内における見聞の記事は一切発表不可。日米間のハル・野村交渉の特電は事前検閲によって、「二人はまず握手を交し」が対米親和感で削られ、「会談は一時間」は交渉緊迫感で削られ、「交渉はなお続行されるだろう」

が前途見透しの観測記事で削られ、結局六〇数行のうち三行半だけが許可となった。「皇軍後退用語」は禁止され、「戦略展開」や「作戦上の転進」となり、「戦時生活」の「戦時」は「平和」に対する語で不適当として「戦争生活」と改められた。武勇談の中で使ったA少尉、S曹長等も英語だから日本語にすべしと原稿がつっ返された。四〇年八月六日の原爆も名称掲載を禁止され「新型爆弾」と呼ばれ、防空総本部から、(1)壕内待避がやはり有効である。(2)火傷のおそれあり、身体露出部を少なくせよ、(3)敵の一機にも油断するな、と発表した。そしてこれが最後の記事指導通達となった。

新聞用紙の統制は前にもふれた通り、三八年八月、実績月間一〇〇連以上を使用する新聞五一社にたいし商工省告示をもって九月から一二%の消費制限が命ぜられ、翌三九年八月からはこの制限は消費量に応じて一五―一二・五%に拡大され、また四〇年七月からは制限はさらに一〇%方ふやされ、四一年七月からは四〇%以上の制限率強化となり、従来制限を免れていた月使用量一〇〇連以下の小新聞も制限を受けるようになった。このため三七年に六億九千万ポンドであった新聞巻取紙の消費量は四一年には五億三千万ポンドに四分の一ほど減少した。こうして新聞の種類とともにページ数も削減されてゆき、三八年七月まで二〇ページであった有力紙の朝夕刊ページ数は、四一年四月には半分の一〇ページとなり、七月には夕刊の二ページ制がはじまり、一〇月には夕刊は週三回に、四四年三月には全国一斉に夕刊が廃止され、朝刊もついに二ページ建になっていった。組方も一ページ―三段であったものが四〇年一月からは一五段、最後は広告なしの一六段制になった。

なお新聞紙にたいする検閲機関は、一、検閲官庁―内務省・情報局・検事局・警視庁・府庁(警視庁検閲課・府県特高課)、二、特

別検閲官庁—郵便検閲（郵便法第一六条、安寧秩序・風俗壊乱記事所載の場合没収）、軍検閲（三七年七月陸軍省令第二四号、同八月海軍省令第二一号による命令事項、軍機保護法による秘密事項の監視）、憲兵検閲（軍機保護法その他軍の安寧について軍人以外の者にたいする取締り、海軍軍法會議法第六条）となっていた。

（前掲のほか、内山芳美・香内三郎「日本ファシズム形成期のマス・メディア統制」(一)、思想、一九六一年七月号。高木教典・福田喜三、同上(二)、思想、同一一月号、碧川喜代三「検閲記者の日記」、月刊読売、四六年三月号。横田省己「言論はどう弾圧されたか」、朝日評論、四九年三月号。松下芳男「三代反戦運動史」、一九六〇年刊。新名丈夫著「政治」、一九五六年刊。などによる）。

### 放送・通信統制

ラジオ放送は、制度上は民法にもとづく社団法人・日本放送協会によって運営されていたが、実質上は初めから国家管理下におかれ通信省を通じて強い統制を受けていた。しかし戦争開始以後、情報局の放送協会にたいする「指導」は強まり、政府は番組編成についていっそう積極的な介入を進め、一九三四年には全国中継放送網の中で東京を中央局とする組織の一元化をおこない、また番組編成の最高方針を審議する放送審議会と、全国中継番組の実際的編成をおこなう放送編成会を設置した。三八年一〇月に、放送内容の「時局認識を図る」ため勅令によって「放送考査官」（東京・大阪両通信局無線課に配置）が設けられ、三九年七月には、放送番組編成の綱領・重点などを協議し、毎月の編成方針を決定する機関として、通信省と内閣情報部の共同の「時局放送企画協議会」が設置され、これがのちには情報局の指導下に番組編成に重要な役割を演ずることになった。他方、短波全波の受信機は禁止され、その取締りは強化し、国民の耳から海外放送を一切遮断した。またニュースを担当する通信社については、日本

放送協会の融資の形で新しい「同盟通信社」を設立し、既存の連合通信社と電通を吸収して、一九三六年には完全な国家的独占通信社となっていた。三七年度の示達書には、「その社（同盟通信社）は、国策に照応し、公正なる報道を普及して、内国民思想を指導し、健全なる世評の作興に務め外海外世論を啓発し、国際的了解の増進に寄与する使命を荷う国家的機関なるを以て」、同社の事業を助成するため一五〇万円を交付すると書かれていた。翌三八年度にはこの助成金は二五〇万円に、三九年度は三〇〇万円、四〇年度は三九〇万円にと、老大な金額に膨脹していった。同社はまた、株式の半分を保有する「電通」（通信部が同盟通信社に吸収されたのちは純広告代理業）を左右し、これを通じて新聞社収入の半額以上をまかなう広告収入に力をのばし、多くの新聞を財政面から統制した。

### 映画統制

一九三七年の事変勃発から一週間、すばやくも内閣情報集めて、ニュース映画による挙国一致への協力を求めた。つづいて八月に内務省は「国民精神総動員」を強化するため映画製作者等に製作方針の方向転換を希望する指示を出し、映画製作各社はすべての作品の巻頭に「挙国一致」「銃後を守れ」などのタイトルを入れることを決定した。九月、内務省は軍事映画とニュース映画に関して映画業者に警告を発し、応召者の家庭悲劇を誇張して扱うなど思想的悪影響のあるもの、第一次上海事変のニュース映画を蘆溝橋事件以後の事変ニュースのごとく扱うもの、洋画の航空場面のつなぎ合わせごまかし等を不可とした。三八年七月、映画検閲当局は「時局にふさわしからざる」映画の続出にかんがみ、取締り方針の峻厳化を声明し、各社シナリオ作家を内務省に集めて日本精神の昂揚を要望した。同月、映写機への鉄鋼使用が禁止され、一月から外国映画の輸入の許可制が実施された。三九年一月、警視庁は映画脚本等

の事前検閲を強化し時局にそわぬものの上映を禁止することとし、一方、文部省は文化映画の認定官をおくとともに「優秀映画」に文部大臣賞を授与することになった。

三九年四月には、内務省と文部省との連合により三三年に設置された「映画統制委員会」や翌年設置の「財団法人大日本映画協会」を母胎としての「映画法」が公布（一〇日施行）された。新聞・出版を除き、文化諸分野のうち映画についてまっさきに、しかも結局唯一のものとして、積極的統制指導のための全面的統制法規が作られたことは注目に値することであり、映画の与える影響力の大きいことを示している。同法は、検閲による統制と「強制上映」等による積極的利用を法的に統合したものであり、前者については、映画法第九条と同法施行規則第一四―一五条によって、従来からの検閲（内務・税関検閲と輸出検閲）のほかに劇映画の製作開始前脚本届出を義務づける二重検閲制を規定した。また同法による映画製作・配給業者の許可事業制（第二条）と指定業種従事者の登録制（第五条）は、興行時間等の制限権（第十七条）や製作種類数量制限・配給・興行にたいする命令権（第十八条）とともに、全面的な映画統制権を内相と文相に与えるナチスばりの規定であった。あわせて外国映画の上映制限（第一六条）や文化映画・ニュース映画の強制上映（第一五条）も規定された。映画法の条文ではまだ漠然としていたものが、同法施行規則（三九年九月三省令で公布、そのご四〇年九月、一二月、四一年六月に改正）では明確にされていた。たとえば同規則第二七条では、「映画法第一四条第一項（行政官庁の検閲に合格したものでなければ上映できないとの規定）の規定により検閲したる映画にして左の各号に該当するときは之を不合格とす。

一、皇室の尊厳を冒瀆し又は帝国の威信を損するおそれあるもの、  
二、朝憲びん乱の思想を鼓吹するおそれあるもの、三、政治上・軍

事上・外交上・経済上その他公益上支障のおそれあるもの、四、国策遂行の基礎たる事項に関する啓発宣伝上支障のおそれあるもの、（この項は改正で追加された）、五、善良なる風俗をみだし国民道義を頹廢せしむるおそれあるもの、六、国語の醇正を著しく害するおそれあるもの、七、製作技術著しく拙劣なるもの、八、その他国民文化の進展を阻害するおそれあるもの」となっていた。映画法の実施にともなうて劇映画脚本の事前検閲が一〇月から実施された。検閲制度の確立によって不合格は激減し、四〇年以後は切除件数も少なくなり（第43表参照。内務省警保局の統計。高木・福田前掲論文

第43表 映画検閲切除理由別件数

区分	1931	1937	1938	1939	1940	1941
公安	日本物	443	105	46	41	8
	外国物	207	136	40	77	2
	計	650	241	86	118	10
風俗	日本物	893	337	287	203	55
	外国物	596	482	196	272	61
	計	1489	819	483	475	116

による）、検閲は表面的には映画統制の主座からひき下がった。（それにしても厳格な検閲をおそれ、しかも巨額な製作資金を要する営利用の映画の中で戦争中も「切除」がつづいていたことは見落しとしない）。むしろより重要な意味をもち出したのは、四〇年に実施された「文化映画」と「ニュース映画」の強制的上映であった。一二月、文部省は演劇映画音楽改善委員会を設置し、また映画法第一九条による映画委員会官制が勅令によって公布された。四〇年四月には、国策会社「日本ニュース映画社」が四社を合併して成立し、翌年五月官製の社団法人「日本映画

社」が発足した。

四〇年八月、新興映画の秋季製作予定の武田麟太郎作「大都会」菊地寛作「黒白」、川口松太郎作「春告ぐる嵐」などが、内務省の脚本事前検閲で難航をつづけた。日本映画事業連合会製作部会では、今後映画化希望の原作について製作意図と根拠を検閲当局へ提出し、許可をえた上で初めて原作者から権利を獲得して脚本執筆に着手するよう原作物事前検閲の具体案を決定した。四一年八月、情報局は、大日本映画協会の手先として映画の国家管理的な徹底的統制を断行するむねを申し渡し、「民需にまわすフィルムは一つイートもない」と称して非軍事映画にたいしては資材の面から迫害と禁圧をはかった。一〇月には映画監督亀井文夫が、陸軍報道部の後援で作成したにもかかわらず上映を禁止された「戦う兵隊」をはじめ「小林一茶」、「富士の地質」などの作品のために治罪法違反被疑で逮捕され、一年間の拘禁のち起訴猶予となって保護観察処分を附せられた。そして映画法によって監督の免許は剥奪され、東宝から免職された。武漢作戦の記録映画「戦う兵隊」は内務省の検閲却下にあつて公開できなくなり、「小林一茶」は「文部省認定」をはずされた。「小島の春」と「小林一茶」は監督協会賞に選ばれたが、文部省の横槍でうやむやとなり、その後、同協会そのものが解散させられた。一二月にはアメリカ映画の上映が停止され、在日のアメリカ映画八支社が閉鎖された。六大都市では二時間半興行が実施され、劇映画の製作本数が制限された。四二年には、フランス映画・イタリア映画計五本が上映禁止となり、情報局に大東亜共栄圏宣伝文化映画製作委員会なるものが設置され、内務省は劇映画三社との連絡会議において敵愾心高揚映画の製作を要望した。

一方、四〇年四～五月ころから映画用生フィルムの不足が深刻化し四一年から映画の製作本数も制限された。映画法による製作制限

がおこなわれるまでの製作本数は、毎年五〇〇本を越え、一社平均年一〇〇本を製作していたが、四一年度の封切劇映画は合計二四四本で、例年の半数にも達しなかった。このうち一七一本は上半期に封切られ、下半期に封切られたものは八三本にすぎない。これは生フィルムの割当の減少によるものである。その後はさらに生フィルムはもちろん、セットをたてるための木や紙や釘までたらなくなり、世界屈指の映画多産国日本の映画も生産減をつづけ、一九四四～四五年の製作本数は平年の一〇分の一に低下した。一九四四年には総数四六本、四五年は八月までにわずか二二本が製作されただけであつた。

映画会社の企業統合も推進され、四二年一月に「日活」「新興」「大都」の各映画社が統合され、情報局が重役を指名して「大日本映画製作株式会社」（大映）が発足し、一〇社あつた劇映画製作会社の三社（松竹、東宝、大映）への統合が完成した。三月、情報局は各社へ国民映画賞製作の助成金として脚本執筆製作にそれぞれ二一〇〇円ずつ交付した。新たに創設された社団法人映画配給社は四月から全国二三〇〇の映画館を紅白二系統に分けて配給の全国的一元化を実施することとなった。四三年には文化映画製作者二〇〇数十社の三社への統合が完成する。四四年一月には、大日本映画協会が改組され、製作、配給、興行の一貫的な統制機関として強化されて四五年六月に映画公社が設立、発足した。

（前掲のほか、岩崎昶「映画史」、一九六一年刊。同「統制・抵抗・逃避―戦時の日本映画」、文学、一九六一年五月号。瓜生忠夫「映画法の周辺」、潮流、一九四八年一月号。日本映画雑誌協会「昭和一七年映画年鑑」。などによる）

#### 芸能統制

「文化統制」はさらに「能狂言」から「宝塚少女歌劇」、「浪曲」に至るまで、各種各様の部面に及んだ。以下

にその主なものをあげておこう。

「事変」直後の三七年八月、警視庁保安部は「松竹」その他興行界の代表を招致し、時局を反映した興行物について取り扱ひ上の注意をうながし、内務省は「事変下の娯楽機関の戦時体制の確立、国民精神総動員強化のため」、映画とレコードの製作方針の方向転換を希望した。三九年一月、警視庁は演劇台本等の事前検閲を強化し、時局にそわぬものの上演を禁止することにした。同三月、外務省は宝塚少女歌劇団がサンフランシスコで上演予定の「唐人お吉」は日米間の感情を害するとして上演中止を命じた。五月には警視庁保安課が、能狂言「大原御幸」の所作事が時局がら不敬のおそれがあるとして上演中止方を警告した。九月のロシア・オペラ、バレエ団の上演は、警視庁から「事変下資金統制の建前上、外国劇団の招聘は面白くない」との理由で禁止を命ぜられ、今後この種の外国劇団は一切公演禁止の方針となった。一二月、文部省は演劇・映画・音楽等改善委員会を設置した。なお、「映画法」に対応する「演劇法」の制定も企図されたが、これは実現にいたらなかった。

四〇年二月に「警視庁興行取締規則」が発令されたが、これは従来の「興行場及興行取締規則」が強化改正されたものであった。新規則によって、興行者、技芸者、演出者はそれぞれ許可申請を提出することを命ぜられ、三月から実施された。五月には「聖戦完遂」に即応するため関東在住の全浪曲家を打って一丸とする「日本浪曲協会」が結成されたが、浪曲協会ばかりでなく、東京講談組合・東京落語協会・講談落語協会の三者が合同して「講談落語協会」となり、その他東京漫談協会・帝都漫才協会その他三曲・舞踊・邦楽・奇術・大神楽などの協会があった。技芸者はこれら警視庁公認の協会に所属しない限り「技芸者の証」（一種の鑑札）が与えられず、したがって出演ができないことになった。関東の日本浪曲協会にた

いして関西には浪曲親友協会があったが、内閣情報部は東西協会の幹部・浪曲作家・文壇人から構成される「浪曲向上会」を作らせた。同会は浪曲番付を廃止しその業者に利益を保証するため雑誌「浪曲」を発行するとともに、浪曲読物の大転換をはかり、文壇の大家に浪曲台本の新作を委嘱し、愛国精神の横溢した文芸的読物（「愛国浪曲」）を浪曲家に与える企画をたてた。愛国浪曲の発表大会は一月におこなわれたが不評のため一回ぎりとなった（関西から打合せ会に出席した広沢虎吉は、政府側役人や文壇諸大家を前にして、「こういう新作台本は私は甚だ不得意で、やれといわれてもやれまへん、芸人は自分の持っている芸を大切に、その芸でお国に御奉公すればこそ愛国であって、戦争ものを讀んだからというてそれが何の愛国だっしゃろ」と述べたという——中川明德「太平洋戦争と浪曲界」文学、一九六二年四月号による）。この年九月、帝国劇場（帝劇）が内閣情報部の本部となって閉鎖された。一〇月、警視庁は「技芸者協会」を結成させ、技芸者の許可制度を実施し、大阪では一一月演行予定の歌舞伎「河内山宗俊」が大坂府保安課によって上演を禁止された。一一月、人形劇団ブークが解散を命ぜられた。

四一年一月、情報局と大政翼賛会宣伝部は帝劇講堂に国会議員を招待して愛国浪曲を聞かせたが、政府は浪曲の大衆的影響力が大きいこと（たとえばラジオで四二年の演芸の総放送時間九六八時間のうち、浪曲は四五二時間を占めていた）から、浪曲の統制に力をいれ、五月には浪曲向上会のあっせんで「浪曲作家協会」が生誕した。この年三月には、技芸者許可制度の実施以来初の出演禁止行政処分が、喜劇俳優高屋朗・漫才東ヤジロー・キタハチの三名に言い渡された。四月、情報局は「移動演劇連盟」を結成させ、移動演劇の内容の組織的指導と配給の一元化をおこなうことになった。八月には警視庁はお盆興行に関連して、「吉良のお常」「涼風一夕嘯」や劇

中に歌われる「私のダイアナ」など今後一切興行を許可しないこととし、その他二、三が注意をうけた。同九月から文部省、内務省はレコードの取締りにのり出し四三年には情報局によって、一〇〇〇曲にのぼる英米楽曲の演奏が禁止され、ジャズ・レコードも禁止された。四四年三月になると、「決戦非常措置令」が発令され、その一つ「高級享楽停止に関する具体要綱」にもとづいて、東西の歌舞伎座をはじめ全国一九カ所の大劇場の一斉閉鎖が決定して全国約四〇〇興行場が閉鎖され（のち少数再開許可）、翌四月には第二次決戦非常措置令によって演劇興行はすべて二時間半以内、入場料五円以下に制限された。浪曲界では終戦前に東西両協会が一本化して「日本浪曲会」となった。

## 第二章 学問研究にたいする弾圧

満州への侵略が開始されるとともに、民主的・自由主義的な学者とその学説にたいする迫害が強まり、一九三三年に滝川事件——京大滝川幸辰教授の講演「復活に現われたるトルストイの刑罰思想」と発禁になった著書「刑法読本」「刑法講義」が、右翼から攻撃されて議会で問題となり、大学側の抗議にかかわらず閣議決定で休職となり、法学部の教授、助教授、講師、助手、副手三九名が連袂辞表提出、八教授免官、学生委員検査等——、一九三五年には美濃部事件——貴族院議員美濃部達吉博士の天皇機関説が、軍部と右翼の強迫を受け、「憲法撮要」等三著書が発売禁止、二著改訂命令、不敬

罪・出版法違反で取調、貴族院議員・学士院会員辞任、ピストル狙撃で負傷、政府声明でこの学説の講義禁止宣言——がおこった。一九三六年には、さきの「日本資本主義発達史講座」につづいて「日本封建制講座」を企画中の平野義太郎・山田盛太郎・小林良正ら五名の研究者が、他の「文芸街」・「文芸評論」・「社会評論」・「時局新聞」などのメンバー二九名といっしょに戒厳令下に検査された（いわゆる「コム・アカデミー事件」）。

日中戦争勃発以後、学問と大学にたいする干渉はいっそう強化された。東京帝大教授矢内原忠雄の特別講義「満州問題」（のち刊行）にたいして軍事教官は聴講しないよう学生に伝えていたが、一九三七年九月号の「中央公論」に執筆した論文「国家の理想」などが右翼学者によって攻撃されて削除を受け、同教授は一二月に大学を追われた。（翌年、著書「民族と平和」および「民族と国家」発禁）。この月「人民戦線事件」の一環として検査された「労農派」同人との関連で、一九三八年二月には、「教授グループ」として、東大教授大内兵衛・同助教授有沢広己・脇村義太郎ら一名が治安維持法違反で検査された（「人民戦線事件」第二次検査）。大学の現職教員がこれほど大量に検査されたのは初めてのことであった。起訴された帝大教授たちは休職処分を受けたが、多くは六年にわたる長い裁判闘争のち、一九四四年八月の第二審で無罪の判決が下った。しかし東大内田総長の辞表勧告を拒否すると、大学は罷免を強行した。内務省警保局はこれら人民戦線派検査者の執筆原稿の雑誌その他への掲載を禁じ、大内兵衛著「財政学大綱」は休版を命ぜられた。なお「人民戦線事件」第一次検査に「労農派」として検査された中には、向坂逸郎、大森義太郎、猪俣津南雄らが含まれていた。四一年の第一審で、山川均（五年）・荒畑寒村（三年）・向坂逸郎（三年）・青野季吉（二年）・高橋正雄（執行猶予）の判決を受け、





七年より四〇年までの左翼学生検挙者は五二五名、起訴者六七名、その一九二五年以来の合計数は検挙五三七七名、起訴四五四名であった(司法省刑事局「最近に於ける左翼学生運動」、思想研究資料特集第八五号、四一年五月発行)。

(この項は前掲の諸資料のほか、田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義「大学の自治」、一九六三年刊。大内兵衛・有沢広己・脇村義太郎・美濃部亮吉・高橋正雄「二十年前」、世界、一九五八年四月号。家永三郎「大学の自由の歴史」、一九六二年刊、などによる)

大学の枠外の研究者集団にたいする弾圧の代表的なものは、一九三九年の「唯物論研究会」の弾圧であり、その他、一九三七年の「世界文化」、一九四一年の「教育科学研究会」などの関係者の検挙事件などがあった。

唯物論研究会は、一九三二年一〇月、岡邦雄・三枝博音・戸坂潤らを中心に、「唯物論の研究に重大な意義をみとめる研究家の研究団体」として成立した。発起人の中には長谷川如是閑・小泉丹・小倉金之助などがあり、会員の中でも自然科学者が多かった。初めは哲学・自然科学が中心で、政治的色彩のない大衆団体として、機関紙も新聞紙法によらず社会問題の時事的扱いをさせたが、しだいに社会科学・芸術論・文化問題に拡がり、マルクス主義の哲学的理論的研究とその普及化をおこなう唯物論者の研究団体の役割を演じ、唯物論哲学の発展にとって中心的な役割を果たしたのみならず、とくに「歴史科学」(三二・五)三六・一二)と「経済評論」(三四・九)三七・一〇)が姿を消したあと、社会科学の諸分野でのユニークな水準の高い業績を生み出し、反動的風潮の進む中で、非科学的・精神・日本主義イデオロギイとのたたかいや、唯物論・マルクス主義理論の普及、あらゆる文化・思想現象の科学的解明の上で大きな

役割を演じた。開いた研究会数四七一回、機関誌七三冊、刊行した「唯物論全書」(「三笠全書」をふくむ)六六冊に上った。一九三七年末の「人民戦線事件」のあと、主力会員に執筆禁止令が出されたことから、三八年一月には、定期的研究会の中止、機関誌編集方針の改革、幹事長(岡)と事務長(戸坂)の辞任を決定したが、「教授グループ」の検挙のあと、幹事会は会の解散にふみ切り、雑誌、「学芸」の出版所に形を変えた。しかし同誌も一二月号は禁止となり、一月に幹部二四名が検挙され、うち一四名が起訴された(つづいて翌年地方支部など一二名、翌々年一五名、検挙)。終りころの会員数約二〇〇(最盛時二五〇)、機関誌発行部数約一五〇〇(最盛時四〇〇〇)であった。特高警察は、唯研自体をコミンテルンおよび日本共産党の目的遂行の結社と決定し、治維法第一条第一項後段を適用した。なお唯研は若干の幹事の個人的接触を通じて都内各大学の研究会その他の多くの学生グループと関係をもち、さらに関西地方の諸大学などにもつながりをもっていたが、唯研幹事の総検挙と同時に、東大・慶大・早大・農大・美校・外語などの学生六三名が検挙された(座談会「唯物論研究会の足跡」および社会経済労働研究所「唯物論研究会、その意義と歴史と成果」、唯物論研究(1)、四七年一〇月)など。

これより先、京都においては、同志社大学予科教授新村猛・真下信一・大阪相愛女専講師中井正一らを中心に、従来からあった「美批評」を改組して雑誌「世界文化」を創刊し、その後さらに週刊紙「土曜日」(最高発行部数七〇〇〇)を発行し、これらを通じてフランスその他の反ファシズム・人民戦線文化運動などの紹介や、京都地方での音楽・映画等の文化運動をおこなった。一九三五年から三七年にかけて「世界文化」は第三四号まで(毎号一〇〇〇ないし一五〇〇部)、「土曜日」は二一号まで(毎号二〇〇〇ないし七〇〇

○部）発行された。このグループは、三七年一月から翌年にかけて検挙され、数名の起訴者を出した。またこれとほぼ同じ時期に、このグループとの若干の関連をもちつつ、京大の学生たちを中心に「学生評論」が発行され、二次にわたつて検挙を受けている。

教育科学研究会は、雑誌「教育」を通じて、城戸幡太郎・留岡清男を中心とする同誌の編集者たちと全国の読者たちとの接触が生まれ、これが「生活学校」や生活綴方運動などに参加した現場の教師と研究者との結集に進み、一つの教育運動（「教育の現実への肉迫」とそれにもとづく「ヒューマニスティックな教育の建設」）として発展したものである。一九三七年春に会として発足して以来、機関誌「教育科学研究」をもち、三九年から全国研究集会を開くなど、少壮児童心理学者の児童学研究会や、保母を中心とする保育問題研究会を姉妹団体としつつ、活発な活動を展開した（菅忠道・海老原治善「戦時下の教育運動」）。しかし戦争下の反動化の中で近衛新体制への協力方向が打ち出されるなどの動揺の中で、一九四〇年二月の山形での村山俊太郎の検挙からはじまった「北日本国語教育連盟」（北方性教育運動）関係者三一名の検挙（九名起訴）、「北海道綴方教育連盟」（生活綴方運動）関係者五五名の検挙（一二名起訴）、「生活学校」グループ三名の検挙（全員起訴）、さらに四一年から四二年にかけて「生活図画」グループ二六名（起訴一八名）、新潟地方一六名（起訴八名）、水戸地方九名（起訴五名）、静岡地方一二名と検挙が拡大する中で、四一年八月以降「教育科学研究会」、「綴方生活」、「生活学校」などの関係者が全国一斉に検挙され（約三〇〇名）、四三年には、自ら保育報国隊の結成をくわだてながら解散した「保育問題研究会」の関係者たちにも検挙の手が及んだ。雑誌「教育」も文部省や警視庁の干渉を受け、用紙割当を停止されたため四四年三月号をもって強制的に休刊させられた。このころ城戸幡

太郎、留岡清男らの自由主義者も弾圧を受け、翌四五年一月ころには幼稚園や託児所の保母たちも検挙された。

言語運動としては、山形で斎藤秀一（雑誌「文学と言語」の発行「国際ローマ字クラブ」結成、海外エスペランティストとの交流、等）が一九三八年、東京でマルタロンド（三月会、エスペラントの定期研究会）が一九四〇年に検挙された。

このほか個人的研究者にたいする弾圧としては、三七年九月に講演内容に反軍的言動があったとして東京憲兵隊の取調べを受けた後藤朝太郎や、「企画院事件」（一九四〇年および四一年検挙）や「ゾルゲ事件」（四二年検挙・前述）で捕えられた研究者たち、「横浜事件」（四二〜四五年検挙・前述）に関連して投獄された細川嘉六をはじめ、満鉄調査部・世界経済調査会等の研究者たちなどがある。満鉄調査部については、四一年八月に「満州国」の治安維持法が制定され、その直後の「合作社事件」、「満州評論」グループ、ゾルゲ事件関係者の検挙などにつづき、四二年九月に第一次（二九名）、四三年六月に第二次（一〇名）の憲兵隊による調査部関係検挙がおこなわれ、逮捕はされなかったが調べられたり、調査部から鉄道の現場へ追放された者を加えると、関係者は約八〇名に上った。うち二一名が起訴され、一九四五年五月の判決によって、二名が懲役五年（執行猶予五年）、二名が三年（執行猶予四年）、その他は一年（執行猶予三年）となり、その間に、劣悪極まる満州監獄の中で西雅雄・大上末広・発智善次郎・佐藤晴生・守随一の五名が獄死し、渡辺雄次は出獄後病死した（伊藤武雄著「満鉄に生きて」、一九六四年刊。児玉大三「秘録・満鉄調査部」、中央公論、一九六〇年一二月号）。

## 第三章 教育運動

### 第一節 戦前における教育労働者運動

#### 教育労働者運動の概況

日本教育労働者組合（教労）は一九三〇年十一月東京、神奈川の現職教員二〇数名を組合員として非合法のうちに結成されたが、翌年五月日本一般使用人組合（官公庁、デパート、市場等の下級使用人の組合）、日本映画従業員組合、日本医務労働者組合と合同し、日本労働組合全国協議会（全協）の一般使用人組合教育労働部として再組織された。そのころには組合員は十数倍になり、全国各地に支部が設けられその組織拡大に、新教の機関誌「新興教育」は大きな役割をはたした。しかし、一九三三年二月四日から数次にわたる長野県の教員一三八名にのぼる検挙、同年七月から八月にかけての全国的な三三二名検挙など、相次ぐ弾圧によって教労運動もついに壊滅した。この間、新興教育研究所は、その機関誌「新興教育」で教労運動の方向を明らかにし、活動の指針となるような論文を掲載したり、国際的な運動の経験、各地の経験の交流、新興教育の理論的問題の啓蒙、反動的教育政策の暴露などを展開する一方、現場の教師の先進的な

教育実践「教育内容の自由化」、「教育の実際生活化」、「教育と社会の結合」の記録を集録、交流し多くのすぐれた教材研究や、全協教労長野支部編「各科教授方針批判」、同支部編「修身科無産者教授教程」、新教同盟準備会編「小学校における各科教授方針」などを生みだすなかだちとなり、さらに、教授方法・教材の取り扱いだけではなく、教育方法においても、分団教授法、グループ研究法のすぐれた要素を発展させ、あるいは作業主義教育、労働教育、郷土教育、生産教育などもつ進歩的な内容をとり出すことにも努力していた。

教労運動の壊滅のあと、教育の面でのファシズムに対する最後の抵抗となったのは、生活綴方運動に代表される良心的な教師の教育実践であった。「全国各地ではファシズムの嵐の中で、地道な教育実践が続けられ、文集の交換や研究雑誌の交流、討論によって、教師たちは手を結びあおうと努力した。教員組合運動はもちろん労働運動全体が沈黙し、屈服させられていたとき、その良心的な意図と必死の努力にもかかわらず、その運動はファシズムに対する抵抗の力を失いがちであった。そして一九四〇年二月に始まる『北方教育』、『生活学校』同人の検挙、一九四三（昭和一八）年から翌年にかけての教育科学研究会のメンバーの検挙によって、日本の教育の中に残されていた先進的な教員の運動は圧殺されてしまい、良心の灯は一人一人の教師の心の中でもさされなければならなかったのである」。(1)たとえば「生活学校」誌上では次のような問題提起がおこなわれた。「現行カリキュラムに対する良心的な教師たちの不満が、綴方を全教育を統括する王座にまで祭りあげてしまった。その気持はよくわかる。僕もやはりその経験をもち。……子どもを思えば、そうしてくれる教師に頭が下がる。しかしそれに没頭して、良心的な教師がそれによって良心を満足させ、もつと本質的な

解決方法のため力を尽すことを忘れてしまったら、それは反動的な意味をもつようにさえなるだろう。では本質的なことは何か。それは政治的な解決への努力だ」(戸塚廉「旅の感想」、「生活学校」誌一九三七年一二号新収)と。

注、1) 日本教職員組合編「日教組一〇年史」、一九ページ。なお、教育運動全体の記述については、とくに次の著作に負うところが大きい。「岩波講座、現代教育学5、日本近代教育史」(岩波書店、一九六二年二月刊)。菅忠道、海老原治善編「日本教育運動史」、3、戦時下の教育運動」(三一書房、一九六〇年一二月刊)。

### 教育者グループの活動組織と活動家の検挙

教労運動壊滅以後における教育者グループ

プの活動組織と活動家の検挙状況については、次のごとく述べられている(司法省刑事局「生活主義教育運動について、思想研究資料特輯第九七号」、一九四三年八月による)。

#### 北日本国語教育聯盟

(一) 結成経過 東北地方は屢々冷害凶作に襲われ、農村の窮乏甚しく、従つて文化の程度低く、児童の生活環境も悪かった為児童の生活指導という問題が教師の前に現実的な必要を以て迫っていた。斯様な事情から東北地方に於ては、早くから各県に、左翼的傾向を持った綴方教師によって綴方を中心とする生活教育研究のグループが結成せられ、「北方教育」(秋田)、「実践綴方地帯」(宮城)、「綴方文化」(福島)、「綴方環状線」(岩手)等の機関紙を発行し、又教室に於ける実践の結果たる児童文集を交換して、相互に研究並に実践の刺激を以て来た。斯くの如き状態に在った時、昭和九年の大凶作が起り、之に刺激せられて、右の生活教育研究グループの指導的地位にあった鈴木銀

一、国分一太郎等の左翼分子が主となり、東北社会のマルクス主義的分析の基礎の上に、教育理論を形成して「北方性教育」と称し、之を指導理論として同年一月宮城、福島、秋田、山形四県の綴方教師を糾合し「北日本国語教育連盟」を結成して、其の理論の啓蒙普及に乗り出した。翌昭和一〇年六月には青森、岩手二県の綴方教師も之に加入し、茲に於て東北地方に於ける生活教育研究の小グループは全部此の連盟に統一せられたのである。当時の連盟の委員は、

鈴木銀一(宮城)、佐々木正(宮城)、木下竜二(福島)、佐々木太一郎(秋田)、加藤周四郎(秋田)、国分一太郎(山形)、土崎兼房(青森)、三上齐太郎(青森)、高橋啓吾(岩手)、永沢一明(岩手)、

#### (二) 活動

(1) 機関紙「教育北日本」の発行、(2) 講習会、協議会等の開催、(3) 「教育・国語教育」、「綴方生活」、「工程」等の中央諸雑誌に投稿宣伝、

#### (三) 検挙状況

(1) 検挙年月、昭和一五年二、一一、一二月。昭和一六年九、一〇、一一、一二月。(2) 検挙人員 三一名、(3) 起訴人員九名。

#### 北海道綴方教育連盟

(一) 結成経過、北海道においても一部左翼的教員は、昭和八年頃より個々に綴方を中心とする生活教育を実践して来たが、東北地方を始めとし綴方集団簇生の全国的傾向に刺激せられ、綴方教師中の左翼分子、

坂本亀松、小坂佐久馬、小鮎寛、小笠原文次郎

等が主唱者となり、昭和一〇年八月札幌市に於て広く道内の左翼的傾向の綴方教師を糾合して「北海道綴方教育連盟」を結成

した。連盟の目的は同人相互に生活主義綴方の実践を刺激し且之が普及を図るに在る。

(二)活動

(1)研究会、講習会、座談会の開催、(2)機関誌「綴方林」及「同人通信」の発行、(3)児童文集「北見文選」の発行、

(三)検挙状況

(1)検挙年月、昭和一五年一月。昭和一六年一、四月。(2)検挙人員 五五名 (3)起訴人員 一二名。

生活図画関係グループ

(一)結成経過、生活図画教育は、旭川師範学校図画教師熊田満佐吾が、昭和八年半ば頃より同校美術部員に対し所謂「発展的リズム」に基く絵画の創作を指導し、其の創作指導の過程を通じて部員を共産主義的に啓蒙したるに始まり、後に熊田の啓蒙を受けた部員が教壇に於ける図画の授業に其の指導方法を実践し、且熊田を中心とするグループを結成して、相互に研究及実践を刺激し又其の教育方法の宣伝普及を図るに至ったものである。

(二)組織及活動

(1)「ロンド」昭和一一年三月結成、メンバーは本間勝四郎外五名、

(2)「シアル」昭和一二年三月結成、メンバーは片岡静夫外三名  
(3)「うずまき」昭和一三年八月結成、メンバーは木元幸吉外三名、

(4)「新ロンド」昭和一五年一月右の三グループを解消し其の全員を以て新に結成したるものである。

右のグループはいずれも生活図画及生活主義綴方の研究並に其の実践を刺激することを目的としたもので、其の活動も、(一)

研究発表、(二)実践の結果たる児童作品の相互批評、(三)機関紙の発行等に止まる。尚昭和一六年一月生活図画理論の啓蒙普及の目的を以て「新ロンド」を母胎とし広く道内の図画教育に熱意ある教員に呼びかけて、「北海道図画教育連盟」を結成することを企てたが、熊田検挙の為実行するに至らなかった。

(三)検挙状況

(1)検挙年月、昭和一六年一、九月。昭和一七年二月。(2)検挙人員二六名(内プロレタリア絵画関係四名)、(3)起訴人員一八名(内プロレタリア絵画関係四名)。

「生活学校」グループ

(一)結成経過 雑誌「生活学校」は野村芳兵衛を中心とする東京市所在「池袋児童の村学校」内「児童の村生活教育研究会」の機関紙として昭和一〇年一月創刊せられ、昭和一一年八月「池袋児童の村学校」閉鎖後は扶桑閣の営利雑誌として引継がれ、昭和一三年八月迄刊行せられた月刊雑誌である。発行部数は二五〇部乃至八〇〇部で、読者の三分の二以上が東北及北海道の小学校教員である。

当初は野村芳兵衛が主幹、戸塚兼(元「新教」メンバー)が編輯主任で、主として野村の意見に基き編輯されたのであるが、昭和一一年初頃より戸塚が編輯の実権を握り、殊に同年八月扶桑閣の営利雑誌となつて以後は専ら戸塚が、松永健哉(元「新教」メンバー)、黒滝雷助(元「教労」メンバー)、増田貫一(元「教労」メンバー)、石田宇三郎(元「教労」メンバー)等の左翼分子と編輯グループを結成して編輯方針を協議し、執筆者も右の外北村孫盛、浦部史、楨本楠郎、増渕穰、大矢輝昭、大矢恒子、高倉輝、村山俊太郎、国分一太郎等元「新教」、「教労」メンバーたる左翼分子が大半を占むるに至った。

其の編集方針は総合的な生活主義教育論の建設、宣伝普及であつた。彼等は「新教」、「教勞」の運動を反省批判した結果、其の左翼的政治偏向の誤謬を排し、文化運動の独自性、合法性、大衆性、左翼運動に於けるインテリの役割等を考慮し、殊に人民戦線方策の採択を知るに及んで益々自己の運動方針の正当なることを確信し、生活主義運動に乗り出したのである。

(二)活動 彼等の活動は雑誌「生活学校」の編輯、執筆による啓蒙活動を主とするもので、其の外に昭和十一年八月及昭和十二年七、八月の二回に至り北海道及東北地方に開催せられたる講習会、座談会に講師として出席して小学校教員に生活主義教育理論を啓蒙したことがあるに止まる。

(三)検挙状況

(1)検挙年月、昭和十五年一二月。(2)検挙人員、三名。(3)起訴人員、三名。

## 第二節 戦時体制下の教育と教育運動

### 戦時体制下の教育

一九三七年八月には「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定され、九月には文部・内務両次官あて「国民精神総動員実践要綱」がだされて、国民精神総動員週間とか、防火週間とか、あるいは農村商工業週間とかいう「週間」が毎月おこなわれ、そのなかで「部落町会隣組」などの国民精神総動員の下部単位の組織化がおこなわれた。一方、学校教育の場では「国民精神総動員と学校教育」（一九三八年一月）という文部省の指導パンフレットによって、勅語奉読をとまなう行事の強化と

時局教育の導入とともに各教科ごとに総動員教育が強調されることになった。

こうした国民精神総動員による国民教化と教育の軍国主義化をはかりながら、他方では軍需工業側からの生産力拡充要求、また軍部側からの軍事能力近代化にともなう教育内容および制度改革の要請が切実なものとなった。木戸文相は、「上諭を拝して」総裁以下六五名の委員からなる教育審議会を発足させたが、その第二回総会では「今月の一日の閣議におきまして男子に対して青年学校を義務制といたす方針を決定」（同上）したことが報告され、今後はその内容についてこの審議会で検討してほしいという申し入れが行なわれた。一年六カ月の在営年限では「今日の兵器の非常に改善されている所の時代の兵の訓練としてはどうしても不足」（「教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録」）なので、といって「二年を超える期間を設けるといふことは却って国民の国防観念、兵役に対する観念上面白くないというような点も考えられて」（同上）、そのかわりに勤労青年の教育の画期的拡充の名のもとに兵士養成の義務化がきまつた。一九三七年一二月から四一年一〇月までの四〇年間審議がつづけられ七つの答申がだされたが、三八年一二月答申の「国民学校、師範学校及幼稚園に関する件」による国民学校の出現と、青年学校の義務化以外はさした制度上の改革をうみださなかつた。

一九三八年三月に成立した国家総動員法は、その第一条で「国家総動員とは戦時に際し国防目的達成のため国の全力を最も有効に發揮せしむる様、人的物的資源を統制運用するを謂う」と規定し、教育もまた精神の総動員とともに、その人的資源培養の役割をになわされることになった。そして、軍需工業を核とする重化学工業の発展と、戦線の拡大化にともなう軍要員の増大は、次のようなさまざまな矛盾を教育の上にもたらすことになった（「日本近代教育史」、

「岩波講座、現代教育学5」所収二九一―二頁）。

第一の矛盾は熟練工不足問題からおこった。このため一九三七年には機械工養成所が単独設立され、翌年にはそれでも不足して、全国各府県の工業学校に機械工養成所が付設され、商工省には技能者養成所、逓信省では航空技術者養成所という具合に、そのときどきの緊急の要求に応じてこの種の教育機関が正規の学校教育の体系外に続々と発生しはじめたのであった。

第二に、この熟練工不足問題の深刻化につれ、他方では未成年労働者の増加が重化学工業において非常な勢いですすむことになった。女子未成年労働者の増加もいちじるしくなった。このことから支配階級を悩ます問題が発生してきた。そのひとつは、かれらの労働時間が一日男女とも一〇時間から一四時間をこえ、当然のことながら、これは青年労働者の体位の低下をひきおこした。それだけでなく、身体の発育をかたよらせ、結核患者を急増させていった。当時「過労を防げ」という結核予防のポスターがはられたことも典型的矛盾の露呈した姿であろう。また他面では軍需景気による未成年者の収入増加となり、これが「浪費」と結合し、また家族の労働員による家庭環境の悪化によって、青少年の不良化、犯罪の増加がめだっていき、いわゆる青少年問題が発生した。補導の強化、そのための協会の設置、あるいは児童読物の浄化がその対策として内務省からだされたが、戦争体制の根元がなくならないかぎり、これらの問題は、拡大再生産にむかっていった。

第三に、こうして大量の青年が軍隊や工場に労働者化していく現実には、昭和初期の農村問題とはちがった仕方での新たな問題を農村になげかけることになって、独占資本とりわけ軍部をいらだたせる現象がめだってきた。「農村の子弟は小学校卒業と同時にそ

の七割までは職を求めて都会に出て、適令になって帰村するので壮丁の体格および風紀は思ったより悪いようである。これをそのまま放置する時は由々しき問題となるので政府としては今後とも農村に仕事を与えてその子弟が都会に走らないようにするのが肝要である」（杉山陸相「由々しき問題」、「大毎新聞」一九三六年四月二二日付）という意見もでてきた。だがこれも戦時経済がつづくかぎり不可能なことであった。また「本年度は結核が多いことは寒心すべきことだ。それに無学無知の青年の多いには驚いた。これは農奴制の結果ではないかと思われる」（山形県「渡辺聯隊司令官徴兵検査について」、「東京朝日新聞」地方版、一九三七年八月一日付）という半封建的寄生地主制への批判さえうまれたのである。そしてこのことの打開のために、上からの農村機械化、共同経営化の問題などが提起されたが、そのみちは、軍需工業第一主義の政策の下では、農業機械の供給は不可能であるし、共同化も資金面でゆきづまるし、寄生地主制の解体を指向する政策は天皇制軍隊の基礎をくずすことも意味するから、事実上手のうちようがなかった。

在来の陸軍幼年学校だけでなく、少年航空兵、戦車兵、通信兵学校などの軍関係少年兵士の養成機関が独自の教育要求から生まれ、生徒たちを引き抜くことによって中等教育体系に変質を与えていくことになった。さらに植民地満州の安定をめざす武装農民兵としての青少年義勇軍を尖端とする拓植教育の進展もめだった。また各種学校における大陸科、支那語科の新・増設がみられ、青年学校義務制と工場事業場技能者養成における産業と軍事の問題、体力向上のための管理策など新しい教育問題を生みだしていった。

学校教育は次第にたんなる兵員養成や労働力供給の予備的存在から、直接的なそれへと転化しはじめた。一九三八、三九年の近衛・



平沼内閣のもとでの荒木文相時代にこの傾向が一層濃厚となった。その第一が勤労働員の強化であった。一九三八年は、応召農家の援農作業を中心とする開墾と植林が主なものであったが、三九年には木炭不足解消のための木炭増産勤労報国運動が展開された。この年を契機に「夏休み」の呼称が廃止され、「業を休むの観念を棄てて心身鍛錬の本義に則」という理由で、「夏季及冬季心身鍛錬」の期間とされることになった。そして、「青少年学徒に賜りたる勅語」にこたえろという理由もかねて「学徒隊」が結成されることになった。さらに一九四〇年になると、飼料開発、空地利用の食糧増産などが加わった。この段階では主として農業における食糧増産が主であったが、四一年の「国民勤労報国協力令」が公布されてから軍需工業への動員がはじまった。その第二は、一九三九年五月以降のノモンハン事件の軍部の反省をへて、精神訓練だけでなく「機械化等物質的戦備」をこなしうる軍事能力の向上がいちだんと要求され、それにしたがって強化とともに総合化がめざされるようになった。つまり中等学校から大学にいたるまでになった。さらに防空、航空、海洋、機甲、馬術、通信にいたるまでになった。さらに防空訓練も加わり女子には救護作業が必須となった。これらのいわば基礎として、体育が重視され、一九三九年には体力章検定がおこなわれるようになった。またこの年永年の懸案であった中等学校入学選抜としての学科試験が廃止され、これにかわって「体位、口答、内申」によることになったが、これも受験勉強が体位を低下させるという理由のためであった。

教育審議会は一九四一年一〇月をもって審議が完了し、新たな戦争完遂のための戦時教育の展望をふくめて、大東亜建設審議会がその任にあたることになった。四二年五月その第二部会が「大東亜建設に処する文教政策」を発表した。それによると「皇国民の教育練

成方策」としては「教育に関する勅語を奉戴し、大東亜建設の道義的使命を体得せしめ、大東亜における指導国民たる資質を錬成」することがめざされていた。一九四三年九月、政府は「現状勢下における国政運営要綱」を閣議決定し、国内態勢強化方策については(1)航空戦力増強、(2)食糧自給国内防衛を目標とし、「1徴兵猶子の停止、2理工系学徒の入学延期、3理工系学校の拡充、4法文系大学高度の統合整備、5義務教育八年制の延期、6徴用の強化、7女子動員の強化等を決定し、軍要員、軍需生産要員の給源の造成を期待した」(文部省「学制八十年史」、三九四頁)。そして、この基本方針のもとに次のような措置がとられることになった。すなわち、中学校四年修了での上級進学制、一九四五年からの中学四年制、中学の入学定員据え置き、増設・増科は工業、農業、女子商業に限定、男子商業学校の転換措置がなされた(国民教育に関する戦時非常措置に就て)一〇月二五日)。また、青年学校の授業は「可成縮減し一層生産増強に資すること」(青年学校教育の臨時措置に関する件)一二月六日)。高校、大学、高専の入営延期は取り止めとなり、文科入学定員は「三分の一」に削減、入学制限をはかることになった。(「教育に関する戦時非常措置に基く学校整備要項」一二月二一日)。

また、教員確保のため「就職義務」が強化され、学徒動員も「在学期間中一年に付き概ね三分の一相当期間」がこれにあてられることになった。一方、一九四四年秋から「学徒出陣」が始められ、「校門即営門」といわれるようになった。また他方では、国内の労働力不足は決定的となり、「学徒動員」によるほか軍需生産さえ困難となってきた。ために一九四四年一月「緊急学徒勤労働員方策要綱」が実施され、さらに二月の「決戦非常措置要綱」の閣議決定では年間を通ずる常時動員および学校工場方式もだされた。七月には動員学徒の一日一〇時間勤務の原則が一二時間まで延長され、深夜業が

中学三年以上の男女にも課せられることになった。

一九四五年、戦局は最後の局面を迎え、東京大空襲による被害もいちじるしくなった。三月「決戦教育措置要綱」が決定し、「国民学校初等科を除き、学校に於ける授業は昭和二〇年四月一日より昭和二一年三月三十一日に至る間、原則として之を停止すること」となった。三月現在七割に及ぶ学徒が動員された。五月には「戦時教育令」がだされ、「我が国学制頒布以来茲に七十有余年今や戦局の危急に際し教育史上未曾有の転換を敵前に断行せんとす」る文部大臣訓令がだされた。児童・生徒をそのまま「国土防衛」の名において学校報国隊の組織がめざされた。アメリカは広島に原爆を投下した。この地に動員されていた教員および学徒九五二〇名がその生命を失い、三九九四名が傷病を背負わされた。「なかでも建物強制疎開作業に出動するため、大田河畔に集合朝礼中の広島市内学校の学徒は原爆により全滅したと伝えられ」（前掲「学制八十年史」四〇三頁）た。

#### 戦時体制下の教育運動

一九三九年八月、法政大学に教育科学研究全国協議会がもたれたが、「今日の国民教育の実践者たちは、最早教育学者に理論の貧困は訴えてはいない。彼等は国民教育の最小必要量を測定し、それを充足することを彼等みずから実践の中に求めている。したがって彼等の衷心より求められているものは、各地方に分散する教育実践家たちの連絡であり、協同であってしかもこのことが最も今日欠如することを痛感しているのである」と報告され、横へのつながりを求める教師のエネルギーが感ぜられた。このことは翌年になって一そう明白になった。第二回全国協議会では、「その後、東京の本部の外に、地方に支部が続々と増設されて、一年をまたぬうちに会員はざっと一〇〇〇名ばかりになった」と報告された。

教育科学研究会は一九三三年に創刊された雑誌「教育」が契機となり、城戸幡太郎、留岡清男を中心とする編集者側と読者側との間に接触が生じ、これが生活学校・生活綴方運動などの現場の教育実践家を結集しながら、一つの教育運動として生長したものであった。教科研には多数の研究者、現場の教師が参加したが、その共通の地盤となったものは「教育の現実への肉迫、真実の追求、リアリティへ」ということ、それにもとづく「ヒューマニステックな教育の建設」の意欲であった。留岡は教育研究について「研究は社会問題的認識―それは教育を支え、あるいは阻害する社会的経済的條件との関連で教育問題を把握すること―を欠いてはならず、その発展は教育運動化の方向をたどるべきであり、その教育運動の性格はそれ自身政治活動（教育改革の政策化）とならなければならぬ」と考えていた。教科研の運動は教育内容・方法の問題関心と教育政策への志向を基本的性格としてすすめられた。その綱領は、(1)教育の科学的企画化、(2)教育刷新の指標確立、(3)教育研究の協同化、(4)地方教育文化の交流、(5)教育者の教養の向上であり、運動の重点は教育事実の科学的把握におかれ、これまでの教育学の観念的傾向と教育実践の技術的偏向とを排し、さらに教育計画の樹立による政策的改革を意図した。このように教科研運動は、「研究と現場の教育実践の結合を運動の基礎においた点に、教育から政治へ、政治から教育へというサイクルを運動化し、運動がその全過程において主導性をもつという構想を民間教育運動にもたらした」（日本教育運動史」3、一三八ページ）点において、意義があった、会は一九三七年頃から四〇年にかけて活潑な活動を展開したが、相次ぐ弾圧により多数の会員が拘引され、四一年にはその組織を解散せざるをえなかった。

当時、教科研運動にみられたような、潜在的な教師のエネルギー

を反体制的な闘いの集団に組織するには、指導的な中核体が欠けていたし、多くの教師たちは、体制に順応するか、もしくはは手さぐりでバラバラの形で、職場の教育課題にとりくまねばならないという苦境のなかにたたされていたのである。

他方で、教育科学研究会と同時期に発足した日本青年教師団は、東亜協同体理論にうらづけられながら、さしあたりの仕事として、青年教師の待遇問題を手がかりに複雑な性格をはらんだまま出発した。かれらは「顧みて国民教育現状は如何であるか、教育系統の学校志望者は激減し、殊に師範学校の入学志望者は地方によっては殆んど絶無に近い情勢にありと報ぜられ、また教育界内部においては、転出続出して全国的に教員の不足を来たし、ために教員の労務は著しく過重となり、その上これに伴って、二学級一教員、学級人員の増大、無資格者の採用等教育力の驚くべき低下を予想せしむる現象が各方面に現れつつある」とし、ここから「教師の物心両方面における生活条件改善向上の問題を、一般与論に反映さすべく、一大運動を展開せしむ」とした。しかし、この組織も一九四一年一二月末に解散を言い渡された。「大東亜戦争に突入して一億一心を必要とする今日、教員の待遇問題などを口にし筆にする教育団体の存在は許さないという理由」からであった。

### 第三節 中小工業徒弟教育と技術

#### 教育運動

わが国における青少年労働者の訓練養成は、もっぱら徒弟制度に依存していた。もしそれを一般に考えられていた「教育」の概念か

らすれば、中小工業にはほとんど教育といえるものが行なわれていなかったということが出来る。たとえば一九三八年一月一日に実施された東京市青年調査によれば、一般男子青年層（一二〜一九才）は六一万五二七四人で、そのうち青年学校入学該当者三六万九七〇二人（総数の六〇・一％）、そしてその青年学校入学該当者中在学者は僅に三万三一四〇人、八・九％にすぎなかった。しかも、青年学校入学該当者の従事する職業のうち、圧倒的多数を占めるものは工業（約二二万人、五八・四％）で、次位以下の職業を大きく引きはなしていた。したがって、前記青年学校在学者三万三〇〇〇人中の六割約二万人位が工業少年であったと推定されるが、そのうちには大工場の青少年工も含まれているから、中小工業徒弟であつて青年学校を利用していたものは、ほとんどいうに足りないという現状であった。しかも、そのいうに足りない中小工業徒弟を収容教育していた公立青年学校の教育内容がまたはなはだしく不徹底を極めたもので、その原因、理由については、(1)学校施設の不備、(2)教師に兼任者多く青少年教育にたいする熱意研究心の欠除、ことに職業科教師に人をえなかつたこと、(3)教科の中心をなし、かつ生徒の最も有用と認める職業科に人をえなかつたため、その授業に生徒が殆んど興味をもちえなかつたこと等が指摘されていた（藤井次郎「勤労青年に対する教育施設の実情について」、労働科学研究、第一六卷八号）。

かくして、公立青年学校に通学する青少年徒弟の多くは業主との諒解なく、自ら困難を忍び学費を自弁し、非常な期待をもって登校したのであるが、そこで行なわれている教育が、まったくかれらの予期に反したもので、長時間労働による疲労と、通学に好意を示さない環境の圧迫が加わって、教育効果はとぼしく、したがってそれが出席率に影響し、また中途に学を断念するものも甚だ多いとい

う実情であった。ただ僅に彼らの通学の希望をつなぐ一つの教科があった。「それは教練科である。この教練科に対しては、彼ら自身非常に有用なものとは思っていないのであるが、而もなお最も多く興味を持ちつづけているのである。その理由としては、教練科の授業が非常に熱心に行なわれていることにもあるが、そのことよりもこの教科の魅力がレクリエーションの代用をなすことにある。何等の慰安娯楽施設をもたぬ中小工業徒弟を長時間にわたる朔漠極まる工場生活から解放し、心機一転英気を養わせるものは、同年輩の青年が揃って喇叭にあわせて行進したり、思い切って声高らかに軍歌を合唱したりすることのできる教練である。教練を慰安娯楽の代用とみなすことは問題であるが、最も強くレクリエーションを求めてえざる徒弟が、その欲望の一端を教練の中に充さんとする気持ちにたいしては満腔の同情を表せざるをえない」。(大内経雄「中小工業の徒弟教育」、社会政策時報、第二八三号、一九四〇年七月号)

とのべられている。公立青年学校の教育はかくのごとくであった。かくして、東京市で約三〇万、全国においてはおそらく二〇〇万をこえる中小工業徒弟が、教育的には全く放任の状態にあった。一九三七年七月に創立された日本技術教育協会は、一時的な熟練工養成でなしに、重化学工業の発展に照応するよう国民教育全体の制度・内容を総合技術教育の理念にそってかえようとする運動を展開した。

かつての教労、新興教育運動などに参加した人達によって組織されたこの日本技術教育協会が、太平洋戦争下のこした主な業績は、次の三つであったといえる(「日本教育運動史3」、三一書房一六七頁以下)。

その第一は、日本技術教育協会が設立後、最初に手がけた、高等小学校における「職業実習の教育的組織化の運動」である。この運

動が当時の高等小学校の「職業実習」の実践に与えた影響は、川崎市および東京のわずかな高等小学校にかざられていたといえるが当時、職業指導運動の一環としておこなわれていた「職業実習」のありかたについて、一つの新しい方向をしめしたものである。

第二には、日本技術教育協会の指導による大森機械工業徒弟学校の運営である。これは東京市大森区内にある中小の機械工場が共同して、見習工養成施設としてもうけたものであり、その設立および教育は、日本技術教育協会の指導のもとにおこなわれた。当時(一九三九年)国家総動員法第二二条の規定によって工場事業場技能者養成令が公布され、技能者の養成が事業主に義務づけられ、中小企業者が技能者の養成を実施しなくてはならなくなつたとき、この大森機械工業徒弟学校の実践は、中小企業の共同養成方式に代表的なモデルを提供したものとされている。

第三に、「技能者養成テキスト」の編集である。これは、さきの高等小学校の職業実習の経験および大森機械工業徒弟学校の実践を基礎として編集されたものであり、日本技術教育協会のしごととして、当時の工場内技術教育に与えた影響はもっとも大きなものであった。というのは、当時、工場事業技能者養成令の公布をみながら、適当な技能者養成用テキストは皆無といってよい状態であったからである。さらに、敗戦を間近にひかえた一九四五年三月には、海軍航空本部の教本の編集をひきうけ、出版するにいたっている。

**高等小学校生徒の職業実習** 職業実習を「技術教育」の一環として位置づけようとしたのは、日本技術教育協会である。一九三七年(昭和十二年)に、日本技術協会の北村孫盛が中心となって、川崎の高等小学校の職業実習を調査分析し、職業実習を「技術教育」の一貫として理論づけた。それによると、

(1)生産力拡充政策の根幹をなす熟練工および技術者養成問題を、国民教育の面において研究対策すべき重要問題の一つとして職業実習を認識する、

(2)職業実習は、見習工教育の有力な基礎として、またその初歩的段階であり、見習工教育を全面的に促進せしめる戦略地点である、

(3)職業実習は、国民教育改革の、とくに内容の改造および八年延長案の教育のありかたをしめすものである、

との観点にたつて、当時、増加してきていた工場実習を意義づけられた。こうした意義づけは、職業紹介法の制定によって、転換をせまられている学校職業指導にとつて、理論としてはうけいれられる素地をもっていた。というのは、職業紹介法の制定によって、学校職業指導のうけもつ領域が、(1)職業の基礎的陶冶と、(2)個性環境の調査と国家の要求する産業への選職指導とにワクづけされ「職業実習」も「職業的技能の基礎的陶冶」の一方法として位置づける考えかたが芽ばえていたからである。もちろん、日本技術教育協会の理論構成者たちの頭の中は、「生産的労働と教育の結合」による人間形成という、ソビエトの教育のありかたが去来していたであろう。というのは、前にかかげた文献にも、それをにおわせる文章がみられるし、同協会編の雑誌「技術と教育」にも「総合技術教育」という言葉がしばしば使われている。……

〔だがしかし〕日本技術教育協会のイデオログたちの主観的な意図はどうあったにせよ、職業実習の実際は、生産力拡充という国策遂行によって左右されざるをえなかった。というのは、高等小学校生徒をひきうける大多数の中小企業では、相かわらず、単純作業に実習生を配置して、生産をあげることが意図したし、学校側では、そうした単純作業の技能を身につけることを、国策

遂行の立場から当然のこととし、それをもって「職業的技能の基礎陶冶」の役わりをになうものとした。

**大森機械工業徒弟学校** 東京都大森区内の中小の機械工場は、かねて大森機械工業同志会という同業組合を結成し、業者間の協力と懇親をはかっていたが、労働力不足がいちじるしくなってきた一九三八（昭和一三）年一二月に、大森機械工業徒弟委員会を設立するにいたった。そして、見習工の募集とその共同養成、共同寄宿舎、栄養食共同炊事所および病院の経営をおこなうことになった。この委員会の運営に日本技術教育協会が積極的に参加し、とくに見習工の教育を意図する大森機械工業徒弟学校は、日本技術教育協会のイニシアチブのもとに経営された。この徒弟学校の養成期間は、五カ年で、これを本科三カ年（技能者養成令に準拠）、高等科二カ年（青年学校令に準拠）にわけている。本科は一学年定員四五〇名であり、生徒は委員会に加わっている中小工場で働く少年工をもって構成されている。その工場数は一九三九（昭和一四）年末で六五工場におよび、そのうち、技能者養成令に定める指定工場数九であり、使用職工数三〇名以下の部品下請の個人経営工場が多くをしめている。かかげられた目標をみると本科においては「熟練工としての基礎的一般的な知識技能の修練ならびに社会人としての生活指導」をするとあり、

これにつづく高等科は「本科において獲得せる基礎の上に、技術的には工作機械、内燃機関、化学工業機械、兵器等特殊機械の機能、構造、工作法等に精通せしめ、工場技術者としてその資質を向上せしめ、同時に工場指導員としての資格を得せしむる」にあるとしている。ここにかかげられた目標は、当時の中小の機械工場に必至とされる「多能工」養成を目ざしたものであり、大森機械工業徒弟学校が大森地区の中小工場に籍をおく少年工を対象

としたかぎり、当然のことであった。しかし当時の「多能工」養成を主張する山口貫一、大内経雄、富塚清などが、欧米における技術教育の熱心な紹介者であったのになら、日本技術教育協会のイデオログたちは、ソビエトの「総合多能工教育」の日本版として、徒弟学校による「多能工」養成を考えていたといえる。(中略)はつきりいえることは、意図のいかんにかかわらず、徒弟学校の教育は、客観的には中小工業向きの使いやすい「多能工」養成にすぎなかったといえる。

## 第四章 宗教運動

### 第一節 宗教統制

「満州事変」以降、多数の新興宗教結社(いわゆる「類似宗教団体」)がにわかにはその勢力を拡大したが、一九三五年から三九年にかけて、「大本教」(皇道大本教団、起訴六一名)をはじめとして、「ひとのみち教」(起訴七名)、「天津教」(検挙一五名、起訴一名)、「天理本道」(検挙三七四名、起訴二三七名)、「天理神之口明場所」(検挙一四名、起訴六名)、「天理三輪講」(検挙一三名、起訴

九名)、「三理三腹元」(検挙一八名、起訴一〇名)、と、それぞれ不敬事件(大本教と天理教系四派は、治安維持法違反ならびに不敬事件・結社禁止)として検挙された。一方、宗教諸団体、とくにキリスト教、仏教等において、その教理・宗義等における反国体的言説・思想が厳密な調査検討を受けるものが少なくなく、それらの団体の内外から排撃・刷新を呼ぶ声も強まり、その「自由主義」「国際主義」「現状維持的平和主義」などが攻撃を受けた。とくにプロテスタント派の多くのクリスチャンをはじめ多くの宗教者が、反戦・非戦や不敬(神社不参拝・神棚不祀・宮城遙拝拒否・その他)の言動について「要注意」となり、それらのことに関連して教団内の内紛や「棄教」・キリスト教の日本化(「世界に比類のない日本精神を樹立せしむるものは、基督教でなくてはならない」藤原藤男)や教会の自給独立(外国からの経済的支援離脱)などの動きも起こり、キリスト教報国会なるものも姫路に出現した。仏教においてもたとえば三九年八月には日蓮正宗関係の一雑誌が神祇の尊嚴を冒瀆する記事のため発禁処分を受け、同一二月に宮崎県の浄土宗の一住職が「世に善き戦争なく、悪しき平和なし」無謀の戦は一年に於て数年の事業を毀つ」等の聖句を寺前に掲出して警察に抹消させられた。

これより先、三八年三月には大阪憲兵隊の特高課長が、大阪のキリスト教牧師たちに、天皇とキリスト教の神との関係、勅語とバイブル、神社参拝などについて一三項目の質問状を発して回答を求めており、四月には憲兵隊から教会にたいして、「キリスト者がわが国体に対して忠良であるなら、教会に大麻を奉齋してもらいたい」と申し入れた。立教大学では、配属将校が、礼拝堂の十字架を破壊する事件もあった。

三九年三月に成立し四〇年四月から施行された「宗教団体法」は、「宗教団体または教師のおこなう宗教の教義の宣布もしくは儀式の

執行または宗教上の行事が安寧秩序を妨げ、または臣民たるの義務に背くときは主務大臣〔文部大臣〕はこれを制限しもしくは禁止し、教師の業務を停止しまたは宗教団体の設立の認可を取り消すことを得」（第一六条）ときびしく規定し、また司法省の執務資料によれば「法律の定むる各種の規定に拠るべきことはもちろんであるがその根本理念はあくまでも民族的信念たる皇道精神に基礎を求めねばならぬと確信する。右の皇道精神とは国家皇室を中心とする臣民道を指すのであって、これと相容れない宗教は必ずや皇国において発展することは出来ないであろう」とされ、事実上信教の自由は著しく拘束されるにいたった。

さらに当時の通俗小説や映画などには、宣教師や日本人牧師などを悪意的にスパイとして扱ったものすらしばしばあらわれるようになったが、四〇年七月末には救世軍本営がスパイ容疑で憲兵隊の取り調べを受けた。救世軍はロンドンに万国本営を置いており、たまたま天津問題で国内の対英感情の悪化があふられていたことが背景になった。東京憲兵隊は救世軍司令官植村益造以下四名（うち一名イギリス人）を防諜上の容疑で引致し、一週間拘束して取り調べた上釈放し、陸軍省発表をおこなった。その後も数名の士官を不拘束のまま取り調べたが、確証なく、憲兵隊当局は文部省を通じて、自発的に万国本営から離脱し、軍隊模倣の称呼を廃止し、防諜上危険のおそれある組織を変更することなどを救世軍司令官等に誓約させた。救世軍日本本営では、二名のイギリス人幹部を帰英させ、イギリスの本営との一切の関係を絶ち、名称も「救世団」と変更して再発足することになった。同じ年九月、賀川豊彦は日本基督教会宣教師小川清澄とともに、反戦平和的講演・評論のため東京憲兵隊に検挙されたが、疑い晴れて釈放された。

宗教団体法の施行にもなつて、プロテスタント各教派は同法に

もとづく教団としての認可をうる準備を進めたが、文部省側では、教会数五〇、信徒数五〇〇〇以上をもたない教派は正式に認可できないとの意向を表明し、またプロテスタント全教派の合同が「新体制」に即応するゆえんであるとの見解が政府から伝えられた。救世軍事件はこの動きを促進させた。自発的合合同のためには時期尚早との内部の意見もあったが、四一年六月には三三のプロテスタント諸教派の合同体として日本基督教団が成立し、当局の公認を受けた。これは日本聖公会（アングロ・カソリック）とセヴンスデー・アドヴェンチスト教会の二派だけを除いた大合同であった。教団に加わらなかった右二派は、以後宗教団体としてもちうる庇護の特権をもちえず、地方警察の直接監視下におかれることになったばかりでなく、「信条を有せざる基督教団との無条件合同は聖公会の拠って立つ所と相もとる事明白なり。教会にしてキリストの啓示を基とするにおいては之が信条を無視する事能はざればなり」として合同に反対した佐々木鎮次ら六人の監督は内部一信徒総代から「思想謀略戦の観点より」「敵国たる米英に対し軍事上の利益を与うるものとして」告発せられるに至った。教派の大合同は政府にとって統制を容易にし、戦争目的遂行の上意下達に役立つものであったが、信仰の自由はこれによって大きく束縛されざるをえなかった。各教会には「決戦態勢下基督教会実践要綱」「戦時布教方針」「決戦態勢宣言」等がつぎつぎと伝達され、太平洋戦争開戦にあたっては「基督者は祖国のため結束して祈禱に努むべし」の檄文が送られた。

## 第二節 プロテスタントと無教会派

キリスト教団体にたいする直接的組織的弾圧は燈台社からはじまった。在日本燈台社 (Watch Tower) は在米燈台社総本部の日本支部として一九二七年に結成されたキリスト教系の宗教結社であり信者二七〇余名、機関紙「黄金時代」の継続購読者約三〇〇〇であった。同社は一九三三年に幹部数名が不敬罪容疑で検挙され、機関紙・単行本も大量に発禁処分を受けたことがある。三九年一月、社員三名が徴兵または召集されて入営したが、かれらは上官に対し、「エホバ以外の被造物に礼拝することは神エホバの敵に禁ずる所なれば、今後宮城遙拝、御真影奉拝等の偶像礼拝は絶対に為し能わざる」むね、また、「天皇は元来宇宙の創造主エホバに依り造られたる被造物にして、現在は悪魔の邪導下にある地上の一機関に過ぎざるが故に、天皇を尊崇し、天皇に忠誠を誓う等の意思は毛頭なき」むね等を公言し、さらに馬術訓練は神意に反する流血行為の演練なりとしてその出場命令を抗拒し、ついには、兵営生活が神エホバの神意に反すとの理由で脱営し、また自己の支給兵器を神意に反する殺人器なりとして返納を申し出るなど、「不敬不遜の言辞を弄し」また軍事教練不応等の行動を重ねたものとして、それぞれ所轄憲兵隊により不敬罪ならびに軍刑違反として検挙された。これにたいし同社幹部は、エホバの忠信者が当然とるべき標準的態度であり、右行爲は軍部に対する徹底証言となった等と賞揚し、そのむねを宣伝吹聴してとくに宣明運動の積極的展開方を指令し、各地方証者等もこれを契機とし運動はいちじるしく活発さを加え、東京・兵庫・朝鮮

・台湾の各地をはじめ、全面的に顕著な教勢伸長をみた。これにあわてた内務省および警視庁当局は、司法省および憲兵隊当局とも連絡協議の上、検挙方策を考究して調査をおえ、治維法違反ならびに不敬罪をもって三九年六月下旬、北海道ほか一八府県において主幹者明石順三以下九一名、朝鮮総督府で三〇名、台湾総督府で九名、総計一三〇名を一斉検挙するに至った。押収証拠品は、単行本三〇余種・小冊子三五種・機関紙二五五点・秘密機関紙二二〇点・聖書研究一〇〇点・英独朝鮮文出版物二八〇余種・その他の物件一〇〇〇余点に上った。検察当局は同社を、「燈台社教理による世界支配体制変革の一環として我国体を変革し、いわゆる地上『神の国』を建設することを究極の目的とし、同教理に基く証言宣明行為によりて我國民の国体觀念を腐蝕せしむると共に現存秩序の混乱動揺を誘発することを当面主要の任務とする結社なり」と定義して治維法違反に問うこととし、五三名が起訴され、死亡、応召各一名を除き五一名にたいして四一―四二年に第一審判決(明石順三は懲役一二年)が下り、うち二九名が控訴した。治安警察法第八條第二項により同社は内務大臣から結社禁止を命ぜられた。また一斉検挙後、燈台社再建運動として、熊本県で五名、(うち三名起訴、一名病死)、新潟県で一名(起訴)が検挙されている。

キリスト教信者の葬儀にたいする干渉もおこなわれた。四〇年五月から七月ころ、佐賀県では戦病死したカトリック信者の一歩兵上等兵の遺族はキリスト教合同村葬を懇請したが、村当局は時局がら仏式を妥当であるとして承認せず、仏式で執行したため遺族は別にキリスト教葬をおこない、福岡県でも、戦病死したカトリック信者の一砲兵一等兵の公葬につき遺族は村当局の決定した神式に反対してキリスト教葬を希望して紛議を生じたが、警察署の調停により神式の村葬執行前に親族間のキリスト教式私葬がおこなわれた。日米



開戦から一カ月あまりたった四二年一月、聖教会系で当時日本基督教団（前述）の看板を掲げていた北海道函館の教会の牧師補小山宗祐の自決事件がおこった。同氏は、隣組が輪番制で毎朝ゆくことにしていた護国神社参拝を拒否したとして訴えられ、憲兵隊と警察の取調べを受けて起訴され、判決が出る前に未決監房で自殺してしまつた。絞殺されたのではないかと疑う者もあつたが、当局の発表では自決であつた。四二年四月、名古屋の聖ペテロ教会（聖公会系）の一牧師は隣組常会において事変公債の購入割当が協議された際、「購入割当ということは町内や隣組の平和をみだす因である。われわれは公債の割当は御免こうむりたい。この公債は金のある人や事業で金をもうける人が購入するのが当然だ」と述べて割当を拒否しまた防空作業に出動せず、銃後奉公会費の拠出を拒んだ。

右の小山牧師補の所属した旧聖教会は一九三六年まではホーリス教会といわれており、同教会はその年末から「日本聖教会」と、「きよめ教会」（および東洋宣教会きよめ教会）＝旧きよめ教会正統派）の二団体に分裂したのであるが、前者（教会一九七、宣教者二五三、信徒一万六三五〇。一九四二年七月現在内務省調）が日本基督教団第六部として、後者（教会一〇七、宣教者一四〇、信徒七三六一。同上）が同第九部として合同したのは四一年六月のことであつた。これら元ホーリス系の教会の牧師（信徒二万五〇〇〇人、日曜学校生徒三万人、教会一六四、巡回伝道所三〇〇、牧師・伝道師二五〇人）に対する大規模な検挙が二六府県にわたつて四二年六月におこなわれた。日本基督教団第六部では会長車田秋次（神田教会）・聖書学校長米田豊・財務部長小原十三司（淀橋教会）・総務部長安部豊造（杉並教会）をはじめ「聖教会」系の五六名、日本基督教団第九部では会長斉藤源八・海外伝道部長森五郎（上海教会）・大阪教会工藤玖三等の幹部をはじめ「きよめ教会」系の五五名、お

よび「きよめ教会」の分派（尾崎派）の一二名、が全国各地で検挙された。検挙とその後の裁判の法的根拠となつたのは、治安維持法第七条・治安警察法第八条・宗教団体法第一六条等であつた。取調べにあつては、「伊勢大神宮を偶像として見るか」「天皇はさばかれるか」等の質問が使われた。結局、聖教会関係では四四年一月の公判において、禁錮二年（未決通算）二名、体刑三年（執行猶予五年）六名、同二年（執行猶予三年）四名、同一年（執行猶予二年）一名（求刑は体刑七年一名、同六年三名、同五年四名、同三年四名、同二年一名）、「きよめ教会」系では体刑三年六カ月（名古屋）一名、執行猶予一六名の判決があり、上告すればかえつて実刑になるから損だとの意見を拒否して上告したまま終戦となり、生存者は解放された。地裁の判決は東京より重く、外地はいっそうひどかつた（朝鮮では終身刑）。その間に五名が獄死し、二名は死の直前釈放されて直ぐ死亡した。小出明治は上告も却下され、病中服役延期願も許されずに実刑に処されたまま、遺族は突然死亡を知らされ、「獄衣はくれないから全裸で死体を渡す」と告げられて裏口から引き取つたが、脳天に二カ所ナタでなぐりつけられたらしい傷跡があつたという。また「きよめ教会」の工藤玖三は八〇才をこえて牢死した。また元ホーリス教会は、いずれも四三年四月、内務省の命令によつて教会結社許可取消しの通達書が発せられ、教会は解散させられ、集会所は閉鎖された。

日本セブンスデー・アドベンチスト教団（キリスト再臨団。内務省調によれば、教会一八、宣教者三二名（外国人四）、信徒一一〇〇名）は、四三年九月に全教師および信徒の有力者が検挙され、四四年六月に解散処分をうけた。また四一年から四二年にかけて、「耶穌基督之新約教会」関係で、東京、愛知、高知、兵庫、静岡の各地で計四三名が治罪法違反として検挙された（起訴二二名）。

無教会派クリスチャンでは、「プレマス・プラズレン」のグループが、四一年九月に大阪で八名、四二年三月に東京関係者六名が検挙され、それぞれ起訴された。

無教会派の東大教授矢内原忠雄は、三七年におこなわれた藤井武第七周年記念講演において、「日本の理想を生かすために、一先づ此の国を葬って下さい」と述べたことをとがめられて東大を辞任したあと、各地で広く研究会・講演会をひらくとともに個人雑誌「嘉信」に力をそそいで不屈な信念を守った。三九年一月の「基督教徒大会」へ松井陸軍大將が出席して挨拶したことについては、「その陸軍大將は南京事件当時の最高指揮官であった。南京陥落の時に、アメリカのミッシェンで建ててゐる基督教の女学校に対して、一つの大きな間違が犯された。若しもさういふ事実を基督教徒大会の主催者が知らなかったとするならば、之は甚しき怠慢である。知つてゐたとするならば、何という厚顔無恥であるか。その事件の責任者たる者は、手をついて基督教会の前に謝らなければならない。基督教徒大会は、日本の基督教徒の名に於いて謝罪を要求すべきではないであろうか。それを全民衆が起立して迎へるとは、之ほど逆さまの事がありますか」(「嘉信」、四〇年一月号)と述べ、また、「歴史を辿ってみれば、欧米諸国だけが支那を半植民地化する政策をとったといふやうな事は言へません。西洋だけが間違を犯したのであると考へるのは、学問的にも歴史的にも成り立たない勝手な議論であります」(同六月号)と断言し、「風はいつ迄も吹くにあらず、火はいつ迄も拡がるのではない。焼跡に残つて、燦然として輝くものは基督者の信仰である。神の審判は行われ、神の経綸は遂行せられる。我らは信仰によって之を見、之に一身を托して平静である。義は必ず不義に勝ち、建設は必ず破壊に勝ち、神の国は必ず世に勝ち、キリストの栄光は必ず顕揚せられるであらう」(同四一年八月

号)とした。「嘉信」にたいしては何回となく発禁・削除・注意等の処分が加えられ、四二年一二月には用紙の割当を全廃されたが、圧迫にひるまず、用紙を他から入手して刊行をつづけた。四四年六月、警視庁は「嘉信」の廃刊を命じたが、これにたいし矢内原は、名前だけ「嘉信会報」と改め、「雑誌は廃刊になつても伝道は廃すべからず。印刷の出来る間は印刷により、印刷が出来なくなれば謄写版により、謄写版も出来なくなれば筆写回覧の方法によりても、キリストの福音は宣べ伝えられねばならないのである」との決然たる態度をとり、謄写版をもつて敗戦に至るまでついに一月も欠くことなしに刊行を継続した。敗戦直前の七月の「嘉信会報」には、「余が己の爲めに願ふところは三つある。第一は、余の名の天に在る生命の書に録されてあらんことである。第二は、天に召される日まで余の信仰の純粹に保たれんこと、之である。第三は、余の言の保存せられて後世に証とならんこと、之である」としていた。

また、矢内原忠雄が「私の最も敬愛する福音の証者」と呼んだ浅見仙作は、一八六八年新潟の農家に生まれ、単身北海道に渡つて開墾に従事し、五年後に五〇町歩の墾成地地主となり村会議員や郵便局長になったが、石狩川の氾濫で無一物となつて洗礼を受けてキリスト者になった。そのゴカリフォルニアに出稼ぎに行つて日雇や人夫となり、帰国後は浴場業を営んだりして、主に農民や床屋や郵便集配人などを対象に各地に伝道したが、かれの発行していた伝道紙「喜の音(よろこびのおとずれ)」は日中戦争にかんする筆禍事件で一九三七年一〇月に廃刊せざるをえなくなつた。そのご七五才になつた浅見は反戦思想の疑いで四三年七月に札幌警察に検挙され、翌年二月まで二〇〇余日のあいだ零下一五度の地下コンクリート監房に留置された。札幌地裁の公判では、「天皇統治が千年王国の建設に際して廃止せらるべきものとなす国体を否定すべき内容のもの

なることを知悉しながら該教理の宣布を目的とする集団を結成」といわれ、「平素反戦思想を抱き、且つ我国の国体に反するキリスト教を信じ、幾度説諭しても翻意することなく、亦自分が信ずるのみならず、集会を開き同思想を鼓吹し、剩え日本全国から満鮮地方まで巡歴して同思想を宣伝し、尚月刊雑誌や印刷物を頒布して益々その思想を昂揚せんとするものであって、治安維持法第七条及び第八条に抵触するもの」として四年を求刑され、懲役三年の判決を受けたが、直ちに大審院に上告した。(控訴は治維法第三三条で許されなかった)。大審院では三宅正太郎裁判長係りで四五年三月事実審理に附すとの言渡しがあり、その結果、第一審を誤判とし、無罪の判決が六月に下された。この裁判は「旧憲法下におけるわが国の裁判官の名誉を保持し得たものとして特筆すべきもの」(齊藤秀夫「裁判官論」といわれ稀有の例であった)。

(前出「社会運動の状況」各年版のほか、安倍豊造「受難の記録」、日本評論、一九五〇年八月号。鈴木義男「安倍牧師の手記を読んで」、同上号。米田勇「大東亜戦争下における基督教の弾圧」、思想、一九五九年二月号。家永三郎「戦時下の個人雑誌思想、一九六四年一月号。横山貞子「キリスト教の人びと」。思想の科学研究会編「転向」、中巻。長清子「浅見仙作」、世界、一九六五年八・九月号などによる。)

第44表 宗教犯罪

	神 道	仏 教	神仏混淆	キ リ ス ト 教	総 計
治 維 法	159 (60)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	159 (61)
1939	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (20)	1 (20)
1940	2 (1)	0 (0)	3 (9)	1 (0)	6 (10)
1941	3	7	0	58	68
1942					
不 敬 罪	1 (4)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	3 (5)
1939	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
1940	0 (0)	7 (1)	2 (1)	2 (0)	11 (2)
1941	2	6	0	1	9
1942					
出 版 法	3 (2)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	6 (4)
1939	0 (2)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	4 (3)
1940	0 (1)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (3)
1941	1	1	0	0	2
1942					
宗 教 法 規	23 (69)	16 (50)	2 (9)	1 (13)	42 (141)
1939	10 (64)	10 (33)	1 (18)	0 (0)	21 (115)
1940	2 (23)	3 (11)	5 (8)	0 (0)	10 (42)
1941	42	40	20	6	108
1942					

〔備考〕 カッコ外は起訴，カッコ内は不起訴，宗教法規違反についてはカッコ外は処罰，カッコ内は説諭，1942年は検挙数。

## 第五章 芸術運動

### 第一節 新劇

わが国における新劇運動のメッカともいふべき築地小劇場は、一九三三年の改築後は「新協」「新築地」両劇団をはじめとする新劇公演によって経営され、両劇団の中心メンバーによる管理委員会が管理してきたが、建築物の大改装を要するようになったのを機会に、土地建物の所有者であった土方家から買収し、資本金八万円の株式会社築地小劇場を創立して改築にあたることになり、三九年一月工事完了して開場した。戦争下において、わが国新劇の代表的二大劇団であった「新協劇団」と「新築地劇団」は、他の進歩的文化団体がそれぞれ弾圧を受けて活動の衰微した中において、本拠である築地小劇場の舞台を中心に活発な公演活動を展開し、関西をはじめ朝鮮などへも巡業し、またしばしば都市大劇場へも進出し、さらに映画会社と提携して映画を製作したほか、各地に後援会を設けて観客組織を強化してしばしば座談会・講演会等を開催し、また地方の新劇団体にたいしても指導的な影響力をもった。この両劇団にたいして、一九四〇年八月、大規模な弾圧がおこなわれ、両劇団と

も即刻解散することを強要されるとともに、劇団員・後援会員をふくめて全国的な検挙を受けた。検挙されたのは、東京では、新協劇団関係の村山知義・久保栄・滝沢修ら二六名、新築地劇団関係の八田元夫・千田是也・岡倉士朗ら一四名、大阪で新協劇団関西後援会の四名、新築地劇団大阪後援会の四名、大阪協同劇団の馬淵薫ら二名、広島で新協劇団広島後援会の九名、静岡で新協・新築地両劇団後援会の八名、島根で山陰新協後援会の一〇名、京都で新協、新築地両劇団後援会関係の三名、総計八〇名（まもなく釈放されたものを除く）であった。劇団関係者（テアトロ社をふくむ）のうち起訴されたのは一四名（四二年七月の判決では、それぞれ二―八年の刑、執行猶予三―四年）である。

新協劇団は、日本プロレタリア演劇同盟（プロット）加盟の左翼劇場（プロット解散後は中央劇場）を母体とし、村山知義の「新劇大同団結の提唱」にもとづいて一九三四年に結成されたものであり、長田秀雄、秋田雨雀、村山知義からなる幹事会と滝沢修らの総務課（四〇年六月改組）を中心として組織され、全国に二一の後援会（約一二〇〇名）をもっていた。三七年の「事変」以後の主要な公演としては、トルストイ「アンナ・カレニナ」（杉本良吉演出）久板栄二郎「北東の風」（村山知義演出）、島崎藤村「夜明け前」第一・二部（久保栄演出）、張赫宙「春香伝」（村山演出）、久保栄「火山灰地」前・後篇（久保演出）、キングスレー「デッド・エンド」（村山演出）、オニール「初恋」（同上）、久板栄二郎「千万人と雖も我行かん」（同上）、ゲーテ「ファウスト」第一部（久保演出）、久板栄二郎「神聖家族」（村山演出）、本庄陸男「石狩川」（同上）、長田秀雄「大仏開眼」（伊藤道郎演出）、ヴェデキント「出発前時間」（松尾哲次演出）、真船豊「遁走譜」（千田是也演出）などがあり、公演延日数三六九日、三九年一年間だけで八一日、約七万人の

観客を動員した。その他、映画会社と提携して、「初恋」(東宝)、「空想部落」(南旺映画)、「多甚古村」(東宝)、「煉瓦女工」(奥村五百子) (東京発声映画) などの映画に出演し、また講演会・座談会等を三一回おこなっている。

新築地劇団は、土方与志のあとを追って築地小劇場を脱退した薄田研二・丸山定夫・山本安英らにより一九二九年に結成された劇団で、のちには同じくプロットに加盟して活動し、その解散後、新劇の大同団結には劇団としては加わらず、薄田幹事長以下石川尚・和田勝一・八田元夫ら(岡倉士朗・山川幸世らは解散直前に、千田是也はその前に脱退)の幹事会を中心として組織され、全国に一二の後援会(約二〇〇〇名)をもっていた。三七年の「事変」以後の主要な公演としては、山本有三「女人哀詞」(山川幸世演出)、藤森成吉「渡辺華山」(岡倉士朗演出)、八木隆一郎「嗤ふ手紙」(千田是也演出)、長塚節「土」(岡倉演出)、三好十郎「彦六太いに笑ふ」(山川演出)、ゴロリキー「どん底」(同上)、アーサー「ジャーナリスト」(千田演出)、イプセン「幽霊」(青山杉作演出)、豊田正子「綴万教室」(岡倉演出)、藤森成吉「江戸城明渡」(山川演出)、高倉テール「子もり良寛」(千田演出)、真船豊「徴」(久保田万太郎演出)、シエークスピア「ハムレット」(山川・岡倉演出)、伊藤貞助「金銭」(岡倉演出)、梅本重信「武蔵野」(同上)、豊田正子「喧嘩」(石川尚演出)、上泉秀信「ふるさと紀行」(八田元夫演出) 和田勝一「海援隊」(同上)、水木洋子「早春」(石川演出)、中本たか子「建設の明暗」(岡倉演出)、三好十郎「浮標」(八田演出)、真山青果「坂本竜馬」(岡倉演出) などがあり、公演延日数三七三日、三九年一年間だけで九九日、約七万人の観客を動員した。その他、松竹と提携して随時映画出演をしていたが、三九年からは南旺映画と団体契約して「空想部落」に、また日活映画と契約して「海援隊」に出演し、

講演会・座談会等を七回おこなった。

前述したように、四〇年八月の一斉検挙と同時に、両劇団の即時解散が強制されたが、当時の新聞には、両劇団代表者二名を警視庁に招致「自発的解散をしようとしたところ両氏とも快諾しそれぞれ劇団員にはかった結果、新協劇団は二二日、新築地劇団は二三日いずれも解散を決議」という虚偽の報道が強制掲載された。事実は、この弾圧にたいして予想される全国的反対運動を起こさせないよう、みずから前非を悔悟反省したという声明書を発表させるために両劇団の首脳者である長田秀雄・薄田研二の二人を検挙しなかったものであり、それぞれ劇団の緊急総会を開いてみずから解体した形をとったが、そのころ右二名を除く劇団員は警察署に逮捕されていて総会など開けるはずはなかったのである。つづいて各地の後援会も、それぞれ「当局のしようよう」によって解散した。地方劇団についても同様であり、両劇団につづき「大阪協同劇団」、「劇団制作派」(大阪)、「劇団ドウゲキ」(大阪)、「大阪人形座」、「岡山演劇集団」、「北陸新劇協会」(金沢)、「エランヴィタル小劇場」(京都)等も警察の「しようよう」によって「自発的」に解散した。演劇雑誌「テアトロ」も発行停止となり(一二月同社解散)、その編集責任者は起訴され、人形劇団ブークには解散命令が出された。新劇後援会関係者の検挙はその後もつづいた(たとえば四一年に聖路加病院看護婦グループ二名、旧東交巢鴨グループ四名等)。

築地小劇場も四〇年一月には国民新劇場と時局向きに改名したが、依然としてそこを根城とする新劇小劇団の活動はつづけられた。保釈で出てきた劇団員たちの多くは営業停止の令状を渡され、活動不可能となっていたが(興業取締規則第九七条によりその業務を停止す、右相違す、警視総監)、「映画法第六条により演技の業務に従事することを停止す、右相違す、内務大臣」にふれない人

たちも加わって、四二年二月には、「瑞穂劇団」（宇野重吉・信欣三・北林谷栄ほか。はじめ農山漁村文化協会直属、のち日本移動演劇連盟専属）、「文化座」（井上演劇道場から分立、山村聡・鈴木光枝ほか）、「苦楽座」（薄田研二・丸山定夫・徳川夢声ほか）などが活動をはじめた。鑑札をもらえず「営業停止」になった人たちも、新劇以外には出演を許された者もあり、他人の名義にかくれて仕事をした人たちもあった（村山知義・千田是也など）。国民新劇場においても、それが四五年三月にアメリカ空軍の爆撃で焼失するまでの間に、約二〇の新劇劇団が九〇余の戯曲を上演し、その他歌舞伎・新派・児童劇団を含めて月平均二五―三三回の公演が空襲警報に中断されながらつづけられた。四四年には「俳優座」（千田是也・青山杉作・東野英治郎ほか）が発足し、つづいて「芸文座」（東宝劇団部、滝沢修・宇野重吉ほか）が旗上げ公演をもった。文学座は情報局からその指令下の劇団になるよう「しょうよう」されたが、それを拒否した。苦難な条件の中においても、いくつかの芸術性をもつ舞台が上演された。文学座は岩下俊作「富島松五郎伝」（里見弴演出）、真船豊「鶉」（久保田万太郎演出）、飯沢匡「北京の幽霊」（長岡輝子演出）、真船豊「田園」（千田是也演出、名義上は真船）、森本薫「怒濤」（久保田演出）を、瑞穂劇団は知切光才「左義長まつり」（久保田演出）、「北斗星」（千田演出、名義は真船）、伊藤貞助「高原農業」（千田演出、名義は里見）、文化座は三好十郎作、佐々木隆演出の諸作品や和田勝二「牛飼の唄」、苦楽座は真船豊「見知らぬ人」（真船演出）、三好十郎「夢の巢」（里見演出）、松竹国民移動劇団は真山青果「平将門」（鈴木英輔演出）をそれぞれ上演した。

「移動演劇」運動は、もともと戦力増強のために内務省の「演劇の浄化と統制」方針にそい、大政翼賛会文化部の提唱を受け、情報局の指導と援助の下におこなわれたものであったが、全国の農村・

漁村・鉱山・工場・学校など広い範囲にわたって老大な観客層を集めて展開され、戦争の後期には演劇界の主流になっていた。「日本移動演劇連盟」は四一年五月に結成され、はじめは松竹・東宝などの七団体であったが、四二年から「瑞穂劇団」などが加盟し、その後、「文学座」「文化座」「前進座」「井上演劇道場」なども参加し、四三年三月には社団法人に組織化された。観客動員数も、四二年は二二二万、四三年は二九八万、四四年四五八万に上った。苦楽座は「桜隊」、俳優座は「芙蓉隊」としてそれぞれ移動演劇隊に編成替えされ、文化座、文学座、芸文座なども移動演劇に移っていった。「桜隊」は広島で原爆を受け、丸山定夫ら全員が爆死したことは、「上海事変」での呉淞クリックにおける友田恭助の戦死とともに、日本の新劇に加えられたたましい戦争の爪跡であった。

なお地方では、新劇後援会を中心として演劇活動その他広範な文化運動を展開した名古屋の「映壇社」グループ関係で三九年から四〇年にかけて計四二名が検挙され、「劇団新鴻」関係では四〇年五月と九月に計一〇名が検挙されている。東京では日大・慶大の学生たちによる劇団「青麦座」関係で三九年一月四名が検挙された。

（前出「社会運動の状況」各年版のほか、雑誌「文学」連載の「戦時下の文学・芸術」の宇野重吉・山川幸世・松尾哲次・千田是也・菅井幸雄・佐々木隆の記述、同誌一九六一年五月、八月、六二年四月号。岡倉士朗・木下順二編「山本安英舞台写真集」所収の「文献による日本新劇史」、一九六〇年刊、などによる）

## 第二節 文 学

一般に文学の分野においては、後述する俳句・短歌の場合や地方の小文学サークルの場合を除けば、組織的な形をとった抵抗の運動というべきものはまったく見られず、個々の作家の孤独な動きに止まった。個々人の抵抗という場合でも、多くは芸術至上主義的な輻晦の形か、あるいは公然たる時局への妥協と協力の「擬装」をとっておこなわれ、とくに後者の場合は客観的には侵略戦争の下請に転落し、軍国主義「国策」の推進に大きく役立たせられた。

文学作品にたいする発禁・削除については、先に「言論弾圧」の項でみた通りであるが、一九三七年六月の島木健作「再建」と翌三八年三月の石川達三「生きていく兵隊」の二つの発禁事件は、たんなる行政処分ではなく、それに対応する三八年の火野葦平「麦と兵隊」の文壇的成功や「ペン部隊」の従軍（内閣情報部の要請による陸軍班一四名、海軍班八名の作家たちの漢口攻略戦への従軍）などの動きと結びついて、文学にたいする軍国主義支配の強化、多くの作家における純粋な文学精神の喪失、すなわち片岡良一の名付けた「反動文学の時代」あるいは「暗い谷間」のはじまりを象徴するものであった。それ以後「文壇」は、政府の思想統制に乗せられて、無抵抗で従順な戦争協力へとまっしぐらに転落していった。

三八年一月には武田麟太郎らの雑誌「人民文庫」が連続発禁のため廃刊となり、旧プロレタリア作家たちによって作られた「独立作家倶楽部」も解散した。四〇年には紀元二六〇〇年奉祝芸能祭祝典がおこなわれ、文芸家協会会長として情報部参与になった菊池寛発

案の「文芸銃後運動」（講演会開催・傷病兵士慰問）が全国を遊説し、年内に一〇万人以上の聴衆を動員した。この年八月、山本有三は連載中の「新篇路傍の石」を「ペンを折る」の一文をもつて中止した。「文壇新体制準備委員会」（九月）、「日本文学研究会」（一〇月）、「日本文芸中央会」（同上）、「女流文学者会議」（十一月）、「日本俳句作家協会」（十二月）、「大日本歌人会」（四一年六月）、「大日本詩人協会」（同上）などの国策協力団体がつぎつぎと作り出された。地方にも多数の翼賛文化団体が発足し、情報局推進の文芸家協会主催「文芸銃後運動」がふたたび四一年春から翌年初めにかけておこなわれた。一方、文芸作品の発禁、削除が続出した。

四一年一二月、太平洋戦争開始とともに全国的検挙があり、宮本百合子ら多くの人が逮捕された。一方「大東亜戦争の理想を中外に宣揚するため」に、作家・詩人・歌人・俳人・評論家・国文学者が集まって大政翼賛会において「文学者愛国大会」を開催し、全国の文学者を打って一丸とする強力な組織を実現することを決議した。この組織の実現は情報局と翼賛会の主導のもとに準備が進められ、四二年五月に政府の外廓団体「日本文学報国会」（機関紙「日本学芸新聞」、のち「文学報国」）が創設（発会式は六月）された。新会員は約三〇〇〇名、小説・評論随筆・詩・短歌・俳句・国文学・外国文学・劇文学の八部会から成り、役員は情報局・翼賛会が指名し、予算の大部分は政府の助成金であった。文芸家協会は右の報国会に合流するため解散した（解散時会員四一三名）。報国会のおこなった事業は、「大東亜文学者大会」（四二年から四四年まで年一回づつ）の開催、「愛国百人一首」「国民座右銘」の選定、辻小説・辻詩の制作、文芸報国運動講演会の開催などであった。四三年三月には徳富蘇峰を会長とする「大日本言論報国会」の発会式がおこなわれた。同月、谷崎潤一郎の「細雪」が掲載禁止となり、その後まもな

く前翼賛会文化部長岸田国土の「かへらじと」が削除となり、岩上順一が検挙された。

こうしたきびしい戦争下にみられた数少ない文学的抵抗としては、「三月の第四日曜」(四〇年)「明日への精神」(同)など短篇小説や評論・感想ですぐれた仕事をし、その後は書かぬことで屈しない心を示した宮本百合子、同じく「歌のわかれ」(三九年)「斎藤茂吉ノート」(四〇年)などの中野重治、「壺井繁治詩集」(四二年)の壺井繁治、「曆」(四〇年)などの壺井栄、「火山灰地」(三七・八年)の久保栄、「光を掲げる人々」(四三年)などの徳永直、「石狩川」(三八年)などの本庄陸男、詩の小熊秀雄、金子光晴、「歴史文学論」(四二年)などの岩上順一、「現代文学論」(三九年)、などの窪川鶴次郎、文学批評における除村吉太郎などがあり、軍国主義に妥協せずに良心的作品を残した「風雪」(三八年)の阿部知二、「根なし草」の正宗白鳥、「明月」(四二年)などの野上弥生子、また発表をあてにせずに芸術性を失わぬ作品を書きためていた永井荷風、谷崎潤一郎その他の人々があった。雑誌としては、「批評」・「現代文学」・「文化組織」などの中での屈折した芸術的活動があった。

地方の文学サークル・同人雑誌グループで検挙されたものに、「開戦地帯社」および「あぶし社」(北海道函館。三八年二月検挙)「西三無産者芸術連盟」(愛知県。同六月検挙)、「東海文学社」(静岡県。同八月検挙)、秋田県の小サークル(同一〇月検挙)回覧雑誌「人間鍛冶」(東京。三九年一二月検挙)、「神戸詩人クラブ」(四〇年三月七名検挙)、「南方文芸」(香川県。同三月、高松高商学生など一二名検挙)、「文芸庭園」(群馬県桐生。同九月六名検挙)「信州文学」(長野県飯田。四一年一二月検挙)、「浪漫文学研究会」(神奈川県。同一一月以降二三名検挙)、「イヅバ」(愛知県。同九月五名検挙)、「仙台詩人懇談会」(同一一月三名検挙)、「国民詩歌協会」(広

島県。同一二月検挙)などがあった。

(別掲のほか、特集「戦争下の文学・芸術」、文学、一九六一年五月・八月・一二月・六二年四月号の諸論文。和泉あき編「戦争下の文化・文学関係統制とその反応」、文学、一九五八年四月号。小田切秀雄編「講座日本近代文学史、第五卷、戦時戦後の文学」、一九五七年刊。などによる)

### 第三節 俳句・短歌

短詩型文学に加えられた最初の弾圧は、川柳にたいしてであった。一九三七年一二月に雑誌「川柳人」の同人たちが検挙された。「川柳人」は井上剣花坊が一九二六年に創刊した「大正川柳」の改題継続したものであり、主宰者は剣花坊の未亡人井上信子で、特別賛助員六名、賛助員一七名、維持同人二三名、編集同人七名、および誌友をもって組織され、他の川柳雑誌「きやり」「北斗」「川柳時代」など四六誌(大部分は剣花坊の門弟が主宰)と交渉をもっていた。かれらの作品は川柳であるだけに直截に反戦的傾向を示していた。たとえば左の通りである。

手と足をもいだ丸太にしてかへし 鶴 彬

射抜かれて笑って死ぬるまで馴らし 堤 水叫坊

退却が待ち遠しい銃をかついでいる 中山仮面坊

からくりを知った人形へ鞭が鳴り 岡本 嘘夢

俳句にたいする弾圧は、主として反伝統派の総称たる「新興俳句」派の弾圧であったが、そのトップを切ったのが「京大俳句会」事件であった。同会は京都大学および第三高等学校の学生らによって古



くから存在しいわゆる伝統俳句の陣営に属していたが、一九三三年から機関紙「京大俳句」を発行し、いわゆる新興俳句運動と提携して、無季（季題無用）、規準律（五・七・五の一七字定型と、その定型を全く無視する自由律との中間の型で、一七字定型の精神をできるだけ維持しながら自由な形式をとるもの）を提唱してリアリズムを標榜し、また二七年以降いわゆる「戦争俳句」の実践を俳壇に率先しておこなった。京都を中心に、東京・京都・大阪・神戸にそれぞれグループをもち、句会・研究会を開催するとともに機関誌を発行し、検挙時の会員は四八名であった。このうち、京都在住の平畑静塔・波止影夫・仁智栄坊ら六名が、四〇年二月に検挙され、さらに五月から八月にかけて西東三鬼ら七名が各地で検挙されて京都に連行された。検挙総数は警保局調によれば一五名である。検挙にあたって犯罪証拠となったのは、主としてリアリズムに関する俳論であったらしいが、彼らの作品を例示すれば左の通りである。

軍橋もいま難民の荷にしなふ 平畑静塔

あなたいゝない戦勝の夜を嬰兒は眠る 波止影夫

タンク蝦蟇の如く街に火を噴きつ 仁智栄坊

塹壕に一つ認識票光る 西東三鬼

検挙された人たちのうち三名が治安維持法によって起訴され、約一年後に禁錮二年執行猶予三年をいわたされ釈放された。

四一年二月には、「土上」・「広場」・「俳句生活」・「日本俳句」など「新興俳句」派にたいする一斉検挙がおこなわれた。このうち「土上」は、高浜虚子の主宰する「ホトトギス」から脱退して無季定型による「生活俳句」運動を展開したグループであり、そのうち島田青峰（編集発行人）・東京三（のち秋本不死男）・古家榎子ら三名が検挙された。「広場の会」は、もと古俳諧の研究グループによって結成され、有季定型の花鳥諷詠俳句を発表していた「句と評

論社」が、その後無季定型による「生活俳句」運動を展開し、三八年から改称した会であり、機関紙「広場」を発行していたグループであるが、そのうち藤田初己（編集発行人）・細谷碧葉ら五名が検挙された。「俳句生活」は、荻原井泉水の主宰する自由律俳句の「層雲」の江東支部から発展したもので、「層雲」脱退後「旗社」を作り、以後他のグループと合同して「プロレタリア俳人同盟」「俳句発行所」「俳句の友社」をつぎつぎ結成し、三四年以後「俳句生活」となったものであるが、そのうち栗林一石路・橋本夢道（編集発行人）・神代藤平・横山林二ら四名が検挙された。「日本俳句」も、「層雲」を脱退して「生活俳句」を目指して結成された「生活派」の発展したもので、このグループからも一名検挙された。以上のように四つの雑誌に拠る計一三名の俳句作家が一斉に検挙され、うち七名が「コミンテルンおよび日本共産党の各目的遂行の為にする行為」で治維法によって起訴され、四三年一月にいずれも禁錮二年執行猶予三年の判決を受けた。島田青峰は六七才の老体で早稲田署に検挙され、肺結核が再発して留置場で朝四時すぎに咯血したのに昼すぎまで手当もせず放置され、ようやく夕刻近くに帰宅を許されたが、その後一度も立つことができぬまま死んでいった。

戦争へゆくかも知れぬ落葉焚く 京三

戦死者の子と見るシネマ人斬らる 框子

陽あたりの渦のなか真実はつねに暗い 初己

人の群地に這い重工業咆哮す 碧葉

三等待合室鋭き眼きらりと覗き去る 初己

鉄工葬をはり真赤な鉄うてり 碧葉

公傷の指天にたて風の中 一石路

はげしい感情を戦争へゆく君に笑っている 一石路

煙草も砂糖もない店のガラス壺の埃 //

炬火明りにめし食うざりりと漬菜の氷れるを噛み 藤平

物価騰貴下のおはち干し夏草の花かよ 林二

以上四誌のほか、定型・自由律の両派を含め新興俳句の総合雑誌として「天香」が四〇年四月に創刊されたが、編集同人がすべて検挙されたため、同誌も三号限りで廃刊となった。なお、進歩的な俳人の検挙にあたっては俳壇の内部から当局へ密告・指示していた人物が存在し、検挙されなかった多くの俳人も脅迫的な注意を受けていた。

このほか、山口県宇部の「山脈会」（月刊誌「山脈」を五〇―二〇〇部発行。四一年一月、一〇名検挙）や鹿児島島の「きりしま」（四三年）など全国各地で句壇にたいする弾圧がおこなわれた。

弾圧と裏はらに、国策協力の団体「日本俳句作家協会」が四〇年一二月に結成され、翌年内部不統一のためこつそり解散したが、四二年五月に「日本文学報国会」俳句部会になった（同部会は終戦後、四五年九月の理事会で、新会員三名の入会を認めた上で解散を決議した）。

短歌にたいする弾圧の主要なものは、雑誌「短歌時代」の同人である歌人たちにたいする弾圧であった。同誌はプロレタリア短歌運動の系統をひき、「無産者歌人連盟」（一九二八年結成、機関誌「短歌戦線」）、「プロレタリア歌人連盟」（一九二九年結成、機関誌「短歌前衛」のち「プロレタリア短歌」）、「短歌クラブ」（三二年創刊）、「短歌評論」（三三年創刊）と変遷・発展してきたグループが日華事変勃発下の情勢のなかで三八年五月に改題して創刊されたものであり、全国に約五〇名の同人をもち、京都・横浜・川崎・東京滝野川などに支部組織があった。このうち指導的地位にあった渡辺順三が四一年一月九日に開戦時の非常措置（前述）によって逮捕され、つづいて四二年三月には同誌の編集同人であった高橋喜惣勝ら一〇名が

一斉に検挙された（起訴は六、七名）。「短歌時代」はそれ以前の四〇年三月に廃刊しており、四月から「潮」と改題して八月まで発行し、また四一年六月から同じグループによって「新胎」が発行されたが、それも一〇月で廃刊となった。

裁判所より帰りにて

おそく食う飯の

つめたく堅く歯に泌みるなり。

人と人と

殺戮しあう悲惨さを

ラジオは誇る如く告げおり。

渡辺 順三

歌よみて牢にも入りぬわが余生あるべくあらばよきうたを詠め  
たもちえしいのちつきんと焼あとに鍋釜を掘る吐息かなしく

小名木綱夫

地方の短歌グループについても、長野県下の「いはひば」（毎月三五〇部発行）関係で六名が四一年一二月に、川崎工場地帯を根拠とする「京浜短歌会」（作品相互発表・合評・研究会・合同見学等）関係で三名が四二年にそれぞれ検挙されている。

「大日本歌人協会」にたいして、同会名誉会員太田水穂・理事斎藤瀏・吉植庄亮の連名で、新体制に即応し思想的誤謬を是正するたため同会を解散すべしとの勧告状が四〇年一〇月に提出され、翌月の臨時総会は激論ののち発展的解消を認めることとなった。四一年六月あらたに「大日本歌人会」が発足し、全国数万人の歌人の中から「時局認識に徹底していること」を条件として七〇〇余名を会員に敲選した。四二年五月には「日本文学報国会」ができ、短歌部会が設けられ、「愛国百人一首」の選定などを担当した。

（前掲の「社会運動の状況」のほか、座談会「俳句事件」、俳

句研究一九五四年一月号。特集「弾圧以降・戦時下俳句史」俳句、一九六一年一二月号。司法省刑事局「左翼俳句運動概観」(思想資料パンフレット特集)、一九四二年六月。「日本プロレタリア文学大系」第八巻、一九五五年二月刊。などによる)

## 第六章 出版活動

### 第一節 横浜事件

#### 細川嘉六の検挙と泊事件

細川嘉六の「世界史の動向と日本」という論文が雑誌「改造」にかかげられたのは、一九四二年の八・九月号の誌上であった。その論旨は「わが国の目指す『東亜新秩序』の建設は、旧来の植民地支配政策ではいけない。民族の自由と独立を支持するソ連の新しい民族政策の成功に学べ」というにあった。筆者自身も、終戦後の一九四五年一〇月九日付の朝日新聞紙上で「この論文は新しい民主主義を主調としたもので、大東亜戦争に突入した日本が、将来いかにしたら悲惨な目にあわずにこの難局をきりぬけることができるかという憂国の至情にかられて筆をとったものです。当局は、論文中にある弁証法とか、生産力とかいう言葉は赤だといって責めあげましたが、誰

がみてもこの論文から共産主義的主張がでてこぬことがわかると、こんどは私の友人たちを検挙し、友人たちの口から「細川は赤だ」といわせようとしたのです」と語っている。

ところが、内務・情報局の検閲さえもパスしたこの論文が、はからずも軍報道部の忌諱にふれることになった。一九四二年九月、六日会の席上陸軍報道部の平櫛少佐が、この論文は擬装共産主義を煽動するものであるとして次のように弾劾し、これと同時に、谷萩陸軍報道部長も同主旨の意見を「日本読書新聞」に執筆した。

筆者の述べんとするところは、わが南方民族政策においてソ連に学べということに尽きる。南方現地において、日本民族が原住民と平等の立場で提携せよというのは民族自決主義であり、敗戦主義である。しかもその方式としてはソ連の共産主義民族政策をそのまま当てはめようとするもの以外のなものでもない。かくてこの論文は日本の指導的立場を全面的に否定する反戦主義の鼓吹であり、戦時下巧妙なる共産主義の煽動である。一読驚嘆した自分は、早速このことを谷萩報道部長に報告すると同時に専門家にも論文を審議させたところ、自分と全く同じ結論をえた。……このような論文を掲載する改造社の真意を聞きたい。その返答いかんによっては、自分は改造社に対しなんらの処置を要請する考えである。かような雑誌の継続は即刻取りやめさせる所存である。

細川論文を掲載した雑誌「改造」は、すでに配本済で読者の手にわたってしまったにもかかわらず、発売禁止処分となり、また、大森編集長ほか一名はこのため引責辞職した。

当の論文の筆者である細川嘉六も、四二年九月一四日検挙された。その検挙の意図はもちろん「世界史の動向と日本」の「共産主義的傾向」を追及することにあった。ところが、細川とは関係なしに進

行していた神奈川県特高による満鉄グループと、「泊事件」関係者の取調べの交叉線上に、細川の名前が浮かびあがり、検察と特高の「謀略のピラミッド」の頂点に、細川は立たされることになった。

一九四二年七月、富山県の東北隅、北陸本線沿いの泊（とまり・今では朝日町の一部）でささやかな宴会が開かれた。泊は細川の郷里で、たまたま法要で帰省する折、ちょうど新著の「植民史」が東洋経済新報社から出版された当座のことでもあり、その出版の記念をもちかねて、日頃かれの執筆や研究に何かと力になってくれる若い人たちをねぎらう主旨で、細川嘉六をはじめ、その若い友人八人が集まった。

ところがその記念に一行中の西尾が全員をカメラにおさめた一枚の写真が、一年もたたないうちに「運命の導火線」となった。四三年五月、神奈川県特高は、西沢、平館の検挙による家宅搜索の際にこの写真を発見し、それを「ネタ」にして、共産党再建準備会としての「泊会議」と、この会議に参加して再建に暗躍する「細川グループ」という一連の物語の構成に自信をえ、五月二六日木村、相川、小野、加藤、西尾の五人を一斉に検挙し、その前すでに検挙されていた西沢、平館ら満鉄グループとの結びつきを、写真の示す「泊会議」という事実によって確認し、両者を合体させて、「細川グループ」をつくりあげたのである。当局のいうところの「泊会議」なるものが、いかにしてつくりあげられたものであるかについては、当時の被疑者の一人であった小野康人の次の手記によって知ることができる（美作太郎外著「言論の敗北」、一〇九―一一六ページ）。

私が治安維持法に違反していると警察で勝手に認定した最も具体的理由は、私が雑誌「改造」を編集していたということ、および雑誌「改造」の執筆家の一人である細川嘉六を中心に、「細

川グループ」という非合法組織を組織し、その発展として「細川」の郷里である富山県新川郡泊町所在紋左旅館で、日本共産党再建準備会というものを結成したという、まったく根も葉もない、虚構の事実立脚しているものでありますが、ちょうど二年六月という長い期間、私は、この根も葉もない理由のために自由を奪われ、あまつさえ、世人のとうてい想像できない、言語に絶する拷問の責め苦に会って、正に死の一步手前を彷徨させられてきたのであります。私は、自分が、そういう拷問をうける当然の理由があったのなら、今日敢えて、これを言語に絶するなどは考えないのであります。ところが、彼等検察当局が私に加えた鞭は、まったく虚構そのものに立脚するものであったのでありますから、これは、単なる主義や主張の問題ではなく、人道の問題としても飽くまでも究明すべき問題だと、確信するものであります。……

先ず第一に述べなければならぬことは私が検挙当時抱いていた考え方でありますが、総合雑誌「改造」の編集者としての私は、けっして共産主義を信奉していたものではなく、むしろ日本の軍閥・官僚の恣意によって強行されている大東亜戦争を、本当の民族解放の聖戦たらしめんとする純情から、編集と云う職域によって粉骨していた愛国主義者であったのであります。

私が細川氏の宅に出入りするようになった主観的な動機は、以上のような私の愛国の熱情に発するものであって、実に出鱈目の多い世の評論家の中で細川氏が断然勝れ、その所説も本当に国と民族の将来を憂えているところに出発していたからであります。私は、それ故、細川氏のような人の論文を「改造」誌上に掲げることは、私の職域奉公を完遂するものだと確信していたのであります。細川氏も、私のこうした熱意を愛し、単なる雑誌記者

としてより以上に私を愛してくれましたが、細川氏から私は、共産主義の何ものをも教えられたことはないのです。

従って、泊町に細川氏に招かれて行ったのも、まったく、交友を更めるための宴会以外ではなく、事実、泊町では非常に御馳走になり、楽しい一日をすごして帰って来たのであります。

ところが、それが、共産党再建準備会となり、さらに、昭和十七年の八・九月の「改造」に掲げた細川氏の論文が、私たちの共産運動の具体的な犯罪事実として詰問されたのであります。彼等が私にこういう無茶な犯罪事実を押しつけた状況を五項目に亘って述べます。

(一) まず、私を自宅から拘引して行った昭和十八年の五月二十六日のことですが、私を拘引に来た警察官は神奈川特高課の平賀警部補、赤池巡查部長、他巡查一名でありましたが、長谷川検事の拘引令状を見せ、三人でどこか私の家へ上がって、まず私を捜査が連れ出して、付近の渋谷警察署の特高室に連れて行き、その後で家中を捜して、押入れから学生時代読みふろした左翼本を百四、五十冊及びその他手紙や原稿の書きふるしを捜し出し、大きな風呂敷包み四個にまとめて、私はこの風呂敷包みとともに横浜の寿警察署に連行されたのです。

寿署に着くと、最初、講堂に連れこまれて、小憩の後、正午頃平賀警部補が取調べを開始しました。形の如く最初は住所、姓名を訊ねましたが、それが終ると、

「お前は共産主義を何時信奉したか？」と問われたのです。

「自分がかつてそういう考え方をしたこともあったが、十年前からまったく、共産主義からは離れている」と答えました。すると、

「うん、なかなか、手ごわいぞ。シラを切っても、泊会議はどうした？ 河童〔細川のあだ名〕はどうした？ 証拠は十分あるんだ。」

と云って、

「まあ、こっちへちょっと来てもらおう」と、私を同行の巡査と二人で武道場に連れていったのです。すると、従来の態度とはまったく変わった、犬殺しのような態度になって、

「やい、てめえは、甘く見てるな。」

と強圧的に私をそこに押し倒し、私が絶対嘘を言っていないと辯解してもきかばこそ、最初竹刀でやたらになぐっていましたが、その中、竹刀をバラバラにほごして、巡査と二人で無茶苦茶に打ちさらに靴で蹴り、言うにたえない悪口雑言を吐いて、約一時間、拷問をつづけたのでした。そしてへとへとになった私の手をとって、その訊問調書というのに、

(問) お前は共産主義を何時信奉したか？

と書いてある次に

「答」として

「ハイ申し訳ありません」

という一句を自分で入れ、私の名を書かせ、無理やりに拇印を押させたのです。

私は、余りの無茶にただあきれただけで何とも言いようがありませんでした。

……調べるのではなくまったく拷問に終始しているのに、何一つ言ひもしないことを私が白状したことになって聴取書というのに書いてあるのですから、驚きます。たとえば、

(問) 泊で何を話したか？

という問の次に、私はただ、宴会しただけで、色々政治の話など

も出たが、何もこみいった話などしない、と答えたのに、

(答)として

「政治の中核体に就いて色々熟議しました」

と、書きこむのであります。……

私はもうあきらめました。まったく、話にもなにもならないのであります。万目の見るところ単なる自由主義のジャーナリストにすぎない「山浦貫一」が、唯物史観の立場から執筆していたり五・一五の被告の「橋彦三郎」が執筆していると、右翼思想を利用して民衆の暴動化を企てる意図の下に、その執筆を依頼したことになったのですから、これはまったく狂人でなければ、最初から無茶苦茶に罪に陥し入れようとする意図にはめこもうとしていゝる以外、考えられませんでした。それで私もあきらめて、もう言うなりになってしまうわけです。

「日本共産党再建準備活動」という手記を書かせられ、平賀がこれを調書に書きあらためて検事局に廻して、刑務所に昭和十九年四月六日に送られ、起訴されたのです。

その間、六日ほど、私は昭和十八年の十二月末から二十年の一月初にかけて、長谷川検事の取調べを受けましたが、まだ警察にいたる時だったので、全面的に否認したら何んな拷問を受けるか知れないという恐怖から、原則的に共産主義は肯定しました。しかし、共産党再建だとか、山浦貫一が共産主義者だとかいうことは否認して来ました。

そして拘留所に移ってからは、川添という検事に取調べを受けましたが、この時は全的に否認したにも拘らず「山根検事」によって起訴され、一年二カ月まったく取調べがなく、独房で餓死の一手前まで追い込まれ、さらに予審廷では、「石川予審判事」の取調べを受けて、全的に否認し、判事が、

「被告はそれでは何故警察で認めたか」

と詰問したのに対し、以上の如き拷問の事実を挙げて、彼らが勝手につくった事件であることを強調して来た次第です。ところが予審決定書を見ると、まったく私の陳述は無視されて、検事の公訴状がそのままの決定書となっているので、法廷ではさらにこれを反駁して否認したのであります。昭和二十年九月十五日、八並裁判長より懲役二年、執行猶予三年の判決を言い渡されたのであります。これが私の二カ年半の事件の詳細であります。まったく虚構以外の何ものでもないこういうでたらめによって、真剣に働いていた国民をかくの如く言語に絶する状態に置くことが果して出来るものかどうか、いや、事実出来たのであります。私は単なる私憤からではなく、彼等を徹底的に究明することを希望するものであります。

#### 事件の拡大と編集者の大量検挙

満鉄グループと泊事件関係者を追求することによって、「細川グループ」をつくり上げた神奈川県特高は、このグループの人的なつながりをたどり、一九四三年七月一日になって、細川嘉六の著作上の仕事を手伝っていた中央アジア協会の新井義夫を捕え、たまたまかれが昭和塾に関係していることがわかると、検挙の手はさらに昭和塾方面に伸び、七月三十一日には浅石晴世(中央公論社)が、ついで一〇名が検挙された。

「泊会議」の出席者のうち一名は中央公論社、二名は改造社の編集者であり、また昭和塾関係検挙者のうちの二名も中央公論社の編集者であった。そこで、神奈川県特高の目は自ずから編集者グループの上に集中した。そこには、わが国の言論の進歩的な面を代表し知識階級に広範な影響力をもつ総合雑誌の発行所と、社会科学や思想の領域ですぐれた書籍を送り出してきた出版社が浮かびあがって

きた。さらにまたそうした各社の編集者を横につないで活動しはじめている日本編集者会がある。この種の経営と組織に対する軍部の攻勢が日ましに強まった時点に立って、神奈川県特高は今や雑誌社、出版社の編集中枢に向けて探索と追求の手をのびしたのである。

中央公論社関係——一九四四（昭和一九）年一月二八日、小森田一記（当時日本出版会）、畑中繁雄、青木滋（当時翼賛壮年団）、藤田親昌、沢赴の五名、前に検挙されていた木村享、浅石晴世、和田喜太郎三名を加えて計八名。

改造社関係——同じく四四年一月二八日、小林英三郎、水島治男、若槻繁、青山鉞治（当時海軍報道部）、一カ月おくられて三月一二日に大森直道（細川嘉六の論文掲載の責任をとって退社、上海満鉄支局に在勤中、現地で逮捕護送さる）の五名。前に検挙されていた相川博、小野康人を加えて計七名。

日本評論社関係——四四年一月二七日、美作太郎、松本正雄、彦坂竹男（当時退社日本出版会勤務）。翌四五年四月一〇日、鈴木三男吉、渡辺潔計五名。

岩波書店関係——四四年一月二七日、藤川寛、翌四五年五月九日に小林勇の二名。

朝日新聞社関係——四四年六月三〇日、酒井寅吉。

また、神奈川県特高の描いた構想の一環として、愛国労働農民同志会、政治公論社関係の事件があり、一九四三年八月頃田中正雄がつづいて一〇月二日に広瀬健一が検挙されている。以上で総数四八名であった。逮捕された人たちは横浜市所在の各警察留置場に拘禁され、そこできびしい取調べを受けた。その取調べについては次のごとく述べられている（前掲書、一一一—一二三ページ）。

第一に、各編集者の所属する各出版社内での雑誌と書籍の編集出版の仕事が、共産主義の偽装された宣伝活動であるとされた。

このため「中央公論」、「改造」、「日本評論」などの各雑誌の毎号の論文と出版された書籍の編集意図の中に共産主義立場からの反戦・平和・自由と革命の要素が追求された。社内の幹部会、理事会、編集会議、研究会、懇親会、喫茶店その他での事務上の打ち合わせはもちろん、ハイキングや社内の同好雑誌までが「共産主義的意図」によるものとされた。

たとえばだれかが社内での編集会議をすませた二次会の席上、一杯機嫌で軍の竹槍戦術を批評し、「あんなことをしていたら日本は敗けるよ」といったとする。するとそれは共産主義的敗北主義の発言ということになるのだった。この追求が極端になると、それは不合理どころか滑稽でさえあった。たとえば、その頃日本評論社が出版していた「新独逸国家大系」の翻訳は、ナチス・ドイツの公認のもとにナチズムを体系的に解説宣伝しただけのものであり、それは戦後出版界の戦争責任による追放が起こったとき、該当書の筆頭にのぼったファシズム文献であったのであるが、戦時下神奈川県特高の猜疑と無知は、この翻訳ものをすら被疑事実の中に数えたてたようなありさまであった。

第二に、日本編集者会が共産主義者を指導分子とする左翼的大衆組織であるとされた。検挙された各社の編集者は社内の仕事で最も活動的であったように、この編集者の団体に対しても——とくにその結成と活動の初期に——それぞれ「新体制」への期待を抱きつつ最も積極的であったが、そのようなかれらの影響力はすべて「共産主義的」であったのだから、したがって編集者会もいきおい「共産主義的」とされねばならなかった。

第三に、同盟通信社をバックとする新出版社設立の動きが、共産主義宣伝のための新しい足場固めと認められた。日本編集者会の結成と前後して、伊藤愛二（千倉書房）がその伯父に当たる同盟

通信社長古野伊之助に新しい出版社の設立意図があることを小森田一記（中央公論社）、藤川寛（岩波書店）、美作太郎、彦坂竹男（以上日本評論社）に告げ、かれらの協力を要請したとき、一同はみな賛成した。そのためには各人の所属する職場との関係を清算して、自由に活動できる態勢をとる必要があったので、かれらはそれぞれ理由を構えて退社手続をとり、さし当たり同盟通信社の出版部所属として「日本出版社」の設立活動に従事することとなった（美作だけは日本評論社をやめず、したがってこの計画から幾分遠のくこととなった）。これは遂に設立を見ずにおわったが、この計画に参画した編集者の意図は、日毎に追いつめられてちこまっている既成出版社内の雰囲気にあきたらず、古野伊之助という人物の力のもとに、もっと時代に即応した、指導的な出版事業を開始し、国家的な危機を幾分でも正しい方向にそって解決したいという「善意」にはかならなかつたし、それだけにまた「新体制」への甘い期待に促がされた、御多聞に洩れない心理と通じるものがあつた。そしてただそれだけのものに、特高はあえて、「共産主義的」という烙印を押したのである。

第四に、警察権力の狙いは、単に個々の編集者を断罪することに限られていず、かれら編集者を抱擁するそれぞれの雑誌社・出版社の経営主体に向けられていた。中央公論社の嶋中雄作社長、改造社の山本実彦社長の二人は、その思想と行動において「共産主義的」であるか、あるいは少なくとも共産主義に親近しこれを補助する者として、検挙までには至らなかつたが常に攻撃目標とされていた。「お前たちのようなけしからん編集者を雇っておく社長のことだ、ろくでもない奴にきまってる」というのが特高の放言であつた。この点において、神奈川県特高は中央公論社、改造社、日本評論社、岩波書店などが「共産主義的傾向ある反時

局的出版社」であるという権威づけられた凡説を当時の世間に流しただけでも、これを暴力でつぶしにかかつた軍部ファシズムの下僕として、実にけなげな忠勤をばげんだわけであつた。

終戦時、横浜事件の犠牲者のうちで、一九四四年（昭和一九）初めまでに検挙された

人たちのほとんどは、もう刑務所で、二、三年にわたる未決拘留生活を送っていたし、同年夏以後に捕えられた人びとの多くは、警察の留置場に止められたまま、栄養失調と衰弱の極に達していた。前者の大半は、書類の体裁を調えるためだけの予審終結決定をうけ、それも裁判所に出廷せず、未決監の中でごく短い時間に書類をつくられた者も多かつた。邪魔もの扱いで釈放された。その後、裁判は一九四五年九月から一〇月にかけて行なわれ、懲役二年・執行猶予三年から四年の判決をうけている。そして一〇月六日以降の裁判は、治安維持法廃止のために、解消してしまつた。ここで、その間の事情について、泊事件の一関係者（前掲手記と同一人）に関する判決文を掲げておこう。

#### 主 文

被告人を懲役貳年に処す、但し本裁判確定の日より参年間右刑の執行を猶予す

#### 理 由

##### 一、犯罪事実

被告人は大正十四年三月東京都神田三崎町大成中学校第四学年を修了し昭和三年四月法政大学予科に入学昭和六年三月同大学予科を卒業したる後一時実兄□□□□の営む□□業を手伝い居りたるが昭和十年四月同大学英文学部に入學し昭和十三年三月同学部を卒業するや直に東京都芝区新橋七丁目十二番地改造社に入社し同社発行の雑誌「大陸」、「改造時局版」、「改造」並に改造社出



版部の各編輯部員として昭和十八年五月二十六日検挙せらるる迄勤務して居りたるが前記法政大学予科に在学中当時の社会思潮の影響を受けエンゲルス著「社会主義の起源」マルクス著「賃労働と資本」「労賃価格及利潤」等の左翼文献を繙読したる結果終に昭和五年末頃には共産主義を信奉するに至り昭和七年初頃日本「プロレタリア」作家同盟東京支部員に推薦せられ左翼文化運動に従事したる経歴を有するものなるところ「コミンテルン」が世界「プロレタリアート」の独裁による世界共産主義社会の実現を標榜し世界革命の一環として我国に於ては革命手段に依り国體を變革し私有財産制度を否認し「プロレタリアート」の独裁を通して共産主義社会の実現を目的とする結社にして日本共産党は其の日本支部として其の目的たる事項を実行せんとする結社なることを知悉し乍ら孰れも之を支持し自己の職場の内外を通して一般共産主義意識の啓蒙昂揚を図ると共に左翼分子を糾合して左翼組織の拡大強化を図る等前記両結社の目的達成に寄与せむことを企図し

第一、昭和十七年七月中旬頃開催せられたる雑誌「改造」の編輯會議に於て相川博が細川嘉六執筆に係る「世界史の動向と日本」と題する唯物史觀の立場より社会の發展を説き社会主義の實現が現在社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道にして我国策も亦唯物史觀の示す世界史の動向を把握してその方向に向つて樹立遂行せらるべきことを暗示したる共産主義的啓蒙論文を雑誌「改造」の同年八月号及九月号に連続掲載發表を提唱するや被告人は該論文が共産主義的啓蒙論文なることを知悉しながら之を支持し編輯部員青山鉞治と共に、八月号の校正等に尽力して該論文（昭和一九年地押第三七号の二四の八頁乃至二九頁同号の二五の一六頁乃至四七頁）を予定の如く掲載發表し以て一般大衆の閲読に供して共産主義的啓蒙に努め

第二に、前記細川嘉六が眞に發表したる「世界史の動向と日本」と題する論文等により昭和十七年九月十四日治安維持法違反の嫌疑にて検挙せらるるや同年十月二十日頃西尾忠四郎より細川嘉六家族の救援に資する為出捐あいたき旨要請せらるるや即時之を快諾し同月二十五日頃東京都赤坂区葵町「満鉄」東京支社調査室に於て金二十円を西尾忠四郎に依託して細川家の救援に努めたる等諸般の活動を為し以て「コミンテルン」及日本共産党の目的遂行の爲にする行為を為したるものなり

二、証 拠

一、被告人の公判廷に於ける供述

一、被告人に対する予審第二、二四回訊問調書の記載

一、本件記録編綴の相川博に対する予審第四回被告人訊問調書謄本の記載

一、被告人に対する司法警察官第十六回訊問調書の記載

三、法律の適用

治安維持法第一条後段、第十条 刑法第五四条第一項前段第十

条 第六十六条 第六十八条第三号 第七十一条 第二十五条

昭和二十年九月十五日

横浜地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 八 並 達 雄 ⑤  
判 事 若 尾 元 ⑤  
判 事 影 山 勇 ⑤

## 第二節 個人雑誌による思想的抵抗

日中戦争以後、殊に大太平洋戦争期においては、多少とも進歩的色彩を保持し、広範な社会的影響力をもつと考えられる総合雑誌は廃刊され、もしくは「思想雑誌」であることをやめて「時局雑誌」への転身をよぎなくされた。そうした時期にあってあくまで「思想」を公表しつづけようとするものにとり、もはや商業雑誌、新聞の紙面を借りる可能性は失われ、みずから個人雑誌を発行して、その紙面に自分の「思想」を述べる以外に方法はなくなつた。しかも、個人雑誌といえども、非合法の秘密出版でないかぎり、当局の弾圧を免れえなかつたのであるが、それでも「他山の石」(発行者、桐生悠々)「古人今人」(同生方敏郎)、「近きより」(同正木晃)「嘉信」(同矢内原忠雄)等の個人雑誌上において、合法的方法による思想的抵抗が試みられ、殊に後の二誌は、敗戦の最後まで抵抗の筆鋒をゆるめず、活字印刷が不可能になれば騰写版をつかつても刊行を断念しなかつた。

桐生悠々は、一八七三年金沢に生まれ、東大卒業後は終始ジャーナリストとして博文館、下野新聞(宇都宮)、大阪毎日新聞、大阪朝日新聞などに勤め、主筆として招かれた「信濃毎日新聞」の論説で乃木大将殉死事件を批判して筆禍事件を起こして追われ、「新愛知」主筆に招請されてからもしばしば筆禍事件を起こして一〇年後ふたたび「信濃毎日新聞」に戻つたが、一九三三年八月に社説「関東防空大演習を嗤う」の筆者として軍の圧力で退社してから四一年九月に歿するまでの八年間、名古屋で個人雑誌「他山の石」を発行して

リベラリストとしての抵抗をつづけた。雑誌は月二回刊、会員制で、月額、維持会員二円、普通会员員一元、学生は五〇銭、三四年六月に創刊号を出した時には桐生は六二才であった。同誌は何回もの「発禁」や「差押え」を受けたが、「記事削除」の場合には、「この原稿が活字に拾われ組まれたのちに愛知県警察部長より、日支戦争に關しては、一切論及することを許されず、唯政府のなすところを傍觀せよというが如き趣旨の達示があつたので、ここに遺憾ながらこの全文を抹消する」と明示し(三七年七月)、発禁にたいしては、「一筋の藁の行方でも流れの方向を示す」といい「この位の筆禍は本懐そのものです」(同一二月)と会員読者によびかけた。かれは自分宛にも雑誌を郵送し、それによっていち早く処分の有無を確かめ、処分のたびに愛知県警察部特高課に出かけて詰問した。「記者に残されているのは、地下に潜ることだが、余りにも老いている」とも記した。四〇年には毛沢東とエドガー・スノウとの会談の内容を伝え「日本軍は全く包圍されていること、戦争が進むにつれ日本人の捕虜・武器・弾薬等を捕獲する可能性を中国に与えるであろうこと、捕虜となり、武器を奪われた日本の将兵は歓迎され優待されるであろう」という毛沢東の言をとりあげ、「この言を想起して、深くかえりみるところがなくてはならない」と結んだ。四一年一月には、アメリカと戦端を開くのは、「無謀の極」であるとし、「一國の運命を掌中にする政府ならばに軍部は、強がりばかりをいわず、国民に『臣道の実践』を一方的にのみ要求せず、みずからもまた『輔弼の臣』としての責務を果せ」と呼びかけ、同三月には、「勝つた国家群も敗けた国家群も、いずれも疲弊の極に達するだろう。その時こそ、彼らは初めて彼らの愚に目さめるだろう」とのべていた。四一年八月には、病氣のため流動物ものどを通らず死を予感しつつ、廃刊の辞として、「やがてこの世を去らねばならぬ危機に到達致居候

故小生は寧ろ喜んでこの超畜生道に墮落しつつある地球の表面より消え失せることを歓迎致居候も、唯小生が理想したる戦後の一大軍肅を見ることなくして早くもこの世を去ることは如何にも残念至極に御座候」と書き、編集後記の結びのことは、「国民としてよりも、世界の公民として、言いかえれば現在よりも寧ろ未来に於て住みたいと思うものであります」とあった（判沢弘「桐生悠々」、世界、一九六五年九月号による）。

以下、家永三郎「戦時下の個人雑誌」(思想・一九六四年一月号)により、「近きより」、「嘉信」二誌の内容、発行経過について摘記すると次のごとくである。なお、個人雑誌によると戦時下の思想的抵抗については、家永三郎著「歴史と教育」(大月書店刊)所収、「大太平洋戦争下の思想的抵抗」をも参照されたい。「近きより」は最近復刻して単行本として発行されている。

「近きより」 正木晃は明治二十九年の生まれ、大正十一年東京帝国大学法学部を卒業し、教員やジャーナリストを経て弁護士となったが、もともと画家になろうと思っていたくらいで、法律家を職業とする意図で法学士となったわけではなく、早くから人生や社会の問題と真剣に取り組んできた人物であって、満州事変以後のファシズムの風潮の高まりに「堪え難い憤りを感じ」昭和十二年四月個人雑誌「近きより」を創刊した……。『近きより』は四六版仮綴で、ページ数は物資の窮迫とともに減じ、用紙の配給も停止されたが、岩波茂雄が特に紙を提供して発行を継続させ、昭和二十年一月までは八ページ、同年二・三月、四月の二号は四ページ、空襲で自宅の罹災した五月にも二ページの活版印刷による発行が続けられ、七月、八月および降伏後にいたるまで藁半紙表裏一枚の騰写版印刷による刊行が行なわれている。発行部数は最も多いときには一万に達し、芦田均、清沢洌、川路柳虹、森田

草平、田辺元らの著名な人々が多数熱心にこれを支持していたが、特に大審院判事犬丸殿、東京控訴院判事丁野暁春ら裁判官の間に支持者の多かったことが、事大主義的な取締官憲に無言の威圧を加え、弾圧を躊躇させる一条件となっていたかとも推測されるのである。

その内容には「国は主権、領土、人民、之に加ふるに伝統より成る。故に人民の幸福を忘れて忠君あるべからず。逆に云へば民を疎略にする者は不忠の臣なり」という民主主義論理の逆説的表現や、「社会制度の不合理なために生ずる違法を個人の全責任に転化する傾向が強い。不合理に対する緊急避難、正当防衛が叫ばれねばならぬ」という抵抗権の主張等、きびしい言論統制下で他に見ることのできない文字にみちみちており、一々紹介のいとまがないほどであるが、就中東条内閣に対する正面からの攻撃は、「近きより」のクライマックスを示すものであり、十九年六月の巻頭言に「挙国戦時に没頭し、他事を顧る違なく、只管国内の静謐を念とするに乘じ、俄か職権に陶醉して民衆を賤民視する者あり。同胞の困窮を逆用して私利を貪る者あり。その他獸心獸欲に耽り、神国の面目を傷つく者尠ならず。正義が国の生命なるを信ずる我等は、彼等の横行を黙視するに忍びざれど、今戦ひ酣にして、彼等の不忠不臣を膺懲するを便とせず。されど神国の正義は没すべからず。いつの日にか彼等に鉄鎚の下るを見ん。憂国の至情に燃ゆる同胞よ。来るべき日のために、彼等非国民の非行を綿密詳細に記録し置くべし」という火を吐くような文字が堂々と書きつらねられていた。十九年九月には茨城県下における警察官の被疑者拷問致死事件を取り上げた二八ページの特集号を発行し、一身の危険を顧みず、官憲の非違を勇敢に摘発したのであるが、戦後の八海事件、菅生事件、三里塚事件、丸正事件等における正木の

活発な裁判批判は、ここにその端を発している。……

「嘉信」 矢内原忠雄は明治二十六年の生まれ、大正六年東京帝大法科大学を卒業、同年九月母校の経済学部で招かれ、十二年以来教授として植民政策講座を担当し、マルクス主義経済学の帝国主義理論を用いて、台湾・満洲その他の植民地支配の実態につき科学的分析を加え、すぐれた成果を多く世に問うていたが、一面内村鑑三の門下生として無教会キリスト教を信仰し、きびしい宗教的信念を以て社会に対する警世家としての側面をも有する人物であった。昭和七年満洲視察中乗っている列車が匪賊の襲撃を受けたが、ふしぎに難を免れたので神の加護を痛切に感じ、これを報告する趣旨の印刷物を出した。同年十一月発行の「通信」がそれで、その後不定期ながら月一回位の間隔で刊行をつづけ、十二年十二月までに四十九号を刊行した。……

十二年十月の第四十七号に「神の国」と題する藤井武第七周年記念講演速記が掲げられたが、その内に「日本の理想を生かすために、一先ず此の国を葬って下さい」という一節があり、これがかねてから矢内原の批判的言論を憎んでいた権力者の乗ずるところとなり、同年十二月彼は帝国大学教授を辞仕するのやむなきにいたった。

矢内原はこれを機会に新しい道を進むべく決意し、辞職のあいさつを載せた四十九号を以て「通信」を廃刊し、十三年一月「嘉信」の創刊号を発刊した。彼自ら「キリスト教主義の月刊雑誌」と呼んでいるように、「嘉信」は……最初から時事問題を論ずるのを主目的とした雑誌ではなく、「ヨハネ黙示録講義」「アモス書大意」「マタイ伝について」というような聖書の研究が最も重要な内容を成している。しかし、師内村の場合と同様に、矢内原においても、神の福音に対する熱烈な信仰は現実の歴史の動向に

対する燃えるような関心と不可分に結びついており、侵略戦争の進展と国民の自由の抑圧強化という不義不正の現実を眼前にして、これに対し神の義を説くことなしに聖書の文字の世界の内のみ沈潜することは、彼の烈々たる正義感が許さなかつたのであつた。「キリスト教主義」の雑誌である「嘉信」は、こうしてファシズムに対する基督者の牢固たる抵抗の精神をくりひろげる場所となつたのである。……

例えば十五年一月号に掲げられた「第二イザヤ書講義第三講」には、十四年十一月三日東京青山で開かれた「基督教大会なるもの」の席上、某陸軍大将（松井岩根を指す）の挨拶があり、「司会者は大将閣下の臨席を非常に光栄とし、一同起立して大将を壇上にお迎えする事を要求、一同起立したということである」が、「その陸軍大将は南京事件当時の最高指揮官であつた。南京陥落の時に、アメリカのミッシェンで建てている基督教の女学校に対して、一つの大きな間違いが犯された。若しそういう事実を基督教徒大会の主催者が知らなかつたとするならば、之は甚しき怠慢である。知っていたとするならば、何という厚顔無恥であるか。その事件の責任者たる者は、手について基督教徒の前に謝らなければならぬ。基督教徒大会は、日本の基督教徒の名に於いて謝罪を要求すべきではないであろうか。それを全民衆が起立して迎えるとは、之ほど逆さまの事がありますか」という、日本軍の蛮行に対する峻烈な弾劾を行っているし、……

随処に権力悪に対する勇敢な批判が試みられているのである。したがって発売禁止・削除・注意等の処分が何回か加えられただけでなく、十七年十二月には用紙の割当を全廃され、十九年六月には警視庁による廃刊の強要を受けるにいった。矢内原は、用紙を他から入手し、圧迫にひるむことなく刊行をつづけ、一応警視庁の

面子を立てるために、二十年一月以後は名前だけ「嘉信会報」と改め、「雑誌は廃刊になっても伝道は廃すべからず。印刷の出来る間は印刷により、印刷が出来なくなれば騰写刷により、騰写刷も出来なくなれば筆写回覧の方法によりても、キリストの福音は宣べ伝えられねばならないのである」という決意を示し、その言葉どおり、「会報」第二号から騰写刷を以て敗戦まで八号、一月も欠くことなく刊行を継続した。さすがに戦局の急迫以後現実への具体的批判は迹を絶ち、非状な心境が吐露されるにいたったけれど、とにかく不屈の勇気を以て敗戦の日まで刊行を継続した点では「近きより」とならんで壯観をきわめている。二十年九月「嘉信」の名に復して、ふたたび活字印刷となり、戦後も月刊ではないがその刊行が続けられた。

